目

次

○地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号) (附則第九条関係)	〇森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則(平成三十一年総務省令第四十号) (第四条関係)	○自動車重量譲与税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号) (第三条関係)	○地方揮発油譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号) (第二条関係)	〇地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号) (第一条関係)
206	(第四条関係)204	201	198	1

(傍線の部分は改正部分)

四条の七第三項に規定する申出書及び書類(第三項及び第四項並びに次	四条の七第三項に規定する申出書及び書類(以下この条及び 次
日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十	日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十
「都道府県等」という。)は、指定対象期間の初日の属する年の七月一	「都道府県等」という。)は、指定対象期間の初日の属する年の七月一
ようとする都道府県、市町村又は特別区(以下この条及び次条において	ようとする都道府県、市町村又は特別区(以下この条及び次条において
定による指定(以下この条及び次条において「指定」という。)を受け	定による指定(以下この条及び次条において「指定」という。)を受け
第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規	第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規
方法等)	方法等)
(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出	(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出
十八~二十五 略	十八~二十五 略
の規定による承認に関する処分	む。)の規定による承認に関する処分
	第七十二条の二十九第二項若しくは第六項において準用する場合を含
用する場合を含む。)	用する場合を含む。)又は第五項(法第七十二条の二十八第二項又は
第七十二条の二十八第二項 において準	第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準
十七 法第七十二条の二十五第二項から第五項まで(これらの規定を法	十七 法第七十二条の二十五第二項から第四項まで(これらの規定を法
一~十六 略	一~十六 略
げるものとする。	げるものとする。
第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲	第一条の七 法第十九条第九号の総務省令で定める処分は、次の各号に掲
(法第十九条第九号の処分)	(法第十九条第九号の処分)
改正前	改正後

- 2 略
- 3 を経由して総務大臣に) 間 道府県等を除く。 第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都 の項の規定により申出書等を提出した都道府県等及び法第三十七条の二 申出書等を総務大臣に .の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に 指定を受けていない都道府県等 は、 提出することができる。 第一項の規定にかかわらず、 (市町村又は特別区にあつては、 (前項の指定対象期間において既にこ 前項の指定対象期 都道府県知事
- 4 の 日 事を経由して総務大臣に) に した都道府県等を除く。 定を取り消された都道府県等 法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指 申出書等を総務大臣に から起算して二年を経過する日の属する月の初日から末日までの間 は 提出することができる。 (市町村又は特別区にあつては) (既にこの項の規定により申出書等を提 第一項の規定にかかわらず、 当該取消し 都道府県知
- 指定対象期間の末日までの期間とする。 項及び第三百十四条の七第七項の規定による告示をした日から第二項の合における指定対象期間は、当該指定をした旨の法第三十七条の二第七 前二項の規定により申出書等を提出した都道府県等が指定を受ける場

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載

ものとする。 又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)提出する条第二項第一号において「申出書等」という。)を総務大臣に(市町村

- 2 略

を経由して総務大臣に)提出することができる。、申出書等を総務大臣に(市町村又は特別区にあつては、都道府県知事間の初日の属する年の翌年の四月一日から同年八月三十一日までの間に――――を除く。)は、第一項の規定にかかわらず、前項の指定対象期――――

(法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載

事項等)

- に掲げる 基準に適合する旨 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号
- に掲げる基準に適合する旨 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号
- 四 法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号に掲げる基準に適合する旨

に掲げる基準に適合する旨

- に掲げる基準に適合する旨 法第三十七条の二第二項第五号及び第三百十四条の七第二項第五号
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項
- 書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。 と 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出
- 第五項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対第四項の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間(同条第三項又は

事項等)

第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する返礼品等(次項第四号において「返礼品等」という。)を項に規定する返礼品等(次項第四号において「返礼品等」という。)を提供しない場合には、第一十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規

法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第

号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨

- に掲げる基準に適合する旨 一 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号
- に掲げる基準に適合する旨 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号

- 四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項
- 書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出
- 一 都道府県等が前条第二項に規定する指定対象期間(同条第三項
- 第四項に規定する指定対象期間。第三号及び第四号において「指定対の規定により申出書等を提出する都道府県等にあつては、同条

て 三百十四条の七第 象期間」という。) 「第一号寄附金」という。) に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第 項第一号に掲げる寄附金 の額の見込額及びその募集に要する費 (次号及び第三号におい

二 5 五 略

用

0

額の見込額に関する書類

3

略

(道府県民税 市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等

の様式

第二条 県民税、 掲げる文書の様式は、 法第四十三条及び第七百三十九条の二の規定により市町村が道府 市 町村民税及び森林環境税の賦課徴収に用いる左の表の上欄に それぞれその下欄に掲げるところによるものとす

る。 決定/ 文書の 市町村民税・道府県民税 ,納税/通知書 種 類 森林環境 略 税 税 額 様式 第一号の三様式

2 には、 規定する通知事項 て 定した特別徴収義務者 という。) に対する前項の表の四の上欄に掲げる通知書 市 「特別徴収義務者用通知書」という。 町村長は、 特別徴収税額を変更した旨。 法第三百二十一条の四第一 (法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合 (以下この項及び次項において 次項において同じ。)を、 の副本として、 項及び第五項の規定により指 「特別徴収義務者 同条第一項に (次項にお 第九条の

> 用 て 三百十四条の七第 象期間」という。)に受領する法第三十七条の二第一項第一号及び第 0 第 額の見込額に関する書類 一号寄附金」という。 項第一号に掲げる寄附金 の額の見込額及びその募集に要する費 (次号及び第三号におい

<u>一</u> 5 五 略

3

略

(道府県民税及び市町村民税

に係る納税通知書・申告書等

第二条 法第四十三条の規定によ つて 市町村が道府

の様式)

県民税及び市町村民税 掲げる文書の様式は、 それぞれその下欄に掲げるところによるものとす の賦課徴収に用いる左の表の上欄に

る。 文書の 種 類 様式

決定/納税/通 市町村民税・ 知書 道府県民 税 略 税 額 第一号の三様式

2 には、 定した特別徴収義務者 規定する通知事項 て という。)に対する前項の表の四の上欄に掲げる通知書 市町村長は、 「特別徴収義務者用通知書」という。 特別徴収税額を変更した旨。 法第三百二十一条の四第一項及び第五項の規定により指 (法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合 (以下この項及び次項において「特別徴収義務者 次項において同じ。) の副本として、 を、 同条第一項に (次項にお 第九条の

いう。 体に当該通知事項に係る情報 二十二第一項に規定する方法又は第十条第二十項に規定する記録用の媒)を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる (第九条の二十二において「通知情報」 と

3 \ 8 略

附属申告書等)

2 及 び 3

4

第二条の二

略

五項、 は、 若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものにつ 第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項 条の六第三項の規定により提出し、 書に添付し、 ければならない。ただし、 第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しな 四十五条の二第一 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第 二条の三の六において「国外居住者」という。)に係る障害者控除額 者である者 するときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住 法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定を 当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び 第百九十五条第五項、 (以下この項から第六項まで、 若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第 項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者 所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告 第百九十五条の二第二項若しくは第二百三 若しくは提示し、 次条、 第二条の三の三及び第 又は次条第三項

> いう。 体に当該通知事項に係る情報 二十二第一項に規定する方法又は第十条第七項)を記録する方法により特別徴収義務者に提供することができる (第九条の二十二において に規定する記録 「通知情報」 用 の媒 لح

3 \ 8 略

附属申告書等)

2及び3

第二条の二

略

4 四項、 若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものにつ 第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項 条の六第三項の規定により提出し、 書に添付し、 ければならない。ただし、 第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、 は、 四十五条の二第一 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第 二条の三の六において「国外居住者」という。)に係る障害者控除 者である者(以下この項から第六項まで、 するときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居 法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定を 当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び 第百九十五条第四項、 若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十 項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者 所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告 第百九十五条の二第二項若しくは第二百三 若しくは提示し、 次条、 又は市町村長に提示しな 第二条の三の三及び第 又は次条第三項 -四条第 額

いては、この限りでない。

5 るものについては、 の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係 第四項、 第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、 示し、若しくは同法第百九十四条第五項、 の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、 に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書 五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十 第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三 この限りでない。 第百九十五条第五項若しくは 若しくは税務署長に提 ただし、 又は次条 所得税法

一 〜 三 略

6 9 略

(確定申告書の付記事項等)

第二条の三略

2 略

第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を配偶者特別控除額の正第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書

いては、この限りでない。

5 第四項、 るものについては、 の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係 第二百三条の六第三項の規定により提出し、 示し、若しくは同法第百九十四条第四項、 の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、 に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書 五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、 国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四 第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三 この限りでない。 第百九十五条第四項若しくは 若しくは提示し、 若しくは税務署長に提 ただし、 又は次条 所得税法

一〜三略

6 9 略

(確定申告書の付記事項等)

2 略 第二条の三

略

第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を配偶者特別控除額の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書

4

4

ない。 により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二 付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若 九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、 該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければなら 当該確定申告書を提出する者は、 が 五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者 しくは提示し、 若しくは税務署長に提示し、 当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十 ただし、 所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し 又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添 若しくは同法第百九 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 十四条第五項 一項の規定 第百 若

5 及び6 略

係るものについては、この限りでない。 告書に添付し、若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に 方の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示 し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二百 三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項 で規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項 で規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項 であるものについては、この限りでない。

により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二 付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若 しくは提示し、 九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出 ない。ただし、 該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければなら 当該確定申告書を提出する者は、 が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には 五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者 若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九 国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十 所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付 又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 十四条第四 一項の規定 第百 若

一〜三略

5及び6 略

(給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の二 略

ない。 の翌年 の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年 0) らの書類を、 該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。)又はこれ 条の三の二第五項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当 得者の扶養親族等申告書(法第四十五条の三の二第五項及び第三百十七 第十三項の規定により提出される書類を受理した場合には、 項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまで 間 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族等申告書又は次条 当該給与支払者が保存するものとする。 月 十日の翌日から七年を経過する日後においては、 法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第 ただし、 当該給与所得者 この限りで 当該給与所

3 略

4 条の三の二第 第三項及び第三百十七条の三の二第三項の規定」と、 第三百十七条の三の二 あ 1 に の二第三項の規定による申告書 いるのは て準用する。 前三 おいて「給与所得者の扶養親族等異動申告書」という。)の提出に 一項の規定は、 「第百九十四条第三項」と、 一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるのは この場合において、 法第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三 第一 項の規定」 (次条及び第二条の三の四第一 第一 とあるのは 「第四十五条の三の一 項中 「第百九十四条第一 「第四十五条の三の二 前項中「第四十五 一第一項 項第二号 項」 反び لح 0

(給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の二略

2 の翌年 の間、 ない。 得者の扶養親族等申告書(法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七 の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年 らの書類を、 該給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。)又はこれ 条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当 第十三項の規定により提出される書類を受理した場合には、 項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまで 給与支払者が給与所得者から給与所得者の扶養親族等申告書又は次条 当該給与支払者が保存するものとする。 一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、 法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第 ただし、 当該給与 この限りで 当該給与所)所得者

3 略

4 いて準用する。 条の三の二第 第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」と、 第三百十七条の三の一 あるのは において「給与所得者の扶養親族等異動申告書」という。 の二第二項の規定による申告書 前三項の規定は、 「第百九十四条第二項」と、 一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定」とあるの この場合において、 法第四十五条の三の二第 |第一項の規定」とあるの (次条及び第二条の三の四第一 第一 「第四十五条の三の二 項中 「第百九十四条第 一項及び第三百十七 は 「第四十五条の 前項中「第四十五)の提出につ 第 項 第二号 条の三 項」 項 <u>の</u> 二 及び لح

と読み替えるものとする。「第四十五条の三の二第三項の規定」「第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項の規定」

(給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項)

第二条の三の三略

する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。2 法第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項に規定

一及び二 略

3~9 略

10

所得税 は、 額、 第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の 法第百九十四条第五項、 町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて 七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市 人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除 項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個 の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三 動 二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異 与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者 がない 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給 当該提出した者は、 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合に 確定申告書に添付し、 旨の記載をした者を含む。 当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十 第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の二 若しくは税務署長に提示し、)が当該申告書に係る法第四十五 (法第四十五条の三 若しくは同 一の二第

と読み替えるものとする。「第四十五条の三の二第二項の規定」「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定」

(給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項

第二条の三の三略

する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 2 法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項に規定

一及び二 略

3 9 略

10 国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給

与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者

額、 第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の 法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第百九十五条の二 所得税の 町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて 七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市 は、 人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除 項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個 の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二 当該提出した者は、 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合に 確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、 当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十 が当該申告書に係る法第四十五 若しくは同

居住者に係るものについては、この限りでない。、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し

11

りでない。 より市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、 付 提示し、 兀 定申告書に添付し、 出しなければならない。 分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提 けようとする場合には、 民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受 る提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の の記載をした者を含む。 三百十七条の三の 扶養親族等申告書等を提出した者 [条第五] į 項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定す 国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者 若しくは市町村長に提示し、 又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添 項若しくは第百九十五条第五項の規定により提出し、 第一 若しくは税務署長に提示し、 一項の規定により当該記載に代えて異動がない旨 ただし、 当該提出した者は、 が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第 所得税法の規定に基づいて所得税の確 (法第四十五条の三の1 若しくは第二条の三第四項の規定に 次の各号に掲げる場合の区 若しくは同法第百九十 一第二項及び第 若しくは この限 道府県 $\bar{\mathcal{O}}$ 11

一〜三略

第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者 (法第四十五条の三の二2 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した

居住者に係るものについては、この限りでない。、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し

国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の

扶養親族等申告書等を提出した者

付し、 提示し、 りでない。 より市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、 四条第四項若しくは第百九十五条第四項の規定により提出 定申告書に添付し、 出しなければならない。 分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提 けようとする場合には、 民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の る提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の 項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第二項に規定す 若しくは市町村長に提示し、 又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に 若しくは税務署長に提示し、 ただし、 当該提出した者は、 が当該申告書に係る法第四十五条の三 所得税法の規定に基づいて所得 若しくは第二条の三第四項の 次の各号に掲げる場 若しくは同法第百九十 控除 若しくは この限 対規定に 税の 一合の 一の二第 道 を受 府県 確

一〜三略

項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る する申告書に添付し、 なければならない。 係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出し 場合には、 個 三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の 条の三の二第 異動がない旨 |外扶養親族証明書類については、 人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である 当該申告書を提出した者は、 0 一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第 記載をした者を含む。 ただし、 若しくは市町村長に提示し、 第二条の二第六項の規定により同項に規定 この限りでない。 当該控除対象外国外扶養親族に が当該申告書に係る法第四十五 又は第二条の三第五

13 略

、給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

る提供と併せて行わなければならない。 百九十八条第二項の規定による当該各号に定める事項の電磁的方法によ第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第

項 法による提供 所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事法による提供 所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項の電磁的方定による給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方 法第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項の規

的方法による提供 所得税法第百九十四条第三項の申告書に記載すべ定による給与所得者の扶養親族等異動申告書に記載すべき事項の電磁二 法第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項の規

する申告書に添付し、 なければならない。 項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る 係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出 場合には、 個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である 二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一 条の三の二第一項及び第二項並びに第三百十七条の三の二第一 外扶養親族証明書類については、 当該申告書を提出した者は、 ただし、 若しくは市町村長に提示し、 第二条の二第六項の規定により同項に規定 この限りでない。 当該控除対象外国外扶養親族に が当該申告書に係る法第四十五 又は第二条の三第五 日の属する年度分の 項及び第

13 略

(給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による出談の三の四 次の各号に掲げる電磁的方法による提供は、所得税法第

項法による提供が所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事法による提供が所得税法第百九十四条第一項の申告書に記載すべき事項の電磁的方定による給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方一 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規

的方法による提供 所得税法第百九十四条第二項の申告書に記載すべ定による給与所得者の扶養親族等異動申告書に記載すべき事項の電磁 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規

き事項

各号に掲げる方法とする。する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項2、法第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項に規定

3 あ の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で 書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法により提供された当該申告 の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、 「当該申告書」 つて、 法第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項の規定 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 とあるのは、 「法第四十五条の三の二第五項及び第三百 (電子的方式、 磁気的方式そ 同項中) | |と 3

書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納 等二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森 株環境税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入 する場合(法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する する場合(法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する する場合(法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する する場合(法第七百四十七条の六第二項に規定する方法により納入する 当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ 書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納 当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

入するものとする。

き事項

する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項に規定

各号に掲げる方法とする。

する。 あつて、 の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で 書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 十七条の三の二第四項に規定する電磁的方法により提供された当該申告 の適用がある場合における前条第九項の規定の適用については、 「当該申告書」とあるのは、 法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 「法第四十五条の三の (電子的方式、 二第四項及び第三百 磁気的方式そ の規定 同 項中

第二条の六 給与所得に係る個人の道府県民税及び 市町村民税

入するものとする。 一の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を市町村に納入 ができないやむを得ない事情があると認める場合にお は、当該納入金に第五号の十五様式による納入書(当 は、当該納入金に第五号の十五様式による納入書(当 ができないやむを得ない事情があると認める場合にお がで、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納入書(当 当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納 と記める場合にお ができないやむを得ない事情があると認める場合にお ができないやむを得ない事情があると認める場合にお ができないやむを得ない事情があると認める場合にお がするものとする。

(利子等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。 さないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様るところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることがでると、の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げ第三条の七 法第七十一条の十第二項の規定により 道府県知事に提出す

略

2 的記録を含む。 事情があると認める場合において、 号の六様式による納入書(当該様式によることができないやむを得ない 規定する方法により納入する場合を除く。 金を納入する場合 当該様式による納入書) 利 子等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納)を添えて納入するものとする。 (口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二項に (当該書類に記載すべき事項を記録した電磁 総務大臣が別の様式を定めたときは)には、 当該納入金に第十二 入 2

(特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

略

納入金を納入する場合(口座振替の方法又は法第七百四十七条の六第二特定配当等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る

2

きないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様るところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によることがでべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げ第三条の七 法第七十一条の十第二項の規定によつて道府県知事に提出す

略

それぞれ当該様式によることができる

式を定めたときは、

利子等に係る道府県民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入

金を納入する場合

(口座振替の方法

、当該様式による納入書)(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは号の六様式による納入書(当該様式によることができないやむを得ないにより納入する場合を除く。)には、当該納入金に第十二

(特定配当等に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式)

的記録を含む。)を添えて納入するものとする。

略

2

電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。
きは、当該様式による納入書)(当該書類に記載すべき事項を記録したない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたとない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたとりに規定する方法により納入する場合を除く。)には、当該納入金に第項に規定する方法により納入する場合を除く。)には、当該納入金に第

(特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式

別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。とができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣がに掲げるところによるものとする。ただし、同表に掲げる様式によるこ提出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄第三条の十二 法第七十一条の五十一第二項の規定により 道府県知事に

略

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。きは、当該様式による納入書)(当該書類に記載すべき事項を記録したない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたとお二号の九様式による納入書(当該様式によることができないやむを得出ない。)には、当該納入金に第

(特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に係る納入申告書等の様式

別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。 とができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が と出すべき次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄 第三条の十二 法第七十一条の五十一第二項の規定によつて道府県知事に

略

別徴収に係る納入金を納入する場合(口座振替の方法というでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、一名のでは、

事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納入するものとする。様式を定めたときは、当該様式による納入書)(当該書類に記載すべききないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の該納入金に第十二号の十二様式による納入書(当該様式によることがでにより納入する場合を除く。)には、当

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

第三条の十四略

2 卸供給事業及び第六条の二第一 気事業、 要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業 部分を除き、 応じて供給する電気を発電し、 物をいう 工作物 て総務省令で定める事業は、 法第七十二条の二第一 を含む。 (電気事業法第) 般送配電事業、)とする。 当該電気を発電し、 一条第 項第三号に規定する発電事業に準ずるものとし 送電事業、 自らが維持し、 項に規定する事業に該当する部分を除く 又は放電する事業 項第五号ロに規定する発電等用電気工作 又は放電する事業と併せて他の者の需 配電事業、 及び運用する発電等用電気 を用いて他の者の需要に 特定送配電事業、 (発電事業に該当する (小売電 特定 2

(政令第二十二条第八号の総務省令で定めるもの等)

第四条の二の二 とする。 有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。 経済産業省告示第百十二 ギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準 業省令第四十三号) ー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則 供給事業者によるエネルギー 政令第二十二条第八号の総務省令で定めるものは、 第四条第 号 1三に規定する非化石電源としての価値を 項第二号に規定する非化石証書 - 源の環境適合利用及び化石エ (平成二十二年経済産 (平成二十八年 (エネル ーネルギ エネ

第三条の十四略

。)を含む。)とする。 気事業、 工作物 をいう。 卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く 要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業 部分を除き、 応じて供給する電気を発電する て総務省令で定める事業は、 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとし (電気事業法第) 一般送配電事業、 第六条の二第一 当該電気を発電する 二条第 項において同じ。 送電事業、 自らが維持し、 項第十八号に規定する電気工作物 配電事業、 及び運用する発電用 事業)を用いて他の者の需要に 事業と併せて他の 特定送配電事業、 (発電事業に該当する (小売電 者の需 0 特定 電 気

(政令第二十二条第八号の総務省令で定めるもの等)

第四条の二の二 ルギー とする。 有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。 経済産業省告示第百十二号) エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準 業省令第四十三号) 原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則 供給事業者による非化石エネルギ 政令第二十二条第八号の総務省令で定めるもの 第三条第一 1三に規定する非化石電源としての 項第二号に規定する非化石証書 -源の利用及び化石エ (平成二十二年経済産 (平成二十八年 は、 ネ (非化石 価値を ル エネ ギ

2

2

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

のとする。 掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるも第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

する。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事る申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものと第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げ

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

のとする。 掲げる申請書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるも第四条の四 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に

	略
	申請書)
	する場合を含む。)の規定による承認等の
	令第二十四条の四の三第一項において準用
	。)並びに政令第二十四条の四第一項(政
	において準用する場合を含む
	十八第二項及び第七十二条の二十九第二項
	法第七十二条の二
	及び第五項(これらの規定を
	等の申請書(法第七十二条の二十五第三項
第十三号の二様式	二 申告書の提出期限の延長の処分等の承認
	略
様式	申請書等の種類

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)

する。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事る申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものと第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げ

情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができ

る。

略	三項の修正申告書)	に係る法第七十二条の三十一第二項及び第	同条第四項の申告書並びにこれらの申告書	二条の二十六第一項ただし書の規定による	おいて準用する場合を含む。)及び第七十	二条の二十九第二項、第四項及び第六項に	法第七十二条の二十八第二項並びに第七十) (別表五から別表	第八項から第十二項まで (これらの規定を	に係る修正申告書(法第七十二条の二十五	一 確定申告書及び中間申告書並びにこれら	申告書等の種類
						十四まで))(別表五から別表	第六号様式(その3	様式(その2)又は	第六号様式、第六号	様式

2及び3 略

(法第七十二条の四十八第三項第二号ロの事業等)

情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができ

る。

	三項の修正申告書)略
	に係る法第七十二条の三十一第二項及び第
	同条第四項の申告書並びにこれらの申告書
	二条の二十六第一項ただし書の規定による
	おいて準用する場合を含む。)及び第七十
十四まで)	二条の二十九第二項及び第四項 に
)(別表五から別表	法第七十二条の二十八第二項並びに第七十
第六号様式(その3	第八項から第十二項まで(これらの規定を
様式(その2)又は	に係る修正申告書(法第七十二条の二十五
第六号様式、第六号	一 確定申告書及び中間申告書並びにこれら
様式	申告書等の種類

2及び3 略

(法第七十二条の四十八第三項第二号ロの事業等)

準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用す第六条の二 法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に

る送電用の電気工作物

電事業及び送電事業に該当する部分を除く。)とする。般送配電事業者に同項第四号に規定する振替供給を行う事業(一般送配般送配電事業者に同項第四号に規定する振替供給を行う事業(一般送配

、課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義

等

第六条の二の二 略

2 \ 4 略

5 とができる。 掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とするこ 左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に 業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を な場合において総務大臣の承認を受けたときは、 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難 前項に規定する当該事 5

発電設備 発電所 及び蓄電用の 略 施設の認可 出力

6 略

(申告書の付記事項

第六条の八 しなければならない事項は、 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記 次に掲げる事項とする。

略

兀 有する者にあつては、 法第七十二条の四十九の十二第十三項に規定する譲渡損失の金額を その金額

五、~八 略

> 2 略

〈課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義

等)

第六条の二の二 略

2 { 4 略

掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とするこ とができる。 左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に 業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の な場合において総務大臣の承認を受けたときは、 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困 前項に規定する当該事 価額を 難

発電設備 発電所 略 の認可 出力

6 略

第六条の八 (申告書の付記事項) 法第七十二条の五十五の二第三項の規定により申告書に付記

略

しなければならない事項は、

次に掲げる事項とする。

几

法第七十二条の四

十九の十二

一第九項

に規定する譲渡損失の金額を

有する者にあつては、 その金額

五~八 略

(道府県たばこ税に係る申告書等の様式)

第八条の五 略

2 第 を記録し の徴収金に第十六号の四様式による納付書 の方法により納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の六 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付 一項に規定する方法により納付する場合を除く。 た電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。 (当該書類に記載すべき事) は、 当該地方団 項 体

(法第百四十五条第五号のエネルギ―消費効率

第九条 号に定めるエネルギー消費効率とする。 エネルギー 製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定める 非化石エネルギー 第百四十九条第一 法第百四十五条第五号に規定するエネルギ 消費効率は、 への転換等に関する法律 項の規定により定められるエネルギー消費機器等 次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、 (昭和五十四年法律第四十九 0 使用 0 合理 当該各 住化及び

掲げる乗用自動車 る法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 済産業省・ エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 る法律施行令 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー ネルギー 国土交通省告示第二号) 0 (昭和五十四年政令第二百六十七号) 使用の合理化及び非化石エネルギー 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関する に定める基準エネルギー 第十八条第一号に 貨物自動車のエネ への転換等に関す への転換等に関す (平成二十五年経 ·消費効率

(道府県たばこ税に係る申告書等の様式

第八条の五 略

2 の方法により納付するとき(口座振替の方法 卸売販売業者等が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を申 告 納 付

を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。 の徴収金に第十六号の四様式による納付書 により納付する場合を除く。 (当該書類に記載すべ は、 当該地 き事 項

(法第百四十五条第五号のエネルギ―消費効率

第九条 法第百四十五条第五号に規定するエネルギ 昭和五十四年法律第四 0 使用 0 合理 化 十九 等に

関する法律

号に定めるエネルギー消費効率とする。 エネルギー消費効率は、 製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定める 号) 第百四十五条第 項の規定により定められるエネルギー消費機器等 次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、 当該各

工 ネルギ ーの使用の合理化等に関する法律施行令

掲げる乗用自動車 済産業省・ エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等 国土交通省告示第二号)に定める基準エネルギー (昭和五十四年政令第二百六十七号) 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に 第十八条第 (平成二十五年経 消 置費効率 に関する 一号に

第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車 Ö 工 一ネ

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)にルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の

定める基準エネルギー消費効率

(法第百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料

第九条の二略

として用いる自動車等

2 ~ 7 略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。8 法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定める

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること、 ガス車認定を受けたものであること 化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 物の排出量が細目告示第四十 の条及び第九条の四において同じ。 イ(1)iに規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。 平成三十年ガソリン軽中量車基準 一条第 (法第百四十九条第一 項第三号イの表の(1)の窒素酸 に適合する自動車 かつ、 項第四 窒素酸化 低排 以下こ 出

口略

達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和十二年進施要領」という。)第四条の五に規定する令和十二年度燃費基準土交通省告示第六十一号。以下この条 において「燃費評二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国

定める基準エネルギー消費効率判断の基準等(平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号)にルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の

として用いる自動車等)(法第百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料)

第九条の二略

2 7 略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。8 法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定める

ること。

 かに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

ガス車認定を受けたものであること 化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 物の排出量が細目告示第四十一条第 の条及び第九条の四において同じ。 イ⑴iに規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。 平成三十年ガソリン軽中量車基準 (法第百四十九条第一 項第三号の表のイ に適合する自動車 カゝ つ、 項 0) 窒素酸化 室素酸 以下こ 低排 第四 出

口略

達成・向上達成レベル(以下この条及び第九条の四において「令和十二年應施要領」という。)第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準土交通省告示第六十一号。次号及び第十三項第二号において「燃費評二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国

当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている 二年度燃費基準達成レベル」という。) が八十 以上であること及び

三 略

9 る部分を除く。 で定めるものは、 降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令 法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以 の基準とする 細目告示第四十一条第一項第三号イ (粒子状物質に係

10 略

11 ものは、 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定める 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 の排出量が細目告示第四十一条第 項第三号イの表の①の窒素酸化

かつ、

低排出ガ

平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車

窒素酸化物

略

ス車認定を受けたものであること。

二及び三

12 下のバスで総務省令で定めるものは、 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が三・五トン以 次に掲げる要件に該当する自動車

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

とする。

当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている 二年度燃費基準達成レベル」という。)が七十五以上であること及び

こと。

三 略

9 る部分を除く。) で定めるものは、 降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令 法第百四十九条第一項第四号イ⑴;に規定する平成三十年十月一日以 の基準とする。 細目告示第四十一条第一項第三号 (粒子状物質に係

10 略

11 ものは、 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定める 次に掲げる要件に該当する自動車とする。

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 ス車認定を受けたものであること。 の排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 項第三号の表のイ かつ、 窒素酸化物 0 低排出ガ 窒素酸化

略

二及び三 略

12 下のバスで総務省令で定めるものは、 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・ 次に掲げる要件に該当する自動車 五トン以

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

とする。

ること。

げる自動車の種別に応じ、 の一を超えない自動車で、 の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②又は③に掲 あること。 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 低排出ガス車認定を受けたもので 窒素酸化

口 略

略

13 動車とする。 下のバス 法第百四十九条第一 で総務省令で定めるものは、 項第四号ニに規定する車両総重量が三・五トン以 次に掲げる要件に該当する自

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

あること。 げる自動車の種別に応じ、 の排出量が細目告示第四十一 の三を超えない自動車で、 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分 条第 低排出ガス車認定を受けたもので 項第三号イの表の②又は③に掲 窒素酸化

口 であること。 掲げる自動車の種別に応じ、 分の一を超えない自動車で、 の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②又は③に 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二 低排出ガス車認定を受けたも 窒素酸化

ること。

げる自動車の種別に応じ、 あること。 の排出量が細目告示第四十一条第 の一を超えない自動車で、 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 低排出ガス車認定を受けたもので 一項第三号の表のロ又は 車 窒素酸化 に掲

略

口 略

13 動車とする。 下のトラックで総務省令で定めるものは、 法第百四十九条第一 項第四号ニに規定する車両総重量が二・ 次に掲げる要件に該当する自 五トン以

ること。 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

げる自動車の種別に応じ、 あること。 の一を超えない自動車で、 の排出量が細目告示第四十一 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 条第 低排出ガス車認定を受けたもので 項第三号の表の 口 車 又は 窒素酸: 化物 に掲

であること。 掲げる自動車の種別に応じ、 の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②又は③に 分の一を超えない自動車で、 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる 低排出ガス車認定を受けたも 車 窒素酸化 値 の四

口

14 に掲げる要件に該当する自動車とする。 _ 費基準達成レベル」という。 向上達成レベル ること。 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が 該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ 令和 あること。 げる自動車の種別に応じ 燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成 であること。 掲げる自動車の種別に応じ、 の一を超えない自動車で、 の排出量が細目告示第四十一条第 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す 三・五トン以下の 分の一を超えない自動車で、 排出量が旧細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 一年度燃費基準達成レベ (以下この条及び第九条の四において かつ、 トラックで総務省令で定めるものは、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 が 百 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四 ル が百 低排出ガス車認定を受けたもので 一項第三号イの表の②又は③に掲 (車両総重量が二・五トン以下の 低排出ガス車認定を受けたもの +項第三号イの表の②又は③に 以上であること及び当 車 「令和四年度燃 窒素酸: 窒素酸化 化 次 14 に掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、 と。 口 イ 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が二・五トンを 該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ 度燃費基準達成レベル」という。)が百二十五以上であること及び当 向上達成レベ ること。 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・ 平成二十七年度燃費基準達成レベ あること。 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す であること。 分の一を超えない自動車で、 の一を超えない自動車で、 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 排出量が旧細目告示第四十 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の ル (以下この条及び第九条の四において「平成二十七年 かつ、 かつ、 条第一 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 低排出ガス車認定を受けたもので ルが百十五 の窒素酸化物の欄に掲げる値の四 低排出ガス車認定を受けたもの 項第三号イの 表の(3) 車 窒素 窒素酸化 酸

物

化

次

にされていること。 あること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らか トラックにあつては、 令和四年度燃費基準達成レベルが百五)以上で

にされていること。 あること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らか

以上で

15 超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、 法第百四十九条第一項第四号へに規定する車両総重量が二・ 次に掲げる要件 五トンを

に該当する自動車とする。

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物 の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 低排出ガス 窒素酸化物

車認定を受けたものであること。

口 の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③の窒素酸 化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 窒素酸化物

に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車 ガス車認定を受けたものであること。

16 超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる 要件に該当する自動車とする。 法第百四十九条第一項第四号トに規定する車両総重量が二・五トンを

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

15 要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる 法第百四十九条第一項第四号へに規定する車両総重量が二・五トンを 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

イ ス車認定を受けたものであること。 物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 項第三号イの表の(3)の窒素酸化 かつ、 窒素酸化物 低排出ガ

該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ 令和四年度燃費基準達成レベルが百五 以上であること及び当

16 ものは、 法第百四十九条第一 次に掲げる要件に該当する自動車とする。 項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定める

ること。 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

項第一号及び第九条の四において同じ。 排出ガス車認定を受けたものであること 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 イ⑴(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。 平成三十年石油ガス軽中量車基準 (法第百四十九条第一項第五号)に適合する自動車 一項第三号イの表の⑴の窒 かつ、 第二十 窒素 低

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 以上であること及び当該 自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること

三

略

イ 物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 0 ス車認定を受けたものであること。 排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 一項第三号の表のハ かつ、 窒素酸化 0 低排出 窒素酸化 ガ

物

口 略

 \equiv 該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当

17 ものは、 法第百四十九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定める 次に掲げる要件に該当する自動車とする

ること。 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

排出ガス車認定を受けたものであること 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 項第一号及び第九条の四において同じ。 イ(1)iに規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。 平成三十年石油ガス軽中量車基準 (法第百四十九条第一項第五号 一項第三号の表のイ に適合する自動車 かつ、 第二十 の窒 窒素 低

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該

略

自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること

三 略

で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号7(粒子状物質に係降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令13)法第百四十九条第一項第五号イ⑴;に規定する平成三十年十月一日以

18 略

る部分を除く。)

の基準とする

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 19 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

二及び三 略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。20 法第百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定める

自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 以上であること及び当該

二略

21 ~ 23 略

| 24 法第百四十九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が

で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号 (粒子状物質に係降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令法第百四十九条第一項第五号イ⑴(に規定する平成三十年十月一日以

18

19

る部分を除く。)

の基準とする。

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ の窒素酸化物 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

二及び三略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 21 法第百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定める

自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること――令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該

二略

25 法第百四十九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が二・五トンを

該当する自動車とする。

「こ・五トン以下のバス」で総務省令で定めるものは、次

AI。 該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ二 令和二年度燃費基準達成レベルが百五 以上であること及び当

証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。基準達成レベルが百十以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費

要件(平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを

号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。

の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであ第七号イの表の③の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項

該当する自動車とする。

じ。)に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。)に三十年軽油軽中量車基準をいう。 第1条の四において同三十年軽油軽中量車基準をいう。 第1条の四において同に掲げる要件(平成三十年軽油軽中量車基準(同号イ⑴に規定する平成超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次

室素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項

の窒素が

第七号イの表の(3)

いつ、私岸ゴブへ耳及ぎに受けていつであること。化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、

該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているこ二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。基準達成レベルが百以上 である自動車(当該自動車に係る自動車検査超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費と。と。

ること。

つては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。 重量車基準をいう。第九条の四において同じ。)に適合する自動車にあ 平成二十八年軽油重量車基準(同号ト(1)iに規定する平成二十八年軽油 超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(28 法第百四十九条第一項第六号トに規定する車両総重量が三・五トンを

28

略

動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 レベル」という。)が百十五以上であること及び当該自動車に係る自向上達成レベル(第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成・ 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・

つては、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。重量車基準をいう。第九条の四において同じ。)に適合する自動車にあ平成二十八年軽油重量車基準(同号へ(1)iに規定する平成二十八年軽油超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(選第五年)の1、次に掲げる要件(選集を)の1、次に掲げる要件(

略

平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十

30 (車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日 法第百四十九条第一 項第六号ト(1);iに規定する平成二十一年十月一日

30

法第百四十九条第一

項第六号へ(1)iiに規定する平成二十一年十月一日

平成二十二年十月一日

(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務

適用関係告示第二十八条第百六十四項第

一号の基

省令で定めるものは、 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務 適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基

31 略

準とする

32 法第百四十九条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー ·消費効率

及び令和二年度基準エネルギー消費効率

消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。 を算定する方法として総務省令で定める方法は、 工 ーネルギ

33 略

34

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 十一項及び第十四項 びホに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項、 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項 の規定の適用については、 次の表の上欄に掲 (第四号イ、 口及 第

第八項第二号 第四条の五に規定する令 ・向上達成レベル 和十二年度燃費基準達成 以下

五モー

ド燃費値

(以下こ

第三条に規定する十・十

句とする

この条及び第九条の四に 費基準達成レベル」とい おいて「令和十二年度燃 モー の条 において「十・十

に規定する平成二十二年 が同告示第三条第 ・ド燃費値」という。 一号

う。) が八十

以上であ

31 略

準とする。

省令で定めるものは、

32 法第百四十九条第二項に規定する

ギー 消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、 令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準 エネルギ ーエネル

消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

33 略

34 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句とする。 第十一項から第十三項までの規定の適用については、 までに係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第八項及び 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項 次の表の上欄に掲 (第四号イからニ

第八項第二号 う。) が七十五以上であ 費基準達成レベル」とい 第四条の三に規定する令 おいて「令和十二年度燃 この条及び第九条の四に ・向上達成レベル 和十二年度燃費基準達成 以下

び第十 までにおいて「十・十五 モード燃費値」という。 五モード燃費値 が同条第一号 項から第十三項 (次号及

第三条に規定する十・十

に規定する平成二十二年

算定されていない旨		算定されていない旨		
のエネルギー消費効率が		のエネルギー消費効率が		
う。)により当該自動車		う。)により当該自動車		
WLTCモード法」とい		WLTCモード法」とい		
「JC〇八モード法及び		「JC〇八モード法及び		
ら第十三項までにおいて		において		
法(次号及び第十一項か		法(以下この条		
号及び第三号に掲げる方		号及び第三号に掲げる方		
十号)第一条第一項第二		十号)第一条第一項第二		
国土交通省告示第三百五		国土交通省告示第三百五		
定める方法(平成十八年		定める方法(平成十八年		
る国土交通大臣が告示で		る国土交通大臣が告示で		
等に関する省令に規定す		等に関する省令に規定す		
ネルギー消費効率の算定		ネルギー消費効率の算定		
その旨並びに自動車のエ	その旨	その旨並びに自動車のエ	その旨	
あること並びに		あること並びに		
を乗じて得た数値以上で		を乗じて得た数値以上で		
う。)に百分の百六十二		う。)に百分の百七十三		
ネルギー消費効率」とい		ネルギー消費効率」とい		
「平成二十二年度基準工		「平成二十二年度基準工		
ら第十三項までにおいて		において		
率(次号及び第十一項か		率(以下この条		
度基準エネルギー消費効	ること及び	度基準エネルギー消費効	ること及び	

	谷
•	Н

ド 法 及 び W		
その旨並びにJC〇八モ	その旨	
	ととび	
	が百二十五以上であるこ	
	達成レベル」という。)	
	平成二十七年度燃費基準	
値以上であること並びに	び第九条の四において「	
百五十七を乗じて得た数	成レベル(以下この条及	
ルギー消費効率に百分の	度燃費基準達成・向上達	
平成二十二年度基準エネ	に規定する平成二十七年	号
十・十五モード燃費値が	燃費評価実施要領第四条	第十三項第二
定されていない旨		
エネルギー消費効率が算		
ド法により当該自動車の		
ード法及びWLTCモー		
その旨並びにJC〇八モ	その旨	
値以上であること並びに		
百五十七を乗じて得た数		
ルギー消費効率に百分の	こと及び	
平成二十二年度基準エネ	レベルが百五以上である	
十・十五モード燃費値が	令和二年度燃費基準達成	号
十・十五モード燃費値が	第四条の二に規定する令	第十二項第二
	略	

	27	9.5																			
、第五号並びに	37 法第百四十九	35 及び36 略															号	第十四項第二			
に第六号イ及びロに係る部分	法第百四十九条第三項において準用する同条第一項					その旨	上であること及び	準達成レベルが百五)以	ては、令和四年度燃費基	ン以下のトラックにあつ	(車両総重量が二・五ト	レベル」という。)が百	令和四年度燃費基準達成	び第九条の四において「	成レベル(以下この条及	度燃費基準達成・向上達	の三に規定する令和四年	燃費評価実施要領第四条			
第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定の適用があ	3同条第一項(第四号イ及びロ		定されていない旨	ド法により当該自動車の	ード法及びWLTCモー	その旨並びにJC〇八モ								値以上であること並びに	百六十三を乗じて得た数	ルギー消費効率に百分の	平成二十二年度基準エネ	十・十五モード燃費値が			
あ │ 、第五号並びに第六号イ及び口に係る部分に限る。)の規定の適用があ	ロ 37 法第百四十九条第三項において準用する同条第一項(第四号イ及びロ	35及び36 略																	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。第二十三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同る場合における第八項、第十一項、第十六項、第十九項、第二十項及び

第 人頁第二号	第四条の丘 こ見 定する う	第四条の二こ規定する合
	和十二年度燃費基準達成	和二年度燃費基準達成・
	・向上達成レベル(以下	向上達成レベルが百十六
	この条及び第九条の四に	以上であること並びに
	おいて「令和十二年度燃	
	費基準達成レベル」とい	
	う。)が八十一以上であ	
	ること及び	
	その旨	その旨及び自動車のエネ
		ルギー消費効率の算定等
		に関する省令に規定する
		国土交通大臣が告示で定
		める方法(平成十八年国
		土交通省告示第三百五十
		号)第一条第一項第三号
		に掲げる方法(以下この
		条において「WLTCモ
		ード法」という。)によ
		り当該自動車のエネルギ
		一消費効率が算定されて

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。び第二十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同る場合における第八項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及

る令	第八項第二号	第四条の三に規定する令	第四条の二に規定する令
成•		和十二年度燃費基準達成	和二年度燃費基準達成・
十六		・向上達成レベル(以下	向上達成レベルが百九
に		この条及び第九条の四に	以上であること並びに
		おいて「令和十二年度燃	
		費基準達成レベル」とい	
		う。)が七十五以上であ	
		ること及び	
エネ		その旨	その旨及び自動車のエネ
等			ルギー消費効率の算定等
する			に関する省令に規定する
で定			国土交通大臣が告示で定
年国			める方法(平成十八年国
五十			土交通省告示第三百五十
三 号			号)第一条第一項第三号
この			に掲げる方法(以下この
C モ			条において「WLTCモ
によ			ード法」という。)によ
ルギ			り当該自動車のエネルギ
れて			一消費効率が算定されて

					号	第二十項第一						号	第十九項第二						号	第十六項第二		
			その旨	あること及び	成レベルが八十 以上で	令和十二年度燃費基準達				その旨	あること及び	成レベルが八十五以上で	令和十二年度燃費基準達				その旨	あること及び	成レベルが八十 以上で	令和十二年度燃費基準達	略	
定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	ること並びに	レベルが百十六以上であ	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	あること並びに	レベルが百二十三以上で	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	ること並びに	レベルが百十六以上であ	令和二年度燃費基準達成		いない旨
					号	第二十一項第						号	第二十項第二						号	第十七項第二		
			その旨	あること及び	一号成レベルが七十五以上で					その旨	あること及び	号 成レベルが八十五以上で					その旨	あること及び	号 成レベルが七十五以上で	+	略	

定されていない旨		
エネルギー消費効率が算		
ド法により当該自動車の		
その旨及びWLTCモー	その旨	
あること並びに	あること及び	
レベルが百二十三以上で	成レベルが八十五以上で	一号
令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第二十三項第

国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第三十項 に 138 国土交通大臣の認定等(法附則第十二条の二の十一第一項に規定する 38

通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象と交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交不正の手段を含む。同項 において同じ。)により国土おいて同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をしおいて同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をし

なつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイ

(道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。

同項

項まで から第十六項まで、 かにされるまでの た国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明ら えて適用する場合を含む。 「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは (これらの規定を第三十四項及び前項 間においては、 第十九項、第二十項及び第二十三項 おいて同じ。 の規定の適用については、 当該自動車に対する第八項、 に記録されてから、 「道路運送車両法第四条 の規定により読み替 これらの規定中 当該新たに受け から第二十八 第十一項

定されていない旨			
エネルギー消費効率が算			
ド法により当該自動車の			
その旨及びWLTCモー	その旨		
あること並びに	あること及び		
レベルが百二十三以上で	成レベルが八十五以上で	一号	
 令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第二十四項第	

条の四 えて適用する場合を含む。 項まで(これらの規定を第三十四項及び第三十七項の規定により読み替 から第十七項まで、 かにされるまでの間においては、 た国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明ら なつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイ 通大臣の認定等を取り消した場合であつて、 交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交 不正の手段を含む。 た者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその おいて同じ。 国土交通大臣の認定等をいう。 「当該自動車に係る自動車検査証」とあるのは 玉 (道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。 土交通大臣の |第二十五項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段 認定等 第二十項、第二十一項及び第二十四項から第二十八 第九条の四第二十五項において同じ。 (法附則第十二条の二 の規定の適用については、 以下この項及び第九条の 当該自動車に対する第八項、 に記録されてから、 当該取消し後にその対象と 0) 「道路運送車両法第四 + 第 これらの規定中 当該新たに受け 兀 (当該申請をし 第一 項に規定する により国土 十五五 第十一項 第九 項 条 他

に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(法第百五十七条第一項第一号イの乗用車等)

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 第九条の四 法第百五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガーの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされと及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二(令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満)(であるこ)

三略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。2 法第百五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

一次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

に規定する自動車登録ファイル」と読み替えるものとする。

(法第百五十七条第一項第一号イの乗用車等)

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 第九条の四 法第百五十七条第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ の窒素酸化平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であるこ

三略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 2 法第百五十七条第一項第一号口に規定する乗用車で総務省令で定める

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガーの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイーの窒素酸化イー平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車ー窒素酸化物

ス車認定を受けたものであること。

T R

ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ 一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 ― 以上八十五未満であるこ

三略

とする。
下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車3 法第百五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以

ること。

 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

口略

二略

下のバス――で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自4 法第百五十七条第一項第一号ニに規定する車両総重量が三・五トン以

ること。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

動車とする。

ス車認定を受けたものであること。

口略

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされい、合和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であるこ

三略

とする。
下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車
3 法第百五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以

一次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

口略

二 略

ること。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

イ あること。 げる自動車の種別に応じ、 の三を超えない自動車で、 排出量が細目告示第四十一 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四 条第 低排出ガス車認定を受けたもので 一項第三号イの表の②又は③に掲 窒素酸 化 分 物

口 掲げる自動車の種別に応じ、 の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②又は③に であること 分の一を超えない自動車で、 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二 低排出ガス車認定を受けたもの 車 窒素酸化物

されていること。 ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに 令和二年度燃費基準達成レベ ルが百五以上 盲十 であ

5 法第百五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が

に掲げる要件に該当する自動車とする。 三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、 次

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

げる自動車の種別に応じ 排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②又は③に掲 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 一を超えない自動車で、 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 低排出ガス車認定を受けたもので 重 窒素酸化

あること。

イ あること。 げる自動車の種別に応じ、 の一を超えない自動車で、 0 排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 低排出ガス車認定を受けたもので 一項第三号の表のロ又は 車 窒素酸化 に掲

掲げる自動車の種別に応じ、 であること。 の排出量が旧細目告示第四十一条第一 分の一を超えない自動車で、 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四 低排出ガス車認定を受けたもの 項第三号イの表の②又は③に 車 窒素酸化

口

されていること。 ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに 平成二十七年度燃費基準達成レ 、ルが百 十以上百1 一十五未満 であ

5 超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、 に掲げる要件に該当する自動車とする。 法第百五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを 次

ること。 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ 窒素 酸 化

車

イ

一を超えない自動車で、 かつ、 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分 低排出ガス車認定を受けたもので

あること。

口 であること。 分の一を超えない自動車で、 掲げる自動車の種別に応じ、)排出 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 量が旧細目告示第四十 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四 一条第 低排出ガス車認定を受けたもの 項第三号イの表の②又は③に 窒素酸化 物

令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満 五トン以下のトラックにあつては、 令和四年度燃費基準達成レベ (車両総重量が

においてその旨が明らかにされていること。 ルが百以上百五未満) であること及び当該自動車に係る自動車検査証

6 に掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下の 法第百五十七条第一項第一号へに規定する車両総重量が二・五トンを トラックで総務省令で定めるものは、 次

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること

ス車認定を受けたものであること 物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 一項第三号イの表の③の窒素酸化 かつ、 窒素酸化 低排出ガ 物

口

令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満

であること及び当該自動車に係

る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

口 \mathcal{O} 排出 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 量が旧細目告示第四十 一条第 一項第三号イの表の(3) 窒素酸: 化 物

の窒素酸化物の欄に掲げる値 の四

分の一を超えない自動車で、 かつ、 低排出ガス車認定を受けたもの

であること。

平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満

においてその旨が明らかにされていること。 であること及び当該自動車に係る自動車検査 証

6 に掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下の 法第百五十七条第一項第一号へに規定する車両総重量が二・五トンを バス又はトラックで総務省令で定めるものは、 次

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。 物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 排出量が細目告示第四十一条第 一項第三号の表のハ

車

窒素酸化

物

0

口 略

ス車認定を受けたものであること。

かつ、

低排出

ガ

0)

窒素酸化

る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 二年度燃費基準達成レベルが百未満)であること及び当該自動車に係 にあつては、 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満 平成一 一十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和 (バス

- ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 7 法第百五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定める 7
- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物ること。

口

ス車認定を受けたものであること

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ、一令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満、一であるこ

三略

- ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。8 法第百五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定める
- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガーの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 以上八十五未満であるこ

- ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
 7 法第百五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定める
- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出が物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出が一下成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であるこ

三略

- | ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 | 8 法第百五十七条第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定める
- ること。

 一次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ス車認定を受けたものであること。 物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ の窒素酸化イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であるこ

ていること。

三略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。9 法第百五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定める

ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされー 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満 であるこ

二略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。10 法第百五十七条第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ一 令和十二年度燃費基準達成レベルが八十 以上八十五未満であるこ

略

ていること。

つ。) に該当する自動車とする。 軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く 下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(平成三十年軽油 は第百五十七条第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ

ていること。

三略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 9 法第百五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定める

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされと及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされる和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であるこ

一略

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。10 法第百五十七条第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ一 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であるこ

ていること。

略

41

一略

ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ 一 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満 であるこ

超え三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、令 14 法第百五十七条第一項第三号へに規定する車両総重量が二・五トンを

和四年度燃費基準達成レベ

ルが百以上百五未満

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(法第百五十七条第一項第三号トに規定する車両総重量が三・五トンを査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。である自動車 (当該自動車に係る自動車検

15

は、第一号に掲げる要件を除く。)に該当する自動車とする。に掲げる要件(平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつて超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次法第百五十七条第一項第三号ハに規定する車両総重量が二・五トンを

略

13 12 超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、 ては、 査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。 費基準達成レベルが百未満)である自動車 成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満 超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるもの 法第百五十七条第一項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを 法第百五十七条第一項第三号ニに規定する車両総重量が二・五トンを ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であるこ 平成 一十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃 (当該自動車に係る自動車検 次に掲げる要件((バスにあつ は、 平

げる要件を除く。)に該当する自動車とする。平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲

_ 田

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であるこ

16 法第百五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定める

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

ものは、

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物ること。

口略

ス車認定を受けたものであること

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満

ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに

されていること。

三略

17 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する乗用車

で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

当する自動車とする。て終務省やて定めるものに、めに指じて

げる要件を除く。)に該当する自動車とする。平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲

略

と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二(平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満)であるこ

ていること。

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 4 法第百五十七条第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定める

.o.i.v.。 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガイ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物ること。

口略

ス車認定を受けたものであること。

であ

三略

当する自動車とする。 下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以

ること。 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸 化

排 ;出量が細目告示第四 +一条第 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の 項第三号イの表の(1)

ること。 一を超えない自動車で、 か . つ、 低排出ガス車認定を受けたものであ

口 の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 表の 窒素酸化

の窒素酸化物の欄に掲げる値 の四

であること。 分の一を超えない自動車で、 かつ、 低排出ガス車認定を受けたもの

_ 令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満

であること及び当該自動 事に係

る自動 :車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三 に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 令和! 一年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動 車

18 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が

三・五トン以下のバス で総務省令で定めるものは、 次

に掲げる要件に該当する自動車とする。

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

1 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 排出量が細目告示第四十一条第 項第三号の表のロ又は 軍 窒素 に掲げ 酸 化

る自動車の種別に応じ、 一を超えない自動車で、 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の

低排出ガス車認定を受けたものであ

ること。

口 分の一を超えない自動車で、 掲げる自動車の種別に応じ であること。 の排出量が旧細目告示第四十一条第 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四 低排出ガス車認定を受けたもの 項第三号イの 表の(2)又は(3)に 車 窒素酸化

る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 二年度燃費基準達成レベルが百未満) にあっては、 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和 であること及び当該自動車に係 (バス

16 に掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・ 五トンを 次

次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ること。

の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもので の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもので がる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分 がる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分 の非出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②又は③に掲

であること。

動車とする。 下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自 法第百五十七条第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トン以

#出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ

あること。の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもので

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車

窒素酸化

口

の窒素酸化物の欄に掲げる値の四の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③

であること。 分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもの

いること。
平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

であること。

こと。当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている当和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び

に掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、次 超え三・五トン以下の トラックで総務省令で定めるものは、次 法第百五十七条第二項第一号本に規定する車両総重量が二・五トンを

ること。
次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガーの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③の窒素酸化イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされた。一令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満・・「であるこ」

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。21 法第百五十七条第二項第二号1に規定する乗用車で総務省令で定める

に掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次 17 法第百五十七条第二項第一号二に規定する車両総重量が二・五トンを

ること。
次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ス車認定を受けたものであること。 物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガーの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハーの窒素酸化イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

ていること。と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ上のでの当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であるこ

ること。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満

されていること。ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに

三略

ものは、

次に掲げる要件に該当する自動車とする。

22 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定める

ス車認定を受けたものであること。 物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出が物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出がの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸化物 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の窒素酸 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

ること。
・次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当す

ス車認定を受けたものであること。物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガの排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ の窒素酸化平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

口略

であ

三略

ガス車認定を受けたものであること。

び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい二(令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及

ること。

に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 三 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。23 法第百五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定める

一 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満

されていること。 ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに

二略

24 法第百五十七条第二項第三号ロに規定する乗用車

で総務省令で定めるものは、次

に掲げる要件

に該当する自動車とする。

び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされてい一一令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及

ること。

二 令和二年度燃費基準達成レベルが百以上

であること

及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

ものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 19 法第百五十七条第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定める

されていること。

されていること。

なこと及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であり、一一の和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十

であ

略

及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

いること。

その旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。
「百以上百五未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証において下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが、法第百五十七条第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以

げる要件を除く。)に該当する自動車とする。 平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件(27) 法第百五十七条第二項第三号ホに規定する車両総重量が三・五トンを

動車に限る。

) とする。

略

いること。 及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて 一 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること

28 に限る。 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第十六項、 びホに係る部分に限る。)又は第二項 法第百五十七条第四項において準用する同条第 第十七項及び第十九項の規定の適用については、 の規定の適用がある場合における第一項、 (第一号イ、ロ及びニに係る部分 それぞれ同表の下欄に掲 項 第一 (第一号イ、 項、 次の表の上 第五項、 口 及

いること。

動車に限る。)とする。
当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車(成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車(上のバス又は下のバス又は下のが多りで総務省令で定めるものは、平超え三・五トン以下のがあり、とする。

略

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲信、第十四項及び第十五項 の規定の適用については、次の表の上に限る。)の規定の適用がある場合における第一項から第四項まで並びまでに係る部分に限る。)又は第二項(第一号イ及びロ に係る部分 法第百五十七条第四項において準用する同条第一項(第一号イから二

げる字句とする。

7.		第 - 項 第 二 元
その旨		未満 であること及び成レベルが七十以上八十
その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定 等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で 定める方法第一条第一項 をある方法第一条第一項	十五モード燃費値(以下 この条において「十・十 五モード燃費値」という 。)が同告示第三条第一 写に規定する平成二十二 年度基準エネルギー消費 効率(以下この条におい て「平成二十二年度基準 エネルギー消費効率」と いう。)に百分の百五十 一を乗じて得た数値以上 であること並びに	領第三条に規定する十・及び公表に関する実施要

げる字句とする。

<u></u> У µ	第一項第二号
只	
I	

	その旨並びにJC〇八モ	その旨				
1	以上であること並びに					
	百五十を乗じて得た数値					
	ルギー消費効率に百分の	であること及び				
	平成二十二年度基準エネ	レベルが百以上百五未満				
	十・十五モード燃費値が	令和二年度燃費基準達成	第三項第二号			
1		略			略	
1	定されていない旨			定されていない旨		
	エネルギー消費効率が算			エネルギー消費効率が算		
	ド法により当該自動車の			ド法により当該自動車の		
	ード法及びWLTCモー			ード法及びWLTCモー		
	その旨並びにJC〇八モ	その旨		その旨並びにJC〇八モ	その旨	
	値以上であること並びに			値以上であること並びに		
	百六十二を乗じて得た数			百七十三を乗じて得た数		
	ルギー消費効率に百分の	十五未満であること及び		ルギー消費効率に百分の	十五未満であること及び	
	平成二十二年度基準エネ	成レベルが七十五以上八		平成二十二年度基準エネ	成レベルが八十 以上八	
	十・十五モード燃費値が	令和十二年度燃費基準達	第二項第二号	十・十五モード燃費値が	令和十二年度燃費基準達	第二項第二号
		略			略	
	率が算定されていない旨			率が算定されていない旨		
	動車のエネルギー消費効			動車のエネルギー消費効		
	という。)により当該自			という。)により当該自		
	及びWLTCモード法」			及びWLTCモード法」		
	いて「JC〇八モード法			 いて「JC○八モード法		

		_			
	十五未満であること及び			であること及び	
以上であること並びに	車にあつては六十以上七		以上であること並びに		
百三十を乗じて得た数値	十五未満、自家用の乗用		百三十を乗じて得た数値		
ルギー消費効率に百分の	車にあつては六十以上六		ルギー消費効率に百分の	未満	
平成二十二年度基準エネ	成レベルが営業用の乗用	号	平成二十二年度基準エネ	成レベルが六十以上七十	号
十・十五モード燃費値が	令和十二年度燃費基準達	第十四項第二	十・十五モード燃費値が	令和十二年度燃費基準達	第十六項第二
定されていない旨			定されていない旨		
エネルギー消費効率が算			エネルギー消費効率が算		
ド法により当該自動車の			ド法により当該自動車の		
ード法及びWLTCモー			ード法及びWLTCモー		
その旨並びにJC〇八モ	その旨		その旨並びにJC〇八モ	その旨	
	び			び	
	であること及			百五未満)であること及	
				基準達成レベルが百以上	
値以上であること並びに			値以上であること並びに	つては、令和四年度燃費	
百五十 を乗じて得た数			百五十五を乗じて得た数	トン以下のトラックにあ	
ルギー消費効率に百分の	百二十五未満		ルギー消費効率に百分の	満(車両総重量が二・五	
平成二十二年度基準エネ	達成レベルが百二十以上		平成二十二年度基準エネ	レベルが九十五以上百未	
十・十五モード燃費値が	平成二十七年度燃費基準	第四項第二号	十・十五モード燃費値が	令和四年度燃費基準達成	第五項第二号
定されていない旨					
エネルギー消費効率が算					
ド法により当該自動車の					
ード法及びWLTCモー					

						→ 1	£s£.										Entra					
						号	第十七項第二									号	第十六項第三					
であること及び					未満	成レベルが七十以上八十	令和十二年度燃費基準達					その旨			と及び	レベルが百以上であるこ	令和二年度燃費基準達成					その旨
			値以上であること並びに	百五十一を乗じて得た数	ルギー消費効率に百分の	平成二十二年度基準エネ	十・十五モード燃費値が	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	ード法及びWLTCモー	その旨並びにJC〇八モ	以上であること並びに	百五十を乗じて得た数値	ルギー消費効率に百分の	平成二十二年度基準エネ	十・十五モード燃費値が	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	ード法及びWLTCモー	その旨並びにJC〇八モ
						号	笙															
							第十五項第二									号	第十四項第三					
)であること及び	基準達成レベルが百未満	五以上で令和二年度燃費	費基準達成レベルが百十	ては、平成二十七年度燃	百二十未満(バスにあつ	達成レベルが百十五以上	7十五項第二 平成二十七年度燃費基準					その旨			と及び	号 レベルが百以上であるこ	儿					一その旨

			1											
		号 第十九項第二						号	第十七項第三					
その旨	清であること及び	令和四年度燃費基準達成			その旨		と及び	レベルが百以上であるこ	令和二年度燃費基準達成					その旨
ド法により当該自動車の一ド法及びWLTCモー	回十七を乗じて得た数 「四十七を乗じて得た数	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネ	定されていない旨	ド法により当該自動車の	ード法及びWLTCモー	以上であること並びに	百五十を乗じて得た数値	平成二十二年度基準エネ	十・十五モード燃費値が	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	ード法及びWLTCモー	その旨並びにJC〇八モ

 その旨
 定されていない旨

 これていない目
 これでいない日

29 法第百五十七条第五項において準用する同条第一項(第一号イ及び口と第二号並びに第三号イ及び口に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第一項、第二項、第七項から第十項まで、第一十六項、第十七項及び第二十一項から第二中四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それでは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それでは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それでは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それでは、次の表の上欄に掲げる字句とする。

項第二号 その旨 令和十二年度燃費基準達 成レベルが七十以上八十 あること及び ること並びに 令和二年度燃費基準達成 により当該自動車のエネ Cモード法」という。) この条において「WLT 三号に掲げる方法(以下 める方法第一条第一項第 国土交通大臣が告示で定 に関する省令に規定する その旨及び自動車のエネ レベルが百二 れていない旨 ルギー消費効率の算定等 ギー消費効率が算定さ 以上であ

24 いては、 十四項、 号イ、 の適用がある場合における第一項、 ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)又は第二項(第 法第百五十七条第五項において準用する同条第一項 第二号及び第三号イ 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第十八項及び第十九項 第 項、 に係る部分に限る。)の規定 第七項から第十項まで、 の規定の適用につ (第一号イ及び それ 第

項第二号 令和十二年度燃費基準達 成レベルが六十五以上七 十五未満であること及び ること並びに 令和二年度燃費基準達成 める方法第一条第一項第 国土交通大臣が告示で定 その旨及び自動車のエネ レベルが九十四以上であ れていない旨 ルギー消費効率が算定さ により当該自動車のエネ Cモード法」という。) この条において「WLT 三号に掲げる方法(以下 に関する省令に規定する ルギー消費効率の算定等

第九項第一号						第八項第二号							第七項第二号							第二項第二号
成レベルが七十以上八十			その旨	十五未満であること及び	成レベルが八十 以上八	令和十二年度燃費基準達				その旨	未満 であること及び	成レベルが七十以上八十	令和十二年度燃費基準達				その旨	十五未満であること及び	成レベルが八十一以上八	令和十二年度燃費基準達
やベルが <u>百二</u> 以上であ	定されていない旨	ド法により当該自動車の一	その旨及びWLTCモー	ること並びに	レベルが百十六以上であ	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	ること並びに	レベルが百二 以上であ	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	ること並びに	レベルが百十六以上であ	令和二年度燃費基準達成
第九項第一号						第八項第二号							第七項第二号							第二項第二号
成レベルが			その旨	十五未満で	成レベルが	令和十二年				その旨	十五未満	成レベルバ	令和十二年				その旨	十五未満	成レベルが	令和十二年
成レベルが六十五以上七令和十二年度燃費基準達				十五未満であること及び	成レベルが七十五以上八	令和十二年度燃費基準達					未満であること及び	成レベルが六十五以上七	令和十二年度燃費基準達					十五未満であること及び	成レベルが七十五以上八	令和十二年度燃費基準達

			令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第十七項第二
定されていない旨			定されていない旨		
エネルギー消費効率が算			エネルギー消費効率が算		
ド法により当該自動車の			ド法により当該自動車の		
その旨及びWLTCモー	その旨		その旨及びWLTCモー	その旨	
	十五未満であること及び			であること及び	
	車にあつては六十以上七				
	十五未満、自家用の乗用	十九項第一号			
ること並びに	車にあつては六十以上六	第二号及び第	ること並びに	未満	
レベルが八十七以上であ	成レベルが営業用の乗用	号、第十八項	レベルが八十七以上であ	成レベルが六十以上七十	号
令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第十四項第二	令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第十六項第二
定されていない旨			定されていない旨		
エネルギー消費効率が算			エネルギー消費効率が算		
ド法により当該自動車の			ド法により当該自動車の		
その旨及びWLTCモー	その旨		その旨及びWLTCモー	その旨	
ること並びに	十五未満であること及び		ること並びに	十五未満であること及び	
レベルが百九 以上であ	成レベルが七十五以上八		レベルが百十六以上であ	成レベルが八十 以上八	
令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第十項第一号	令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第十項第一号
定されていない旨			定されていない旨		
エネルギー消費効率が算			エネルギー消費効率が算		
ド法により当該自動車の			ド法により当該自動車の		
その旨及びWLTCモー	その旨		その旨及びWLTCモー	その旨	
ること並びに	十五未満であること及び		ること並びに	未満 であること及び	

_											ı							1					
		一号	第二十三項第						二号	第二十二項第						二号	第二十一項第						号
	未満であること及び	成レベルが六十以上七十	令和十二年度燃費基準達				その旨	未満であること及び	成レベルが七十以上八十	令和十二年度燃費基準達				その旨	未満であること及び	成レベルが六十以上七十	令和十二年度燃費基準達				その旨	未満であること及び	成レベルが七十以上八十
	ること並びに	レベルが八十七以上であ	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	こと並びに	レベルが百二以上である	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	ること並びに	レベルが八十七以上であ	令和二年度燃費基準達成	定されていない旨	エネルギー消費効率が算	ド法により当該自動車の	その旨及びWLTCモー	こと並びに	レベルが百二以上である

り	国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により	の認定等の申請をした者が	30 国土交通大臣	اه ه
	定されていない旨			
	エネルギー消費効率が算			
	ド法により当該自動車の			
	その旨及びWLTCモー	その旨		
	こと並びに	未満であること及び		
	レベルが百二以上である	成レベルが七十以上八十	一号	
	令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第二十四項第	
	定されていない旨			
	エネルギー消費効率が算			
	ド法により当該自動車の			
	その旨及びWLTCモー	その旨		

検査証 は、 二項 該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間において 象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録フ 土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対 玉 アイルに記録されてから、 の規定の適用については、これらの規定中 .土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により 当該自動車に対する第一項から第二十七項まで(これらの規定を前 」とあるのは 「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファ \mathcal{O} 当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当 規定により読み替えて適用する場合を含む。 「当該自動車に係る自動車 25

ル」と読み替えるものとする

イル」と読み替えるものとする。 検査証」とあるのは 二十三項及び第二 は、 該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間において アイルに記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当 象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録フ 土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、 国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国 の規定の適用については、これらの規定中 国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段により 当該自動車に対する第一項から第二十二項まで(これらの規定を第 一十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファ 「当該自動車に係る自動車 当該取消し後にその対

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める

方法)

第九条の二十二略

2 ない。 子証明書 する電子署名をいう。 は 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、 第十 当該通知情報に電子署名(第二十四条の三十九第五項第一号に規定 当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電 条第四項において同じ。 (第 ||一十四条の三十九第五項第| 以下この条及び第十条第四項において同じ。 を併せてこれを送信しなければなら 一号に規定する電子証明書を 市町村長 を

3 略

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の二十六 る方法により行うものとする。 知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべき事項 録用の媒体 より年金保険者が通知すべき事項を記録した次条第二十項に規定する記 に定める者) 第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、 者が市町村長に対して行う通知は、 機構が、 機構の使用に係る電子計算機から入力して、 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通 (次項において「光ディスク等」という。 が、 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定に 年金保険者 (当該年金保険者が政令 当該市町村長に提供す)を機構に提供し 当該各号

(法第三百二十一条の四第七項及び第九項に規定する総務省令で定める

方法

第九条の二十二略

2 子証明 ない。 う。 行い、 する電子署名をいう。 は 前項に規定する方法により通知情報の提供を行う場合には、 第十条第四項において同じ。 当該通知情報に電子署名(第二十四条の三十九第五項第一 書 当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電 (第 一十四条の三十九第五項第 以下この条及び第十条第四項において同じ。 を併せてこれを送信しなければなら 号に規定する電子証明書を 市町 号に規定) を /村長

略

3

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第九条の二十六 る方法により行うものとする。 を、 知を受けるべき市町村長の使用に係る電子計算機に当該通知すべ 録用の媒体 より年金保険者が通知すべき事項を記録した第十条第七項に規定する記 に定める者) 第四十八条の九の十七第一項各号に掲げる者である場合には、 者が市町村長に対して行う通知は、 機構が、 機構の使用に係る電子計算機から入力して、 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する規定により通 (次項において「光ディスク等」という。 が、 法第三百二十一条の七の十一第一項に規定する年金保険 法第三百二十一条の七の十一第 年金保険者 (当該年金保険者が 当該市町村長に提供す 一項に規定する規定に を機構に提供 当該各号 き事 政令 項

略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

6 のに限る。 電子情報処理組織を使用する方法により申請等 以下この条において同じ。)を行う者は、 (総務大臣が定めるも 第三項及び第二十

四条の三十九の規定にかかわらず 認定特定電子計算機 (機構の使用に

大臣の定める基準に適合するものであることにつき機構の認定を受けた 係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて総務

ものをいう。

に備えられたファイル

(以下この項から第八項までにお

機構に対して、 項から第八項までにおいて「申請等情報」という。 いて 「特定ファイル」という。) 当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し に当該申請等に必要な情報 を記録し、 (以下この かつ、

限を付与することにより、 及び機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権 当該申請等を行うことができる。 この場合に

な

いて、

当該申請等については、

当該特定ファイルに当該申請等情報が

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録さ 記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、 機構の

れたものとして、 法第三百十七条の六及び第七百四十七条の二の規定を

適用する。

7 その記録に関するファイル形式については、 前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合における 総務大臣が定める。

2 5 5

略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 5

略

- 申請しなければならない。 する者に限る。第十五項において同じ。)は、次に掲げる事項を機構に 第六項の認定を受けようとする者(当該認定に係る電子計算機を管理
- は居所。同号において同じ。) は居所。同号において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続におば居所。同号において同じ。)
- 当該認定に係る電子計算機の名称
- することを証する事項 当該認定に係る電子計算機が第六項の総務大臣の定める基準に適合
- その他参考となるべき事項

四

- 下この条において「認定電子計算機」という。)について当該認定を受利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機(以機構は、第六項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の

11

ことができる。

又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をするけた者(以下この条において「認定事業者」という。)の氏名及び住所

- ときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。 22 認定事業者は、第九項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつた
- にその変更の日の公表をしなければならない。 業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並び 事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事 のは、前項の届出があつた場合において、第十一項の公表をしてい
- うとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。 15 機構は、第十項又は前項の処分をするときは、第六項の認定を受けよ
- 掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。 17 第六項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、次に
- 一当該申請等を行おうとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号
- 一 当該申請等に係る認定電子計算機の名称
- 三 当該申請等に係る認定電子計算機について認定事業者の氏名及び住

	、前条第一項 に規定する方法とする。	21 法第三百十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法はの媒体は、光ディスク又は磁気ディスク	20 法第三百十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用	関第二号から
地及び法人番号 地及び法人番号 地及び法人番号 地及び法人番号 地及び法人番号 地及び法人番号	名及び住所若しくは居所又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在 切令第四十八条の九の八第一項に規定する申請書を提出する者の氏 次に掲げる事項とする。 次に掲げる事項とする。 、第九条の二十六第一項に規定する方法とする。	8 法第三百十七条の六第六項第三号に規定する総務省令で定める方法は」という。)とする。の媒体は、光ディスク又は磁気ディスク (次項において「光ディスク等	7 法第三百十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用6 略	

22

略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十条の四 域 は、 域 市 摩市の区域、 市の区域、 の区域、 船橋市の区域、 (都市 つくば市の区域、 東大阪市の区域、 計 門真市の区域 画法第七条第二項の市街化区域に限る。 八潮市の区域、 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 豊中市の区域 つくばみらい市の区域、 市川市の区域、 箕 (面市 大和市の区域、 の区域、 八王子市の区域、 吹田市の区域、 松戸市の区域、 川西市の区域及び三 奈良市の区域、 川口市の区域、)とする。 町田市 堺市の区域、 流山市の区域 生駒市 の区域、 さいたま 田 市 の区 守 \dot{O} 区 多 口

2 略

〈政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等〉

第十条の七の三

略

2 \ 14 略

15 障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業 類する施設の用に供する固定資産とする。 の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、 地域子育て支援拠点事業、 養子縁組あつせん事業、 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業! 一般相談支援事業、 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 特定相談支援事業、 相談室その他これに 身体

> 六 その 他 参考となるべき事項

10 略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十条の四 は、 市の区域、 域 摩市の区域、 域 市の区域、 船橋市の区域、 つくば市の区域、 (都市計 東大阪市の区域、 門真市の区域 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区 八潮市の区域、 画法第七条第二項の市街化区域に限る。 藤沢市の区域、 八千代市の区域、 つくばみらい市の区域、 豊中市の区域、 市川市の区域、 大和市の区域、 八王子市の区域、 吹田市の区域 松戸市の区域、 Ш 奈良市の区域、 西 川口市の区域、 市の区域及び三 とする。 堺市の区域 町 田 市 流山市の 生 0) さいたま 田 駒 区 上 域、 市 市 の区 守 区 0) 区 多 域 П 域

2 略

〈政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等〉

2 \ 14 略

第十条の七の三

略

15

政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業

障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業 地域子育て支援拠点事業、 の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 般相談支援事業、 特定相談支援事業、 は 相談室その他これに 身体

類する施設の用に供する固定資産とする。

第十一条の十二 (法第三百四十九条の三第二十六項のコンテナー) 略

第十一条の十一

略

(政令第五十二条の十の九第二号の施設)

(政令第五十二条の十の五の施設)

第十一条の九

略

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

第十一条の十 略

第十一条の十二 削除

(政令第五十二条の十の九第二号の施設)

第十一条の十三 略

第十一条の十四 (法第三百四十九条の三第二十六項のコンテナー) 略

(政令第五十二条の十の四の研究開発)

第十一条の九 開発は、 次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究

産業構造の高度化の推進、資源の合理的な開発・利用の推進、 産業

公害の防止等を目的とした大型工業技術に関する研究開発

革新性が強く、 かつ、 研究開発に長期間を要する次世代産業基盤技

三 術に関する研究開発 福祉の用に供される機器の開発に必要な産業技術に関する研究開

(政令第五十二条の十の五の施設)

第十一条の十 略

第十一条の十一

略

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

(政令第五十二条の十の十一の業務)

第十一条の十三略

(法第三百四十九条の四第八項の規定による通知書)

第十五条 法第三百四十九条の四第一項の表 第一項又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に記載する事項の外、償却資産の価額の合計額、償却資産所在地 の市町村の人口及び当該市町村に係る法第三百四十九条の四第一項の表 の下欄の金額を記載しなければならない。

(法第三百九十三条第二項の情報通信の技術を利用する方法)

第十五条の六の二 いう。 機とを接続する電気通信回線を通じてその通知すべき事項に係る情報を 備え置く者をいう。 ルをいう。 の契約により受信者ファイル 計算機に備え置き、 令で定めるものは、 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて (送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子 0 以下この条において同じ。 使用に係る電子計算機と受信者等 法第三百九十三条第二項に規定する電子情報処理 以下この条において同じ。) これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者を 電子情報処理組織を使用する方法のうち、 (専ら当該受信者の用に供せられるファイ を自己の管理する電子計算機に (受信者又は当該受信者と の使用に係る電子計算 送信者等 総務省 組織

(政令第五十二条の十の十一の業務)

第十一条の十五略

(法第三百四十九条の四第八項の規定による通知書)

第十五条 法第三百四十九条の四第八項の規定によつて総務大臣が道府県知事に対してする通知には、法第三百八十九条第一項、第三百九十三条の市町村の人口及び当該市町村に係る法第三百八十九条第一項、第三百九十三条の下欄の金額を記載しなければならない。

に記録する方法とする。 送信し、 受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル

第一は多のでのに、(法第三百九十六条の二第四項の場合等)

第十五条の六の三

略

(法第四百七条第五号の者)

第十五条の六の四略

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載

した書面)

第十五条の六の五略

(法第四百四十二条第九号のエネルギ―消費効率)

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合

への転換等に関する法律第百四十九条第一

項

理化及び非化石エネルギー

準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基

次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消

費効率とする。

る法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関す

(法第三百九十六条の二第四項の場合等)

第十五条の六の二略

2 略

(法第四百七条第五号の者)

第十五条の六の三略

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載

第十五条の六の四略

した書面)

: : : : :

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用(法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率)

の合

理化等に関する法律第百四十五条第一項

の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基

次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消

準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

費効率とする。

第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネ

リデア: Will は、 アンドー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関す判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等のる法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車(貨物自動車のエネ

判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃

第十五条の九 略

料として用いる軽自動車等

2 4 略

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定め

るものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

すること。

口略

か

つ、

低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(次号及び第八

判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

ルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネ

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃

判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

第十五条の九 略

料として用いる軽自動車等

2 4 略

| るものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 | 5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定め

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 一の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 写第一号及び第十五条の十一において同じ。)に適合する軽自動車 で素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ で素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ で表し、)に適合する軽自動車 がつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

口略

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(次号及び第八

動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル 項第二号において「燃費評価実施要領」という。 ル」という。 項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達 が八十 以上であること及び当該軽自動車に係る自 (第十五条の 第四条の五に規定 + 成 第 レ

- 三 れていること。 向上達成レベル(第十五条の十一第一項第三号及び第三項第三号にお と及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにさ 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成 「令和二年度燃費基準達成レベル」という。 が百以上であるこ
- 6 係る部分を除く。 令で定めるものは、 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省 法第四百四十六条第一 の基準とする。 細目告示第四十一条第一 項第三号イ(1)iに規定する平成三十年十月一日 項第三号イ (粒子状物質に
- 8 軽 以下のトラックで総務省令で定めるものは、 自動車とする。 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン 次に掲げる要件に該当する

7

略

すること 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 物の排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動 一項第三号イの表の4の窒素酸 車 かつ、 窒素酸: 低排 化

> 動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 べ する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル 項第二号において「燃費評価実施要領」という。 ル」という。 項第二号及び第三項第二号において「令和十二年度燃費基準達 が七十五以上であること及び当該軽自動車に係る自 (第十五条の 第四条の三に規定 + 成 第

- 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省 三 法第四百四十六条第一 れていること。 と及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにさ 向上達成レベル(第十五条の十一第一項第三号 .て「令和二年度燃費基準達成レベル」という。 燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成 項第三号イ(1)iに規定する平成三十年十 が 百以上であるこ -月一日 にお
- 6 令で定めるものは、 係る部分を除く。 の基準とする。 細目告示第四十 条第一項第三号 (粒子状物質に
- 7 略
- 8 軽自動車とする。 以下のトラックで総務省令で定めるものは、 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・ 次に掲げる要件に該当する 五トン
- すること。 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当
- イ 化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 物の排出量が細目告示第四十一条第 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動 一項第三号の表のニ か 窒素酸: 0) つ、 室素酸 低排 化

出ガス車認定を受けたものであること。

口略

燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・

旨が明らかにされていること。 ──以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてそのにおいて「令和四年度燃費基準達成レベル 」という。)が百五一向上達成レベル (第十五条の十一第二項第二号及び第四項第二号

9 略

10 法第四百四十六条第二項に規定する令和四年度基準エネルギー消費効 2

率及び令和二年度基準エネルギー消費効率

ギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。 エネルを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネル

11 略

第五項第二号 第四条の五に規定する令 て「令和十二年度燃費基 及び第三項第二号におい 五条の十一第 和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル 一項第二号 (第十 」という。)が同条第一 第三条に規定する十・十 号に規定する平成二十二 五モード燃費値 び第八項第二号において 十・十五モード燃費値 (次号及

出ガス車認定を受けたものであること。

口略

旨が明らかにされていること。 五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその 五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその 一において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十 において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。)が百二十 に規定する平成二十七年度燃費基準達

9略

10 法第四百四十六条第二項に規定する

ギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。 ルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネル合和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネ

11 略

第五項第二号 第四条の三に規定する令 て「令和十二年度燃費基 及び第三項第二号におい 五条の十一第 和十二年度燃費基準達成 ・向上達成レベル 一項第二号 (第十 」という。)が同条第一 第三条に規定する十・十 号に規定する平成二十二 び第八項第二号において 五モード燃費値 十・十五モード燃費値 (次号及

第五項第三号																					
燃費評価実施要領第四条													その旨						と及び)が <u>八十</u> 以上であるこ	準達成レベル」という。
十・十五モード燃費値が	れていない旨	ルギー消費効率が算定さ	より当該軽自動車のエネ	モード法」という。)に	八モード法及びWLTC	第二号において「JC○	る方法(次号及び第八項	第二号及び第三号に掲げ	定める方法第一条第一項	る国土交通大臣が告示で	等に関する省令に規定す	ネルギー消費効率の算定	その旨並びに自動車のエ	びに	た数値以上であること並	分の百七十三を乗じて得	費効率」という。)に百	二年度基準エネルギー消	二号において「平成二十	効率(次号及び第八項第	年度基準エネルギー消費
第五項第三号																					
燃費評価実施要領第四条													その旨						と及び)が七十五以上であるこ	準達成レベル」という。
十・十五モード燃費値が	れていない旨	ルギー消費効率が算定さ	より当該軽自動車のエネ	モード法」という。)に	八モード法及びW L T C	第二号において「JC○	る方法(次号及び第八項	第二号及び第三号に掲げ	定める方法第一条第一項	る国土交通大臣が告示で	等に関する省令に規定す	ネルギー消費効率の算定	その旨並びに自動車	びに	た数値以上であること並	分の百六十二を乗じて得	費効率」という。)に百	二年度基準エネルギー消	二号において「平成二十	効率(次号及び第八項第	年度基準エネルギー消費
			燃費評価実施要領第四条 十・十五モード燃費値が 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条 ルギー消費効率が算定さ ・ギー消費効率が算定さ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	燃費評価実施要領第四条 十・十五モード燃費値が 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条 ルギー消費効率が算定さ より当該軽自動車のエネ	燃費評価実施要領第四条 十・十五モード燃費値が 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条 より当該軽自動車のエネ より当該軽自動車のエネ	燃費評価実施要領第四条 十・十五モード燃費値が 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条 より当該軽自動車のエネ れていない旨 おり当該軽自動車のエネ	燃費評価実施要領第四条 十・十五モード燃費値が 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条 水ギー消費効率が算定されていない旨 れていない旨 第二号において「JC〇 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条	燃費評価実施要領第四条	大・十五モード 第二号及び第三号に掲げ	株費評価実施要領第四条	株費評価実施要領第四条	燃費評価実施要領第四条 十・十五モード燃費値が 場ご号及び第三号に掲げ 3方法(次号及び第三号に掲げ る方法(次号及び第三号に掲げ 1 本ード法」という。)に より当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定さます。 れていない旨 カモード法のより おいていない旨 第五項第三号 燃費評価実施要領第四条	株費評価実施要領第四条	その旨	でに でに でに でに でに でに でに でに	た数値以上であること並	大の旨	大変	大数値以上であること並	と及び	上

										第八項第二号												
その旨	と及び	が百五 以上であるこ	レベル」という。)	令和四年度燃費基準達成	第四項第二号において「	の十一第二項第二号及び	成レベル(第十五条	度燃費基準達成・向上達	の三に規定する令和四年	燃費評価実施要領第四条					その旨	であること及び	ル」という。)が百以上	二年度燃費基準達成レベ	項第三号において「令和	一第一項第三号及び第三	成レベル(第十五条の十	度燃費基準達成・向上達
その旨並びにJC〇八モ						値以上であること並びに	百六十三を乗じて得た数	ルギー消費効率に百分の	平成二十二年度基準エネ	十・十五モード燃費値が	算定されていない旨	のエネルギー消費効率が	ド法により当該軽自動車	ード法及びWLTCモー	その旨並びにJC〇八モ					以上であること並びに	百五十を乗じて得た数値	ルギー消費効率に百分の
										第八項第二号												
										_□.												
その旨	と及び	が百二十五以上であるこ	達成レベル」という。)	平成二十七年度燃費基準	第四項第二号において「	の十一第二項第二号及び	上達成レベル(第十五条	七年度燃費基準達成・向	に規定する平成二十	号 燃費評価実施要領第四条					その旨	であること及び	ル」という。)が百以上	二年度燃費基準達成レベ	において「令和	一第一項第三号	成レベル(第十五条の十	度燃費基準達成・向上達

交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第十五条の十一第七項におい	交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第十五条の十一第七項におい
16 国土交通大臣の認定等(法附則第二十九条の九第三項に規定する国土	16 国土交通大臣の認定等(法附則第二十九条の九第三項に規定する国土
いない旨」とする。	いない旨」とする。
号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されて	号に掲げる方法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されて
する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三	する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第一項第三
旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関	旨」とあるのは「その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関
基準達成・向上達成レベルが百九 以上であること並びに」と、「その	基準達成・向上達成レベルが百十六以上であること並びに」と、「その
上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和二年度燃費	上であること及び」とあるのは「第四条の二に規定する令和二年度燃費
号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が七十五以	号において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。)が八十一以
準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二	準達成・向上達成レベル(第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二
については、同項第二号中「第四条の三に規定する令和十二年度燃費基	については、同項第二号中「第四条の五に規定する令和十二年度燃費基
る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用	る部分に限る。)の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用
15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項(第三号イに係	15 法第四百四十六条第三項において準用する同条第一項(第三号イに係
二号に掲げる方法とする。	二号に掲げる方法とする。
総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第	総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第
を算定する方法として	おいて適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として
率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率	率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度に
14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効	14 法第四百四十六条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効
13 略	13 略
算定されていない旨	算定されていない旨
のエネルギー消費効率が	のエネルギー消費効率が
ド法により当該軽自動車	ド法により当該軽自動車

規定中 法第七十二条第 読み替えて適用する場合を含む。) 第五項及び第八項(これらの規定を第十二項及び前項 証において明らかにされるまでの間においては、 該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車検査 をいう。 ル た軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイ 臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつ 大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通 の手段を含む。 に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正 て同じ。 (道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル 「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは 第十五条の十一第七項において同じ。)に記録されてから、)の申請をした者が偽りその他不正の手段 同項 項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるも の規定の適用については、これらの において同じ。)により国土交通 当該軽自動車に対する (当該申請をした者 「道路運送車 の規定により 当 両 天

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

のとする。

第十五条の十一 省令で定めるものは、 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務 次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

すること。 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当 物の排出量が細目告示第四十 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 項第三号イの表の⑴の窒素酸 窒素酸化

一条第

のとする。 法第七十二条第 規定中 読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、 第五項及び第八項(これらの規定を第十二項及び第十五項の規定により 証において明らかにされるまでの間においては、 該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該軽自動車に係る自動車 をいう。第十五条の十一第七項において同じ。)に記録されてから、 ル た軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査ファイ 臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつ 大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通 の手段を含む。 に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正 て同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段 (道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイ 「当該軽自動車に係る自動車検査証」とあるのは 第十五条の十一第七項において同じ。 項に規定する軽自動車検査ファイル」と読み替えるも 当該軽自動車に対する (当該申請をした者)により国土交通 「道路運 これらの 送 車 検 当 両

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務 省令で定めるものは、 次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

すること。 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

物 の排出量が細目告示第四十 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動 条第 項第三号の表のイ 車 窒素 0 室素酸 酸 化

出ガス車認定を受けたものであること。化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排

口略

ていること。 及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二(令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満)であること

三略

自動車とする。
下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽2 法第四百五十一条第一項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以

口略

にされていること。 ること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らか二 令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満 であ

ものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定める

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

出ガス車認定を受けたものであること。化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排

口略

ていること。
及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十五未満であること

三略

下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽2 法第四百五十一条第一項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

すること。

自動車とする。

口略

にされていること。 ること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らか二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であ

ものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 3 法第四百五十一条第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定める

次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

すること。

口略

ていること。 及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ二 令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満 であること

車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。三一令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動

下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽4 法第四百五十一条第二項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以

自動車とする

すること。

一次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

あること。

一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたもので軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化

口略

二 令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満

すること。

略

ていること。
及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ
一 令和十二年度燃費基準達成レベルが五十五以上六十未満であること

すること。

一次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当

口略

である

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満である

5 ては、 れ同表の下欄に掲げる字句とする。 定の適用がある場合における前各項 第 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規 されていること。 こと及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかに 項第二号 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 未満 令和十二年度燃費基準達 成レベルが七十以上八十 であること及び 平成二十二年度基準エネ 自動 その旨並びに自動車のエ 度基準エネルギー消費効 び第二項から第四項まで 及び公表に関する実施要 値以上であること並びに 百五十一を乗じて得た数 率」という。) に百分の において「平成二十二年 ルギー消費効率(次号及 が同条第一号に規定する ード燃費値」という。) でにおいて「十・十五モ 及び第二項から第四項ま 十五モード燃費値(次号 領第三条に規定する十・ 車の燃費性能の評価 の規定の適用につい 5 ては、 れ同表の

されていること。 こと及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明ら かに

定の適用がある場合における第 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 一項から第四項までの規定の適用につい 項又は第二 一項の規

下欄に掲げる字句とする。

1	<i>(</i>	奴	اره	3/1	+		汉	/ `	6		J	6	ク		女	ІЩ
																第一
																項第二号
																二号
その旨														五未満であること及び	成レベルが六十以上七十	令和十二年度燃費基準達
その旨並びに自動車のエ	値以上であること並びに	百三十を乗じて得た数	率」という。)に百分の	度基準エネルギー消費効	において「平成二十二年	び第二項から第四項まで	ルギー消費効率(次号及	平成二十二年度基準エネ	が同条第一号に規定する	ード燃費値」という。)	でにおいて「十・十五モ	及び第二項から第四項ま	十五モード燃費値(次号	領第三条に規定する十・	及び公表に関する実施要	自動車の燃費性能の評価

その旨

算定されていない旨	算定されていない旨
のエネルギー消費効率が	のエネルギー消費効率が
ド法により当該軽自動車	ド法により当該軽自動車
ード法及びWLTCモー	ード法及びWLTCモー
その旨 その旨並びにJC〇八モ	その旨 その旨並びにJC〇八モ
値以上であること並びに	値以上であること並びに
及び 百五十 を乗じて得た数	及び 百五十五を乗じて得た数
百二十五未満であること ルギー消費効率に百分の	であること ルギー消費効率に百分の
達成レベルが百二十以上 平成二十二年度基準エネ	レベルが百以上百五未満 平成二十二年度基準エネ
第二項第二号 平成二十七年度燃費基準 十・十五モード燃費値が	第二項第二号 令和四年度燃費基準達成 十・十五モード燃費値が
略	略
が算定されていない旨	が算定されていない旨
車のエネルギー消費効率	車のエネルギー消費効率
う。)により当該軽自動	う。)により当該軽自動
WLTCモード法」とい	WLTCモード法」とい
「JC〇八モード法及び	「JC〇八モード法及び
から第四項までにおいて	から第四項までにおいて
る方法(次号及び第二項	る方法(次号及び第二項
第二号及び第三号に掲げ	第二号及び第三号に掲げ
定める方法第一条第一項	定める方法第一条第一項
る国土交通大臣が告示で	る国土交通大臣が告示で
等に関する省令に規定す	等に関する省令に規定す
ネルギー消費効率の算定	ネルギー消費効率の算定

ルギー消費効率に百分の平成二十二年度基準エネ	百二十未満であること及		ルギー消費効率に百分の	満であること及りが九十五以上百末	
十・十五モード燃費値が	1 7	第四項第二号	十・十五モード燃費値が	和四	第四項第二号
			算定されていない旨		
			のエネルギー消費効率が		
			ド法により当該軽自動車		
			ード法及びWLTCモー		
			その旨並びにJC〇八モ	その旨	
			以上であること並びに		
			百五十を乗じて得た数値		
			ルギー消費効率に百分の	と及び	
			平成二十二年度基準エネ	レベルが百以上であるこ	
			十・十五モード燃費値が	令和二年度燃費基準達成	第三項第三号
算定されていない旨			算定されていない旨		
のエネルギー消費効率が			のエネルギー消費効率が		
ド法により当該軽自動車			ド法により当該軽自動車		
ード法及びWLTCモー			ード法及びWLTCモー		
その旨並びにJC○八モ	その旨		その旨並びにJC〇八モ	その旨	
以上であること並びに			以上であること並びに		
百十九を乗じて得た数値			百三十を乗じて得た数値		
ルギー消費効率に百分の	十未満であること及び		ルギー消費効率に百分の	未満 であること及び	
平成二十二年度基準エネ	成レベルが五十五以上六		平成二十二年度基準エネ	成レベルが六十以上七十	
十・十五モード燃費値が	令和十二年度燃費基準達	第三項第二号	十・十五モード燃費値が	令和十二年度燃費基準達	第三項第二号

										第一項第二号	に掲げる	の上欄に	がある場	部分に限る。	6 法第四							
							その旨	未満	成		に掲げる字句とする。	掲げる規定	%合における	はる。) 又は第二項	法第四百五十一条第五項に					その		U
							の旨	何 であること及び	成レベルが七十以上八十	令和十二年度燃費基準達		上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	第一項及び第三項の規	第二項(第一号に係る部分に限る。	おい					その旨		
TCモード法」という。	項第二号において「WL	三号に掲げる方法(第三	める方法第一条第一項第	国土交通大臣が告示で定	に関する省令に規定する	ルギー消費効率の算定等	その旨及び自動車のエネ	ること並びに	レベルが百二 以上であ	令和二年度燃費基準達成		子句は、それぞれ同表の下欄	がある場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表	部分に限る。) の規定の適用	て準用する同条第一項(第一号に係ず	算定されていない旨	のエネルギー消費効率が	ド法により当該軽自動車	ード法及びWLTCモー	その旨並びにJC〇八モ	値以上であること並びに	百匹十七を乗じて得た数
										第	に思	の			る 6 ※							
										第一項第二	に掲げる字	上欄に掲	がある場合	部分に限る	法第四百							
										号	句と			0								
							その旨	五未満であること及び	成レベルが六十以上七十	号 令和十二年度燃費基準達	句とする。	物げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄	台における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表	。)又は第二項(第一号に係る部分に限る。)	1五十一条第五項において準用する同条第一項					その旨		U

							1 1 2 3	
	るものとする。	ル」と読み替えるものとする。	車検査ファイル		0	車検査ファイル」と読み替えるものとする。	車検査ファイル	
動	のは「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動	は「道路運送車	査証」とあるの	動	「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動	いは「道路運送車両法第七十	査証」とあるのは	
検	ついては、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検	いては、これら	規定の適用につ	検	当該軽自動車に係る自動車	の適用については、これらの規定中「当該軽自動車に係る自動車検	規定の適用につ	
0)	第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	子項の規定によ	を第五項及び第	0)	の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	の規定により読み替え	を前二項	
定	該軽自動車に対する第一項から第四項まで(これらの規定	:軽自動車に対す	おいては、当該	定	ら第四項まで(これらの規	当該軽自動車に対する第一項から第四項まで(これらの規定	おいては、当該	
に	車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間に	・に係る自動車検	が当該軽自動車	に	て明らかにされるまでの間	が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間に	が当該軽自動車	
等	記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等	一録されてから、	査ファイルに記	等	当該新たに受けた国土交通大臣の認定等	ファイルに記録されてから、当該新たに	査ファイルに記	
検	自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検	[動車が新たに受	象となつた軽自	検	動車	象となつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自	象となつた軽自	
対	認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対	定等を取り消し	土交通大臣の認	対	つて、当該取消し後にその	土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対	土交通大臣の認	
玉	の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国	認定等を受けた	国土交通大臣の	国	として国土交通大臣が当該	国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国	国土交通大臣の	
り	の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段によ	一の認定等の申請	• 国土交通大臣	り 7	他不正の手段によ	日の認定等の申請をした者が偽りその	国土交通大臣	7
	算定されていない旨				算定されていない旨			
	のエネルギー消費効率が				のエネルギー消費効率が			
	ド法により当該軽自動車				ド法により当該軽自動車			
	その旨及びWLTCモー	その旨			その旨及びWLTCモー	その旨		
	こと及びること並びに	十未満であること及び			ること並びに	未満 であること及び		
	が五十五以上六 レベルが八十 以上であ	成レベルが五-			レベルが八十七以上であ	成レベルが六十以上七十		
	燃費基準達 令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第三項第二号		令和二年度燃費基準達成	令和十二年度燃費基準達	第三項第二号	
	定されていない旨				定されていない旨			
	エネルギー消費効率が算				エネルギー消費効率が算			
) により当該軽自動車の)により当該軽自動車の			

(法第四百六十三条の十五第一項第一号ニに規定する総務省令で定める

(法第四百六十三条の十五第一項第一号二に規定する総務省令で定める)

原動機付自転車)

車 、その輪距のうち最大のもの)が○・五メートル以下の原動機付自転 車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては

トル以下の三輪の原動機付自転車 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が〇・五メー

条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車三 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第

(市町村たばこ税に係る申告書等の様式)

第十六条の二の四略

き事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。の徴収金に第三十四号の二の五様式による納付書(当該書類に記載すべの方法により納付するとき(口座振替の方法又は法第七百四十七条の六2 卸売販売業者等が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付

(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口)

基礎人口(次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費

原動機付自転車)

え、かつ、輪距が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車とする。省令で定める原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が〇・五メートル以下の原動機付自転車は、車室を備えず、かつ、輪距(二以上の一番)のでは、その輪距のうち最大のもの)が〇・五メートル以下の三輪の原動機付自転車とする総務

(市町村たばこ税に係る申告書等の様式)

第十六条の二の四略

の方法により納付するとき(口座振替の方法2 卸売販売業者等が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を申告納付

き事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて納付するものとする。の徴収金に第三十四号の二の五様式による納付書(当該書類に記載すべにより納付する場合を除く。)は、当該地方団体

(法第四百八十五条の十三第一項のたばこ消費基礎人口)

基礎人口(次条及び第十六条の四の五において「たばこ消費基礎人口」|第十六条の四の三 法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ消費|

あつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。という。)は、第一号及び第二号により算出した数の合計数(特別区に

した数 総数」 五~九歳」 数か日本人別人口 等基本集計第二—七表(男女、 条に規定する国勢調査の結果として公表された令和 0) 国勢調査令によつて令和二年十月一日現在によつて行つた同令第一 表側 のうち 「国籍総数か日本人」 十~十四歳」 表頭が 平均年齢 「総数」 及び「十五~十九歳」 年齢 の欄の数から表頭が 年齢中位数及び人口構成比 が 「国籍総数」 (五歳階級及び三区分) かつ表側 の各欄の数を控除 「〇~四歳」 一年国勢調査人口 「男女」 [年齢別] 国籍総 が

三 _ 側が 女 表頭 表側 表頭 五歳未満」 歳階級) 地 条に規定する国勢調査の結果として公表された令和 国勢調査令によつて令和二年十月一 国勢調査令によつて令和日 が 通学地による人口・ 「常住地又は従業地 「男女」 十五歳未満 総数」 住地又は従業地 及び「十五~十九歳 常住地又は従業地・通学地別人口及び昼夜間人口比率) が かつ表側 「総数」 及び 就業状態等集計第一— かつ表側 ・通学地」 「年齢」 「十五~十九歳」 通学地」 一年十月 の各欄の数を控除した数との合計数 が 年齢 が が 「総数」 日現在によつて行つた同 日現 「他県に常住」 「県内 の各欄の数を控除した数と が 発によって行った同 の欄の数から表側が 他 「総数」 市町村に常住」 一表 (男女、 一年国勢調査従業 のうち表側 の欄の数から表 年 令第 のうち 齢 令第 $\bar{+}$ 「男 五 0)

あつては、次の各号により算出した数の合計数)とする。という。)は、第一号及び第二号により算出した数の合計数(特別区に

年齢)」 割合、 調査人口等基本集計第三—二表 第 の各欄の数を控除した数 五~九歳」 国勢調査令によつて平成二十七年十月一日現在によつて行つた同令 条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七 平均年齢及び年齢中位数 のうち総数の欄の数から「 (再掲) 十~ 十四歳」 (総数及び日本人)) 年齢 (再掲) 及び (各歳) 「 (再掲) ○~四歳」 男女別人口 の表頭 十五~十九歳 (再掲) 「総数(年齢別 年 -国勢

未満」及び「十五~十九歳」 から「十五歳未満」 ち 調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第 第 従業地・通学地 「うち他県に常住」 就業者数及び通学者数) 国勢調査令によって平成二十七年十月一日現在によって行った同令 「うち県内他市区町村に常住」 条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二 (二十七区分) の表側 及び 「十五~十九歳 の表頭 「総数 の各欄の数を控除した数との合計数 による年齢 の表側 「従業地 (男女別) 総数 の各欄の数を控除した数と ・通学地による人口」のう (五歳階級) の欄の数から (男女別) 表 (常住 十七 男女別人口 0 一五歳 世里又は 欄の数 年 -国勢

三 調査従業地・通学地による人口・就業状態等集計第 第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成二十七年国勢 従業地・通学地 国勢調査令によつて平成 就業者数及び通学者数) (二十七区分) による年齢 の表頭 一十七年十月一 「従業地 日現在によつて行つた同令 ・通学地による人口」のう (五歳階級) 表 (常住地又は 男女別人口

地

通学地による人口・

就業状態等集計第一—

一表

(男女、

年齢

쥪.

一年国勢調査従業

条に規定する国勢調査の結果として公表された令和

表頭 側 歳階級) 「男女」 「常住地又は従業地 が 常住地又は従業地・ 「総数」 かつ表側 ·通学地 通学地別人口及び昼夜間人口比率) 「年齢」 が 「自市内他区に常住」 が 「総数」 の欄の数から表側 のうち表 0)

が 十五歳未満」 及び 一十五~十九歳」 0) 各欄の数を控除した数

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十

は、 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設 次に掲げる施設とする。

略

兀 する施設 条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律 律第百五十二号) 則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二 は放送法等の一部を改正する法律 三十二号)第六十四条第一項第二号 有線電気通信設備を用いて行われる放送法 第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供 (平成二十二年法律第六十五号) に規定するラジオ放送の業務又 (昭和二十五年法律第百 (昭和三十二年法 附

五及び六 略

3

略

(政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四

十二第一項の申請書等の提出

第十六条の二十二の二 略

> 一十五歳未満」 「うち自市内他区に常住」 及び 「十五~十九歳」 0) 表側 一総数 の各欄の数を控除した数 (男女別) の欄の数から

ち

(政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等)

第十六条の十

2 は、 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設 次に掲げる施設とする。

略

兀 律第百五十二号) 条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律 則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二 三十二号)第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務又 する施設 は放送法等の一部を改正する法律 有線電気通信設備を用いて行われる放送法 第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供 (平成二十二年法律第六十五号) (昭和二十五年法律第百 (昭和三 十二年法

五及び六

略

3

略

十二第一項の申請書等の提出 (政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四

第十六条の二十二の二 略

附

2及び3 略

4 政令第五十四条の四十五第八項においての事実を証する書類を添付たの他の当該申請書に記載した事項についての事実を証する書類を添付た、次の各号に掲げる土地の譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類は、土地の譲渡をした日以後遅滞してしなければならない。

一~四略

を明らかにする書類
一个第五十四条の四十五第四項第二号イに掲げる要件に該当する事実の第十四条第二項の通知の文書の写しその他の当該土地の譲渡が政イ 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号

口略

六~十二 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知等

の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(法第七百四十七第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定

とする。

2及び3 略

4 政令第五十四条の四十五第八項において準用する政令第五十四条の四4 政令第五十四条の四十五第八項による申請書の提出は、土地の譲渡をした日以後遅滞してしなければならない。

一~四略

イ 宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号四条の四十五第四項第二号に掲げるもの)次に掲げる書類 法第六百二条第一項第一号ニに掲げる土地の譲渡のうち政令第五十

を明らかにする書類令第五十四条の四十五第四項第二号イに掲げる要件に該当する事実)第十条第二項の通知の文書の写しその他の当該土地の譲渡が政

口略

六~十二 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知))

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)

一~十 略

て準用する場合を含む。)の規定による通知四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五におい十一政令第二十四条の三第六項(政令第二十四条の四第八項、第二十

2 略

3 は、 係手続用電子情報処理組織を使用し、 法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知を をいう。 項に規定する特定地方税関係通知等をいう。 行政機関の長 以下同じ。 次に定める基準に従つて行うものとする。 以下この項において同じ。)又は特定地方税関係通知等 (法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関 は、 かつ、 特定書面等地方税関係通知 機構を経由して行う場合に (法第七百四十七条の五第 以下同じ。)を地方税関 の長 3

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めると

イ 機構の使用に係る電子計算機に、行政機関の長

ころにより行うこと。

」という。)を送信すること。
「通知すべきこととされている事項(ロ及びハにおいて「通知事項た特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知等を行うときの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され

ロ 機構の使用に係る電子計算機において、通知事項に係る通信の交

換が行われ、他の行政機関の長

係る電子計算機に伝送されること。

0

使用に

十一 政令第二十四条の三第六項

2 略

の規定による通知

は、 係手続用電子情報処理組織を使用し、 法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知 をいう。 項に規定する特定地方税関係通知をいう 行政機関の長 以下同じ。 次に定める基準に従つて行うものとする。 以下この項において同じ。)又は特定地方税関係通知 (法第七百四十七条の四第一項に規定する行政機関 は、 かつ、 特定書面等地方税関係通 機構を経由して行う場合に 以下同じ。 法第七百四十七条の五第 を地方税関 の長 を 知

」という。)を送信すること。 条の四 た特定書面等地方税関係通知又は特定地方税関係通知 同じ。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され に通知すべきこととされている事項 機構の使用に係る電子計算機に、 第 項に規定する行政機関の長をいう。 行政機関の長 (ロ及びハにおいて 以下この項に (法第七百四 を行うとき 「通知事項 お いて 十七

ハ 当該他の行政機関の長

の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。

一及び三略

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない び保存を行つている場合には、 次に掲げる要件 税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者は、 ら第二十七条までにおいて同じ。)の備付け及び保存をもつて当該地方 に規定する地方税関係帳簿をいう。 に係る電磁的記録 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿 (当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及 (同項に規定する電磁的記録をいう。 第三号に掲げる要件を除く。)に従つて 以下この条及び次条において同じ。 以下この条か 同 項

場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、 げる者が開発したプログラム 第二十七条において同じ。)に当該法第七百四十八条第一 算機を使用して行われる情報の入力、 の項及び第五項第四号において同じ。 の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。 次に掲げる書類 検索、 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、 消去、 出力又はこれらに類する処理をいう。 (当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理 (電子計算機に対する指令であつて、)以外のプログラムを使用する 蓄積、 編集、 当該地方税関係帳簿 加工、 以下この条及び 修正、 項各号に掲 (電子計 以下こ 更新

場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、

当該地方税関係帳簿

子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録されること。 行政機関の長をいう。以下この項において同じ。) の使用に係る電ハ 当該他の行政機関の長 (法第七百四十七条の四第一項に規定する

二及び三 略

(地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第二十五条 当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない び保存を行つている場合には、 次に掲げる要件 税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとする同項各号に掲げる者は ら第二十七条までにおいて同じ。 に規定する地方税関係帳簿をいう。 に係る電磁的記録 げる者が開発したプログラム の項及び第五項第五号において同じ。 の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。 第二十七条において同じ。) に当該法第七百四十八条第一 算機を使用して行われる情報の入力、 次に掲げる書類 検索、 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、 消去、 法第七百四十八条第一項の規定により地方税関係帳簿 (当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備付け及 出力又はこれらに類する処理をいう。 (当該地方税関係帳簿に係る電子計算機処理 (同項に規定する電磁的記録をいう。 第三号に掲げる要件を除く。 (電子計算機に対する指令であつて、)の備付け及び保存をもつて当該地方 以下この条及び次条において同じ。)以外のプログラムを使用する 蓄積、 編集、 加工、 以下この条及び 以下この 修正、 項各号に掲 に従つて (電子計 以下こ 同 条か 項

掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハにに係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該者が開発

二及び三略略

2 4 略

略

ならない。

)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。とを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。に掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したこ二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件(当該者が同号イ又はロ

イ及びロ 略

掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはハにに係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該者が開発

イ〜ニ 略

二及び三 略

2 4 略

略

)を満たす電子計算機処理システムを使用すること。とを確認することができる場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。に掲げる方法により当該地方税関係書類に係る記録事項を入力したこ二 前号の入力に当たつては、次に掲げる要件(当該者が同号イ又はロ

イ及びロ 略

類をスキャナで読み取る場合において、当該地方税関係書類の大き(当該地方税関係書類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の次に掲げる情報)

ハ

略

略

略

7 6

当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類 項第一号に掲げる要件にかかわらず、 用届出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。) 出したとき 書」という。)を、 及び次に掲げる事項を記載した届出書(以下この項において「適用届出 場合において、 過去分書類」という。)に記載されている事項を電磁的記録に記録する 領をした当該各号の中欄に掲げる書類(以下この項及び次項において「 保存に代える日 録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号 上欄に掲げる者は、 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的記 (従前において当該過去分書類と同 あらかじめ、 (第二号において「基準日」という。) 前に作成又は受 それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提 当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類 その記録する事項に係る過去分書類の種類 当該電磁的記録の保存に併せて、 一の種類の書類に係る適 は、 第 五 \hat{O} 7

> さが 日 本産業規格A列四番以下であるときは (1)に掲げる情報に限

る。 を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2)当該地方税関係書類の大きさに関する情報

三 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直

接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこ

略

6

略

当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類 項第一号に掲げる要件にかかわらず、 用届出書を当該地方団体の長に提出していない場合に限る。 出したとき(従前において当該過去分書類と同 書」という。)を、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長に提 及び次に掲げる事項を記載した届出書(以下この項において「適用届出 場合において、 過去分書類」という。)に記載されている事項を電磁的記録に記録する 領をした当該各号の中欄に掲げる書類 保存に代える日(第二号において「基準日」という。 の上欄に掲げる者は、 録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている次の表の各号 法第七百四十八条第三項の規定により地方税関係書類に係る電磁的 あらかじめ、その記録する事項に係る過去分書類の種類 当該地方税関係書類のうち当該地方税関係書類 当該電磁的記録の保存に併せて、 (以下この項及び次項において 一の種類の書類に係る適)前に作成又は受 は、 第五 0

の期間を経過した後、 に関する規程を定めている場合にあつては、 書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処理 あ の適用については、 電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、 とにより、 (当該事務の責任者が定められているものに限る。 るのは 「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと(当該地方税関係 当該過去分書類 同項第二号口中 速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付 (当該地方団体に係るものに限る。) に係る 「の作成又は受領後、 その業務の処理に係る通常)の備付けを行うこ 速やかに」と 同項の規定

る。

<u>〜</u> 三 略

略

8及び9 略

(法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存)

記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面によおいて「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以おいて「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項

下であるときは 場合にお 類の作成又は受領をする者が当該地方税関係書類をスキャナで読み取る すこと)」とあるのは「こと」と、 の期間を経過した後、 に関する規程を定めている場合にあつては、 書類の作成又は受領から当該タイムスタンプを付すまでの各事務の処 あるのは の適用については、 電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、 とにより、 (当該事務の責任者が定められているものに限る。 「をスキャナで読み取る際に、」と、「こと(当該地方税関 当該過去分書類 7 当該地方税関係書類の大きさが日 (1)に掲げる情報に限る。 同項第二号口中 速やかに当該記録事項に当該タイムスタンプを付 (当該地方団体に係るものに限る。 同号ハ中 「の作成又は受領後、)」とあるの その業務の処理に係る通常 情報 本産業規)の備付けを行うこ (当該地方税関係 は 速やかに」と 格 「情報」とす 同項の規定 A 列 四 に係る |番以 理

る。

す

<u>\{ \equiv \} \equiv \} \equiv \} \equiv \} \equiv \} \tag{3.5}</u>

略

略

8及び9 略

(法第七百五十条第三項の電磁的記録の保存)

記録を、当該地方税関係書類の徴収若しくは当該書類の提出が書面によき事項又は同条第二項において「保存義務者」という。)は、当該電磁的下この項及び第三項において「保存義務者」という。)は、当該電磁的おいて「記載事項」という。)に係る電磁的記録の提供を受けた者(以第二十七条 法第七百五十条第一項に規定する地方税関係書類に記載すべ

には、 保存しなければならない。 できるようにしているときは、 整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるように 及び明瞭な状態で出力され、 千万円以下である事業者である場合又は地方税に関する法律の規定によ の提示等の要求」という。)に応じることができるようにしている場合 該電磁的記録の提示又は提出の要求(以下この項において「電磁的記録 同項第六号において準用する同条第一項第一号(イに係る部分に限る。 置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第五号並びに ととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、 た場合に、地方税に関する法令の規定により、当該書面を保存すべきこ り行われたとした場合又は書面により行われその写しが作成されたとし している場合であつて、 る当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式 に掲げる要件(当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当 (当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が五 同条第五項第五号(ロ及びハに係る部分に限る。)に掲げる要件 当該電磁的記録の提示等の要求に応じることが 取引年月日その他の日付及び取引先ごとに 同号に掲げる要件)を除く。)に従つて 次に掲げる措

略

رح ت

イ及びロ 略

イ及びロ

略

該電磁的記録の提示又は提出の要求

「に掲げる要件(当該保存義務者が地方税に関する法令の規定による当置のいずれかを行い、第二十五条第一項第二号及び第五項第六号並びに同項第七号において準用する同条第一項第二号及び第五項第六号並びに同項第七号において準用する同条第一項第二号及び第五項第六号並びにの規定により、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措法を表示の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきにより行われその写しが作成されたとし

万円「以下である事業者である場合であつて、当該要求には、同条第五項第六号(ロ及びハに係る部分に限る。)に掲げる要件には、同条第五項第六号(ロ及びハに係る部分に限る。)に掲げる要件

略

保存しなければならない。

できるようにしているときは、同号に掲げる要件)を除く。)に従つて

に応じることが

ておくこと。
 ておくこと。
 ておくこと。
 ておくこと。
 でおくこと。
 でおくこと。

三及び四 略

略

3 2

成した書面 規定による当該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作 当の理由があると認め、 従つて当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについて相 当該各号の下欄に掲げる地方団体の長が当該総務省令で定めるところに 録の保存をすることができなかつたことを証明したとき、 に従つて当該各号の中欄に掲げる書類に記載すべき事項に係る電磁的記 事 の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているとき 情により、 次の表の各号の上欄に掲げる保存義務者が、災害その他やむを得ない (整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。 法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところ かつ、 当該保存義務者が地方税に関する法律 又はそれぞれ 3 に従つて当該記載事項

売販売業者等 法第百四十四条の 法第七十四条の二 項に規定する卸 同項に規定す 同条第三項に 規定する書類 規定する書類 同条第四項に 法第百四十四条の 卸売販売業者等の営業所所 同項の小売販売業者である 所所在地の道府県知事 同項の小売販売業者の営業 在地の道府県知事 二第 一項

> 三及び四 略

2 略

事情により、法第七百五十条第三項に規定する総務省令で定めるところ 保存義務者 災害その他やむを得ない

に係る電磁的記

録の保存をすることができなかつたことを証明したとき

第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることがで

きる。 は、 ただし、 当該事情が生じなかつたとした場合

きる。

ただし、

つたとした場合において、

は、

第一項の規定にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることがで

当該事情が生じなかつたとした場合又は当該理由がなか

当該総務省令で定めるところに従つて当該電

りでない。

磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限

磁的記録の保存をすることができなかつたと認められるときは、この限 において、 当該総務省令で定めるところに従つて当該電

在地の市町村長		
卸売販売業者等の営業所所	規定する書類	
同項の小売販売業者である	同条第四項に	売販売業者等
所所在地の市町村長	規定する書類	第一項に規定する卸
同項の小売販売業者の営業	同条第三項に	三 法第四百六十五条
在地の道府県知事		する特別徴収義務者
に規定する軽油の納入地所	る書類	三十五第六項に規定

(機構が処理することとされている事務)

(特定徴収金に係る納付書等の様式)

二法人の道府県日	ものに限る。)	町村民税(特別徴	一給与所得に係る
県民税若しくは法第七百三十		は収の方法により納入する	る個人の道府県民税及び市
第十二号の二の二様		式	第五号の十五の二様

(機構が処理することとされている事務)

	定期支払額として支払う	(政令附則第六条の二第二項の配電事業に係る定期支払額として支払う
の 第 様 第 式 第		附則
第 様 第 様 第 式 第 式 第 三 十 十 十 十 十 十 十 十 二 十 十 十 十 十 十 日<	_	納付するものに限る。)
様 第 式 第	四号の	こ税(申告納付の
第 式 第 様 第 様 第 式 第 式 第 式 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	様式	
式 第 様 第 式 第 式 第 式 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	十二号の四の	八 法人の市町村民税
第 様 第 様 第 式 第 式 第 式 第 十 六 号 号 の の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	式	納付するものに限る。)
様 第 様 第 式 第 式 第 式 十 二 号 の の カ カ 六	十六号の四	付の
様 第 様 第 式 第 式 第 式 十 二 号 の の カ カ 六		に限る。)
(A)		条の二の五第二項の規定の適用がある場合
の道府県民税 第十二号の大	様式	三十三条の二の二第一項又は附則第三十五
(A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B		六 特定配当等に係る道府県民税 (法附則第
別得金額に係る道府県民 第十二号の大 1 1 1 1 1 1 1 1 1	様式	税
の規定により都がその特式 (人の事業税及び特別法 (人の事業税及び特別法 第十二号の六 が県民税 第十二号の六 第十二号の六	の + 二	五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民
第 式 第 十二 号 の 九	式	掲げるものを除く。)
	十二号の九	四 特定配当等に係る道府県民税 (第六号に
	式	
	第十二号の六の二様	三 利子等に係る道府県民税
		人事業税
		課する都民税又は法人の事業税及び特別法
		別区の存する区域内において法人に対して
-	式	四条第二項第二号の規定により都がその特

附

則

べき金額)

第二条の七の二 する一 とする。 電事業に係る譲受価格・ 会計規則 法人に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額は、 配電事業に係る定期支払額として同項第三号に規定する配電事業を行う 六条の二第二項第三号に規定する法附則第九条第八項第二号に規定する 条第八項第二号に規定する配電事業に係る定期支払額として同号に規定 般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額及び政令附則第 昭 和四十年通商産業省令第五十七号) 政令附則第六条の二第二項第二号に規定する法附則第九 借受価格等の定期支払額として支払うべき金額 別表第 に規定する 電気事業 配

(法附則第九条第二十項の取引)

取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。つて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割ので、かの、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引であ

(法附則第十条の二第三項の証明がされた家屋)

は、同項に規定する契約の契約書の写しを道府県知事に提出することに貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋第三条の二の六 法附則第十条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で

(法附則第九条第二十項の取引)

東引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。 収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため 必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則(昭和四 必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則(昭和四 のであり、電気事業会計規則(昭和四 のであり、電気事業会計規則(昭和四 のであり、電気事業会計規則(昭和四 のであり、電気事業会計規則(昭和四 のであり、電気の安定供給の確保のため

(政令附則第七条第三項の特定目的会社等)

第三条の二の七 略

2

略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の八 略

2

略

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の九 略

(政令附則第七条第七項の投資法人等)

第三条の二の十 略

2

略

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十一 略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十二 略

(政令附則第七条第三項の特定目的会社等)

第三条の二の六 略

2 略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の七 略

2 略

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 略

(政令附則第七条第七項の投資法人等)

第三条の二の九 略

2 略

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十 略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十一 略

がされた認定事業) (政令附則第七条第十一項第一号の総務省令で定めるところにより証明

第三条の二の十三 隣接し、 ることについて 当該他の 又は施行されることが確実であると見込まれ る他の都市開発事業をいう。 に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に 定する認定事業をいう。 定めるところにより証明がされた認定事業は 都市開発事業の事業区域の面積の合計が一へクタール以上とな 又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業 政令附則第七条第十一項第一号に規定する総務省令で 国土交通大臣の証明がされた認定事業とする。 以下この条において同じ。 以下この条において同じ。 かつ、 当該認定事業 当該認定事業及び が施行される同号 (同号に規定す が施行され、 (同号に規

(政令附則第七条第十二項の施設)

施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。第三条の二の十四 政令附則第七条第十二項に規定する総務省令で定める

(政令附則第七条第十五項第二号の建築物)

定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。 第三条の二の十五 政令附則第七条第十五項第二号に規定する総務省令で

一 〜 四 略

(政令附則第七条第十五項第三号の政府の補助)

第三条の二の十六 政令附則第七条第十五項第三号に規定する政府の補助

(政令附則第七条第十一項の施設)

施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。第三条の二の十二 政令附則第七条第十一項に規定する総務省令で定める

(政令附則第七条第十四項第二号の建築物)

定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。第三条の二の十三 政令附則第七条第十四項第二号に規定する総務省令で

一 〜 四 略

(政令附則第七条第十四項第三号の政府の補助)

| 第三条の二の十四 政令附則第七条第十四項第三号に規定する政府の補助 |

より建設されたものを除く。)の整備を行う事業に係る補助とする。 サービス付き高齢者向け住宅 で総務省令で定めるものは、 スマートウェルネス住宅等推進事業のうち (高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業に

(法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等)

第三条の二の十七

略

2

略

(政令附則第七条第十九項の証明がされた家屋)

第三条の二の十八 ついて国土交通大臣の証明がされた家屋とする 築等の工事に要した費用の額」 る増築等の工事に要した費用の額 ところにより証明がされた家屋は、 政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定める という。)が三百万円以上であることに (附則第三条の二の二十において「増 当該家屋について行う同項に規定す

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

第三条の二の十九 を道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。 大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類 務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、 協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総 令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と 政令附則第七条第二十一項に規定する建築基準法施行 当該家屋が国土交通

2

政令附則第七条第二十一項に規定する家屋の用途が同項に規定する用

2

政令附則第七条第二十項

に規定する家屋の用途が同項に規定する用

サービス付き高齢者向け住宅 より建設されたものを除く。)の整備を行う事業に係る補助とする。 で総務省令で定めるものは、 スマートウェルネス住宅等推進事業のうち (高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業に

(法附則第十一条第十二項の適格特例投資家限定事業者等)

第三条の二の十五 略

2 略

(政令附則第七条第十八項の証明がされた家屋

第三条の二の十六 ついて国土交通大臣の証明がされた家屋とする 築等の工事に要した費用の額」という。) が三百万円以上であることに る増築等の工事に要した費用の額 ところにより証明がされた家屋は、 政令附則第七条第十八項に規定する総務省令で定める (附則第三条の二の十八において 当該家屋について行う同項に規定す 増

(政令附則第七条第二十項 の証明がされた家屋

第三条の二の十七 務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、 を道府県知事に提出することにより証明がされた家屋とする。 大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類 協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総 令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と 政令附則第七条第二十項 に規定する建築基準法 当該家屋が国土交通 施行

国土交通大臣の証明がされた家屋とする。、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は

(政令附則第七条第二十二項の証明がされた家屋)

臣の証明がされた家屋とする。
当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋について行う増築等の工第三条の二の二十 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定め

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二の二十一 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定 第三条の二の二十一 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定 まり に の に は の に は の に は の に は の に は と に な の に め に は が る と に ら に は 的 に は が ま に は れ た 低 未 利 用 土 地 は 、 当 該 低 未 利 用 土 地 が 国

2

国土交通大臣の証明がされた家屋とする。、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は

(政令附則第七条第二十一項の証明がされた家屋)

臣の証明がされた家屋とする。 当する額のいずれか多い額を超えるものであることについて国土交通大事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋の取得価額の百分の一に相事に要した費用の額が、千万円又は当該家屋について行う増築等の工第三条の二の十八 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定め

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の二の十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定第三条の二の十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定

、休憩施設及び案内施設とする。 条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場土交通省令第六十六号)第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち

(法附則第十一条第十五項の特定公益的施設等)

第三条の二の二十二略

(政令附則第七条第二十五項第二号の施設)

令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及第三条の二の二十三 政令附則第七条第二十五項第二号に規定する総務省

び物品販売施設とする。

(政令附則第九条の二の住宅性能向上改修住宅)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七略

2 11 略

は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用について12 法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定の適用がある場

表

の下欄に掲げる字句とする

(法附則第十一条第十五項の特定公益的施設等)

第三条の二の二十略

(政令附則第七条第二十四項第二号の施設)

び物品販売施設とする。令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及第三条の二の二十一 政令附則第七条第二十四項第二号に規定する総務省

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

(軽油引取税の課税免除の特例

第四条の七略

2 11 略

表の下欄に掲げる字句とする。 は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用について12 法附則第十二条の二の七第五項又は第六項の規定 の適用がある場

販売業者の氏名又は	販売業者の氏名又は		販売業者の氏名又は	販売業者の氏名又は	
油の引渡しを行	油の引渡しを行つた		油の引渡しを行つた	油の引渡しを行つた	
当該報告対象免税軽	当該報告対象免税軽		当該報告対象免税軽	当該報告対象免税軽	
及びその数量並	及びその数量並びに		及びその数量並びに	及びその数量並びに	
の引取りを行つた	の引取りを行つた日		の引取りを行つた日	の引取りを行つた日	
一報告対象免税軽油	一報告対象免税軽油		一報告対象免税軽油	一報告対象免税軽油	
式			式		
第十六号の三十の二様	第十六号の三十様式	第二項	第十六号の三十の二様	第十六号の三十様式	第二項
数量			数量		
関する事実及びその			関する事実及びその		
―に規定する譲渡に			でに規定する譲渡に		
第五項又は第六項			第五項から第七項ま		
則第十二条の二の七			則第十二条の二の七		
期間内に行つた法附			期間内に行つた法附		
八の二 当該報告対象			八の二 当該報告対象		
その旨)	その旨)		その旨)	その旨)	
実がない場合には、	実がない場合には、		実がない場合には、	実がない場合には、	
びその数量(その事	びその数量(その事		びその数量(その事	びその数量(その事	
使用に関する事実及	使用に関する事実及		使用に関する事実及	使用に関する事実及	
報告対象免税軽油	報告対象免税軽油の		報告対象免税軽油の	報告対象免税軽油の	
軽油使用者証に係る	軽油使用者証に係る		軽油使用者証に係る	軽油使用者証に係る	
内に行つた当該免税	内に行つた当該免税		内に行つた当該免税	内に行つた当該免税	
八 当該報告対象期間	一八 当該報告対象期間	第一項	八 当該報告対象期間	一八 当該報告対象期間	第一項

		第一项	適用しない	げる字句とする。	条の十三の規定中同表	分に限る。)の	び第二項の規定	、浪江町及び葛	第四条の九の二	(福島県双葉郡	13 略									
人口	最近のものの結果による	示された国勢調査のうち前年度才までは管幸で仏		この場合において、	中同表の中欄に掲げる字句は、	の適用については、当分の間、	(第九条の十一第三項及	浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第九条の	福島県双葉郡楢葉町、富岡	(福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例)		略							る書類	名称を証するに足り
月三十日において住民基本	和二年	店果こよる当该市町寸の人 平	国が問	同条第一項後段及び第三項の規定	句は、それぞれ同表の下欄に掲	間、次の表の上欄に掲げる第九	十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部	に対する第九条の十三第一項及	岡町、川内村、大熊町、双葉町	義の特例)			するに足りる書類	び譲渡先の名称を証	譲渡を行つた数量及	は第七項に規定する	条の二の七第六項又	一の二 法附則第十二	る書類	足り 名称を証するに足り
		第一項		げる字句と	条の十三の	分に限る。)	び第二項の	、浪江町及	第四条の九の	(福島県双芸	13									
人口	最近のものの結果による	示された国勢調査のうち前年度オまでは官幸で仏	有三までは、ころは、ころない。	する。この場合において、	規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲)の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第九	規定(第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部	び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第九条の十三第一項及	二福島県双葉郡楢葉町、	葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例)		略							る書類	名称を証するに足り
	口の確定数に、令和二年九		之 文 文 文 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	同条第一項後段及び第三項の規定	于句は	間、	及び第一	州に対す	富岡町、川内村、	た義の特別										足 り

て同法に基づき住民基本台					
二十二年九月三十日におい					
載されている者の数を平成					
に基づき住民基本台帳に記					
日において住民基本台帳法					
に、平成二十七年九月三十	の項及び次項		に特例率	の項及び次項	
従業地、通学地による人口	当該人口をいう。以下こ		従業地、通学地による人口	当該人口をいう。以下こ	
	0			0	
平成二十二年の国勢調査	国勢調査のうち最近のも		平成二十二年の国勢調査	国勢調査のうち最近のも	
により	により前年度末までに		により	により前年度末までに	
	地による人口が			地による人口が	
特例昼間人口(昼間人口(従業地、通学	第二項	特例昼間人口(昼間人口(従業地、通学	第二項
人口」という。)			人口」という。)		
人口(次項において「特例			人口(次項において「特例		
を乗じて得た			」という。)を乗じて得た		
率			率(次項において「特例率		
ている者の数で除して得た			ている者の数で除して得た		
き住民基本台帳に記載され			き住民基本台帳に記載され		
三十日において同法に基づ			三十日において同法に基づ		
者の数を平成二十二年九月			者の数を平成二十二年九月		
基本台帳に記載されている			基本台帳に記載されている		
第八十一号)に基づき住民			第八十一号)に基づき住民		
台帳法(昭和四十二年法律			台帳法(昭和四十二年法律		

装置をいう。第九項及び第十四項において同じ。)、車線	軽減制動制御装置をいう。第九項及び第-	· 南汉	
(同条第四項に規定する衝突被害	同じ。)、衝突被害軽減制動制御装置(日	同	
第十一項及び第十四項において	に規定する車両安定性制御装置をいう。※	1,-	
いて車両安定性制御装置(同項	は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置	(同項	は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置
一条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車	法附則第十二条の二の十三第四項に規究	する総務省令で定める自動車 8	8 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める自動車
	9 7 略	2 { 7	2 ~ 7 略
	第四条の十一略	第四	第四条の十一略
線バス等)	(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)	ハス等)	(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)
特例人口	同項の人口	2例人口	同項の人口特
십			
特例昼間人口から特定特例	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口	昼間人口から常住人口 ち
いう。)			
おいて「特定特例人口」と	次項において同じ。)		次項において同じ。)
て得た人口(以下この項に	をいう。以下この項及び		をいう。以下この項及び
口の確定数に特例率を乗じ	る官報で公示された人口		る官報で公示された人口
結果による当該市町村の人	当該国勢調査の結果によ		当該国勢調査の結果によ
平成二十二年の国勢調査の	当該市町村の常住人口(特例人口	常住人口
いう。以下この項		いう。以下この項	
う。)を乗じて得た人口を		を乗じて得た人口を	
項において「特例率」とい			
で除して得た率(以下この			
帳に記載されている者の数			

9 ものは、 五条の五の基準とする。 五条の二において「細目告示」という。 保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める 車両である旨が明らかにされているものとする 制動制御装置をいう。 定する側方衝突警報装置をいう。 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る 及び衝突被害軽減制動制御装置 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第十項及び第十三項において同じ。 次項及び第十 (同条第四項に規定する衝突被害軽減) 第六十七条の五及び第百四十 項 (次項及び附則第 おいて同じ。 を搭載した に規 12 11 10 9 の基準 ものは、 ものは、 五条の五の基準とする。 保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める るものは、 る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定め 保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定める 項及び第九十三条第八項の基準とする。 の条及び附則第五条の二において「細目告示」という。 で定めるものは、 置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令 車 定する側方衝突警報装置をいう。 及び第十四項において同じ。 逸脱警報装置 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する側方衝突警報装置に係る 一両である旨が明らかにされているものとする。 を 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する車両安定性制御装置に係 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する車線逸脱警報装置に係る (車両安定性制御装置に係るものに限る。) とする。 細目告示第六十七条の五 細目告示第六十七条の二及び第百四十五条の二の基準とする。 細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号 (同条第四項に規定する車線逸脱警報装置をいう。 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 及び側方衝突警報装置 第十二項及び第十七項において同じ。 (同条第四項に規 **社減制動** 第十五条第七

(以下こ

搭載した

制 御装 第十項

及び第百四十

	4 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める乗用車
ある旨が明らかにされているものとする。	制御装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。
引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車で	は ̄ ̄ ̄、当該自動車に係る自動車検査証において衝突被害軽減制動
18 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める被けん	13 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車
た車両である旨が明らかにされているものとする。	た車両である旨が明らかにされているものとする。
は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置を搭載し	は、当該自動車に係る自動車検査証において側方衝突警報装置を搭載し
17 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車	12 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車
バスは、立席を有しないものとする。	
16 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定める	
乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。	
15 法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定める	
明らかにされているものとする。	
被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が	
は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突	
14 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車	
て明らかにされているものとする。	明らかにされているものとする。
法施行規則第三十五条の三第一項第十三号に規定する第五輪荷重につい	ある旨が
自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両	引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車で
13 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定めるけん引	11 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する総務省令で定める被けん
	とする。
	で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準
	置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令
	10 法附則第十二条の二の十三第四項に規定する衝突被害軽減制動制御装

2 17 16 15 第五条の二 は (法附則第十二条の三第二項第二号の基準等) 略 略 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める事項は 立席を有しないものとする。 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定めるバスは イ及びロ けようとする場合 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の適用を受 略 重量をいう。 乗車定員が十人であり、 略 自動車の車両総重量 略 略 附則第五条の二第二項 次に掲げる事項 に掲げる自動車にあつては、 (第九条の二第三項第一号に規定する車両総 カ つ、 立席を有しないものとする。 (同条第四項及び第五項 ニに掲げる事項を除 において同じ。) 3 2 第五条の二 20 19 _ 令で定めるものは、 (法附則第十二条の三第二項第二号の基準等) 略 略 イ及びロ 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める事項 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省 第四号並びに第六項に掲げる自動車にあつては、 けようとする場合 法附則第十二条の二の十三第四項から第六項までの規定の 略 次に掲げる要件のいずれかに該当すること 重量をいう。 略 自 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 動車の車両総重量 略 略 附則第五条の二第二項及び第七項において同じ。) 次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。 次に掲げる事項 (第九条の二第三項第一号に規定する車両総 (同条第四項 ニに掲げる事項を除 項第三 第五項第三号及び 一号の表のイ 適用を受 は

、低排出ガス車認定を受けたものであること。の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表

の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

(1)

| 第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル

(以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)

査証においてその旨が明らかにされていること。が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。 4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省

次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- 、低排出ガス車認定を受けたものであること。 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ
- かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。の①の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、室素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表
- ていること。 と及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされ 一 令和二年度燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であるこ
- 令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。 5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省

- 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 一項第三号の表のイ かつ
- 口 の①の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表

低排出ガス車認定を受けたものであること。

- 低排出ガス車認定を受けたものであること。
- かにされていること。 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明ら 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車
- 6 令で定めるものは、 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。
- の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ 低排出ガス車認定を受けたものであること。 かつ
- 口 の①の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一 低排出ガス車認定を受けたものであること。 項第三号イの表
- 7 <u>=</u>| 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平 かにされていること。 であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明ら 令和二年度燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車

3

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 (1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

口略

二略

三 第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル

が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証(以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。)

い天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えな

当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする

目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細

0

の区分に応じ、

ない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超え

超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細

0

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。 | 法附則第十二条の三第五項第四号に規定するガソリン自動車で総務省

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 一の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

口略

二 略

三 令和二年度燃費基準達成レベル

が百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証

においてその旨が明らかにされていること。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 ①の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

口略

二及び三 略

定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。 法附則第十二条の三第二項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で

一及び二 略

一次に掲げる要件のいずれかに該当すること。令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 ①の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

口略

二及び三 略

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。 | 7 | 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省

においてその旨が明らかにされていること。

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。 | 9 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

カ

口略

二及び三 略

定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。10 法附則第十二条の三第五項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で

一及び二 略

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。11 法附則第十二条の三第六項第一号に規定するガソリン自動車で総務省

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

口略

二及び三 略

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 ①の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

口略

二及び三 略

一及び二略

9

自動車に対する第三項から前項まで に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、 記 なつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイ 通 交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交 接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土 偽りその他不正の手段 通 録されてから、 大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象と 大臣の認定等をいう。 国土交通大臣の認定等 (道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。) に 当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直 以下この項において同じ。 (法附則第十二条の五第一項に規定する国土交)の申請をした者が 当該 の規

と読み替えるものとする。

定の適用については、

これらの規定中

「当該自動車に係る自動車

検査

証

とあるのは

「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 一の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かイ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

口略

二及び三 略

定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。 13 法附則第十二条の三第六項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で

及び二略

14 と読み替えるものとする。 定の適用については、これらの規定中 自動車に対する第三項から第六項まで及び第八項から第十三 に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、 記録されてから、 なつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイ 通大臣の認定等を取り消した場合であつて、 交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交 接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国 偽りその他不正の手段 通大臣の認定等をいう。 とあるのは 国土交通大臣の認定等 (道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。) に 「道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイル」 当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直 以下この項において同じ。 (法附則第十二条の五第一 「当該自動車に係る自動車検査証 当該取消し後にその対象と)の申請をした者 項に規定する国 |項までの規 当該 土交 動 車

(法附則第十四条の二第三項の証明がされた固定資産)

第五条の四 とにより証明がされた固定資産とする。 定資産は し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた固 法附則第十四条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸 同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出するこ

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

22 た数) の数 た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。 た数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得 ある場合には、 の六十八第二 労働者」という。 八第二項第二号に規定する短時間労働者 価格に当該作業所において常時雇用する労働者 規定する作業の用に供する家屋のうち、 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、 を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条 (当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者が と同条第 一項第一 当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算し) を除く。 項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計し 号に規定する心身障害者)の総数に当該短時間労働者の総数に二分 当該家屋の課税標準となるべき (以下この項において (短時間労働者を除く。 (政令第五十六条の六十 「短時間 同項に

22 急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。 政令附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める償却資産は、 緊 23 急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める償却資産は、

緊

23 より国土交通大臣の証明がされた車両とする。 れ に代えて当該事業の用に供される車両であつて、 れたことがあるものに限る。 他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が行わ 八十七号) 業の用に供されていた車両 政令附 かに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところに を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、 則第十 第二十二条の規定により承継した車両のうち、 一条第七項に規定する総務省令で定める車両は、 (日本国有鉄道改革法 以下この項において「既存更新車両」 次に掲げる要件の (昭和六十一年法律第 当該既存更新車両 エンジンその 既に事 とい いず

24

一及び二 略

24

理設備、 置、 のは、 ピー又は配管を含む。)とする 入装置、 空気圧縮機、 置する場合のこれらの設備 機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるも サクションスナッパー、 政令附則第十 自然蒸発水素処理設備、 水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、 貯槽、 不活性ガス設備、 冷却散水ポンプ、貯水槽、 水素払出装置、 条第八項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃 障壁、 蓄圧器、 (当該設備と同時に設置する専用の制御装置 水素発生設備、 水素製造原料払出装置、 防火壁、 ガス圧縮機用冷却・ 水素受入装置、 万代塀、 ディスペンサーを同時に設 水素精製設備、 ガス検知器、 気化器、 水素製造原料受 加温装置、 水素放散処 キャ 付臭装 計装 25

係る補助とする。
は、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費には、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に

より国土交通大臣の証明がされた車両とする。 れかに該当するものであることについて国土交通大臣の定めるところに に代えて当該事業の用に供される車両であつて、 れたことがあるものに限る。 他の主要な部分品の修繕又は取替えを伴う大規模な修理又は改造が 八十七号) 業の用に供されていた車両 政令附則第十 を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、 第二十二条の規定により承継した車両のうち、 一条第九項に規定する総務省令で定める車両は、 (日本国有鉄道改革法 以下この項において「既存更新車両」 次に掲げる要件 (昭和六十一年 当該既存更新 エンジンその -法律第 既に (T) 車 行 事 ず 両

及び二略

理設備、 入装置、 のは、 ピー又は配管を含む。)とする 置、 空気圧縮機、 置する場合のこれらの設備 機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるも サクションスナッパー、 政令附則第十 自然蒸発水素処理設備、 水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、 貯槽、 不活性ガス設備、 冷却散水ポンプ、貯水槽、 水素払出装置、 条第十項に規定する電気を動力源とする自動車 障壁、 蓄圧器、 (当該設備と同時に設置する専用の 水素発生設備 水素製造原料払出装置、 防火壁、 ガス圧縮機用冷却・ 水素受入装置、 万代塀、 ディスペンサーを同 水素精製設備、 ガス検知器 気化器、 水素製造 加温装置 水素放散 制 時に設 原 御 丰 付 で 臭装 料受 装置 ヤ 計 内 装

係る補助とする。 は、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費には、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に

める金額とする。 算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定めるところにより計

及び二略

掲げる要件に該当する船舶とする。 27 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に

一及び二 略

図 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土 28 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土 28 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土 28 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土 29 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土 20 法対 20 により 20

29 ものは、 等」という。 軌道法第四条に規定する軌道経営者 定する鉄道事業者 需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定める 政令附則第十 鉄道事業法 で次に掲げるもの以外のものとする 一条第十三項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の (以下この項において「鉄道事業者」という。 (昭和六十一年法律第九十二号) (以下この項において「鉄道事業者 第七条第一項に規) 又 は 30

一〜三略

式会社に関する法律の一部を改正する法律 条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六四

算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定27 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定めるところにより計

及び二略

める金額とする。

28

及び二略

る。 「保る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とすの確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能にの確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に 交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全 3 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土 3 (1)

一~三 略

式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を改正す条第二項に規定する貨物会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社若しくは同四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六四

会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新

法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社

部を改正する法

(平成二十七年

五略

に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。のは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性ののは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性ののは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性ののは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物の耐久性の

に該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。る償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれか31 法附則第十五条第十項 に規定する車両の運行の安全性の向上に資す

一~八略

32 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲

略

げる車両とする

容易に至ることができる構造であるもの高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて用に供されるものに限る。)で、法附則第十五条第十一項に規定する二 前号に掲げる車両以外の車両(同号に掲げる車両と連結して事業の

の又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める33 政令附則第十一条第十四項に規定する利用者の利便の向上に資するも

法律第三十六号)附則第二条第一項に規定する新会社昭和六十一年法律第八十八号)の一部を改正する法律(平成二十七年会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(五法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一項に規定する新

五略

32 31 のは、 に該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。 る償却資産で総務省令で定めるものは、 に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする 全輸送設備等整備事業若しくはインバウンド対応型鉄軌道車両整備 確保に資する補強若しくは改良のために交付されるもの又は鉄道軌 法附則第十五条第十一 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも 鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち土木構造物 項に規定する車両の運行の安全性の向上に資す 次に掲げる償却資産のいずれ 0 耐 久性 事業 道安 \mathcal{O}

活を単両とする。

33

+

|項に規定する総務省令で定める車両は、

次に掲

く 八

略

容易に至ることができる構造であるもの高齢者、障害者等が当該車両の客室に特定乗降口から貫通路を通じて用に供されるものに限る。)で、法附則第十五条第十二項に規定する二 前号に掲げる車両以外の車両(同号に掲げる車両と連結して事業の一 略

の又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める3 政令附則第十一条第十五項に規定する利用者の利便の向上に資するも

大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通

る車両 道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては 」という。 用に供するものを除く。 成する車 代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構 定めるもののうち、 イ及び口に掲げる要件) に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供され 法附則第十五条第十二項に規定する新たに製造された車両で政令で (以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。 両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの)であつて、 既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用 のいずれにも該当するもの 次に掲げる要件 以下この号及び次号イにおいて「非代替車 (次項に規定する小規模な鉄 (専ら観光) 又 は 両 0

イ〜ニ 略

ホ 当該代替車両又は当該非代替車両がアルミニウム合金製又はステ

ンレス鋼製のものであること。

もののうち、次に掲げる車両二 法附則第十五条第十二項に規定する改良された車両で政令で定める

イ及びロ 略

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事

一及び二 略

び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。 35 政令附則第十一条第十六項第二号に規定する総務省令で定める家屋及

車両は、 大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする る車両 」という。 道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、 用に供するものを除く。 成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの 代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の 定めるもののうち、 イ及びロに掲げる要件) に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供さ 法附則第十五条第十三項に規定する新たに製造された車両で政令で 次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通 (以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。)であつて、 既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用 次に掲げる要件 0) 以下この号及び次号イにおいて「非代替車 いずれにも該当するもの (次項に規定する小規模な鉄 (専ら観 編成を構) 又 は 光 両 れ

イ〜ニ 略

もののうち、次に掲げる車両二 法附則第十五条第十三項に規定する改良された車両で政令で定める

イ及びロ 略

業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道

事

一及び二 略

び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及

略

36 及び償却資産をいう。)とする。 る水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋 産 ム所在の市町村の区域内における供給に係る部分 び償却資産は、 の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されてい 政令附則第十 水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダ 一条第十六項第三号に規定する総務省令で定める家屋及 (当該家屋及び償却資 37

37

により証明がされた認定事業は、 政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところ 当該認定事業 (同号に規定する認定事

近接してこれと 市 再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接 一体的に他の 都市開発事業 (同号に規定する他の 都市 又は 開

業をいう。

以下この項において同じ。

が施行される同号に規定する都

ることが確実であると見込まれ、 発事業をいう。 以下この項において同じ。 かつ、 当該認定事業及び当該他の都市 が施行され、 又は施行され

開発事業の事業区域 の面積の合計が一へクター ル以上となることについ

国土交通大臣の 証明がされたものとする。

38 略

39 め ころにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。 る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めると るものは、 法附則第十五条第十七項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定 次の各号に掲げるものであつて、 同項に規定する路線に係

<u>〈</u> 匹 略

40 法附則第十五条第十七項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総

略

及び償却資産をいう。)とする。 る水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋 産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されてい ム所在の市町村の区域内における供給に係る部分 び償却資産は、 政令附則第十 水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダ 一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及 (当該家屋及び償却資

38 略

39 めるものは、 ころにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。 る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めると 法附則第十五条第十八項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定 次の各号に掲げるものであつて、 同項に規定する路線に係

<u>〈</u> 四 略

40 法附則第十五条第十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるも

務省令で定めるものは、 次に掲げるものとする。

設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補 鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送

助

車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事 先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業 社会資本整備総合交付金 (地域公共交通再構築事業に限る。 先進 又は

業に係る補助を原資とする地方公共団体の補助

41 備は、 法附則第十五条第十八項に規定する総務省令で定める機械その他の設 次に掲げる機械その他の設備とする。

\ 四 略

42 ものは、 法附則第十五条第十八項に規定する当該設備のうち総務省令で定める 前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

43 \(\)
45 略

46 ものは、 法 附則第十五条第 港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。 一十項 に規定する政府の補助で総務省令で定める

47 略

48 命令 明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難 する部分は、 有効な階段その他の経路とする 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める避難の用に供 (平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号) 指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する 第一条の規定により

> は 鉄道: 施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備

等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とす

る。

0)

備は、 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める機械その他 次に掲げる機械その他の設備とする。 の設

41

一 〈 匹 略

42 ものは、 法附則第十五条第十九項に規定する当該設備のうち総務省令で定める 前項第四号に掲げる機械その他の設備とする。

46 ものは、 法附則第十五条第二 港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。 <u>十</u> 項に規定する政府の補助で総務省令で定める

略

48 47 命令 する部分は、 明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難 上有効な階段その他の経路とする。 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める避難の用に供 (平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号) 指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する 第一条の規定により

49 5 51

略

道等施設 (次項において「特定鉄道等施設」という。) に係る同令第三	道等施設に係る同令第三
五年国土交通省令第十六号)第二条	五年国土交通省令第十六号)第二条第二号及び第三号に規定する特定鉄
定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成二十	定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成二十
59 法附則第十五条第二十七項に規定する補強のための工事で総務省令で	60 法附則第十五条第二十六項に規定する補強のための工事で総務省令で
	ものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。
	59 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定める
は、出力一万キロワットとする。	は、出力一万キロワットとする。
58 法附則第十五条第二十六項第三号ハに規定する総務省令で定める規模	8 法附則第十五条第二十五項第三号ハに規定する総務省令で定める規模
は、出力五千キロワットとする。	は、出力五千キロワットとする。
57 法附則第十五条第二十六項第二号ハに規定する総務省令で定める規模	57 法附則第十五条第二十五項第二号ハに規定する総務省令で定める規模
は、出力二万キロワットとする。	は、出力二万キロワットとする。
56 法附則第十五条第二十六項第一号二に規定する総務省令で定める規模	56 法
は、出力千キロワットとする。	は、出力千キロワットとする。
55 法附則第十五条第二十六項第一号ハに規定する総務省令で定める規模	55 法附則第十五条第二十五項第一号ハに規定する総務省令で定める規模
は、出力二十キロワットとする。	は、出力二十キロワットとする。
54 法附則第十五条第二十六項第一号口に規定する総務省令で定める規模	54
は、出力千キロワットとする。	は、出力千キロワットとする。
53 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する総務省令で定める規模	53 法附則第十五条第二十五項第一号イに規定する総務省令で定める規模
装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。	装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。
設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電	設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電
能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電	能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電
る特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可	る特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可
52 法附則第十五条第二十六項第一号イに規定する太陽光を電気に変換す	52 法 法 大田東第二十五項第一号イに規定する太陽光を電気に変換す

出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸	出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸
62 法附則第十五条第二十九項に規定する地下街等における洪水時、雨水	63 法附則第十五条第二十八項に規定する地下街等における洪水時、雨水
ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。	ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。
61 法 法	62 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定める
	た部分として国土交通大臣の証明がされたものとする。
	ーメン構造形式の橋台のうち、前項に規定する工事により新たに取得し
	のは、一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区におけるラ
	61 法附則第十五条第二十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるも
地方運輸局長の証明がされたもの	
ンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として	
して並走する線区における特定鉄道等施設(橋りょう、高架橋又はト	
する市町村地域防災計画に定められた緊急輸送道路と交差し又は隣接	
項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定	
二(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一	
長の証明がされたもの	
ち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局	
鉄道等施設 橋りょう(ロッキング橋脚を有するものに限る。)のう	
一 一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区における特定	
とする。	
のは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるもの	
60 法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるも	
0	0
条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする	条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする

水 排 の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、 水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。 防水板、 防 水扉

64 略

65 0 で定める設備は、 下欄に掲げるものとする。 法附則第十 五条第三十項 次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、 に規定する地下ケーブルその他の総務省令 それぞれ同表

略

66 定等を受けたものを除く。)とする 律 項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法 が新たに設定されるもの 利用する十アール未満のものを除く。 定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地 の整備に関する法律 で総務省令で定めるものは、 法 (平成二十五年法律第百一号) 附則第十五条第三十 (昭和四十四年法律第五十八号) (当該土地の所有者が法附則第十五条第三十一 項に規定する農地中間管理権を取得し 当該土地の所有者が所有する農業振興地 第十八条第一項に規定する賃借権の設) について、 当該農地中間管理権 第六条第一項の規 (当該者が た土地 域 65

67 保育事業の運営費に係る補助とする。 ものは、 条の二第 法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助で総務省令で定める 子ども・子育て支援法 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型 (平成二十四年法律第六十五号) 第五十

68 及 び 69

70 設のうち総務省令で定めるものは、 法附則第十五条第三十四項に規定する特定公益的施設又は特定公共施 福島復興再生特別措置法施行規則第

> 水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、 排 水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。 防 水板、 防

水

63 略

64 で定める設備は、 法附則第十五条第三十 次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、 一項に規定する地下ケーブルその他の総務省令 それぞれ同表

略

下欄に掲げるものとする。

律 定等を受けたものを除く。)とする。 項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法 が新たに設定されるもの 利用する十アール未満のものを除く。 定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地 の整備に関する法律 で総務省令で定めるものは、 法附則第十五条第三十二項に規定する農地中間管理権を取得 (平成二十五年法律第百一号) (昭和四十四年法律第五十八号) (当該土地の所有者が法附則第十五条第三十二 当該土地の所有者が所有する農業振 第十八条第一項に規定する賃借権の設) について、 当該農地中間 第六条第一項 (当 L R 管理権 た土地 該 興 の規 者 地 が 域

66 ものは、 保育事業の運営費に係る補助とする。 九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型 法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助で総務省令で定める 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第五十

67 及び 68 略

69 設のうち総務省令で定めるものは、 法附則第十五条第三十五項に規定する特定公益的施設又は特定公共施 福島復興再生特別措置法施行 規則第

施設とする。十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる

71 ~ 73 略

掲げるものとする。 省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に13 法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等で総務

76 略

77 に寄与するものに限る。)とする 十五号) 5Gの無線局 五年電波監理委員会規則第十八号) 寄与するものとして総務省令で定めるものは、 主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の解決に 法附則第十五条第四十項 別表第二号第2注21 (無線局免許手続規則 (11)に規定する地域における需要に応じ多様 に規定する地域社会の諸課題の解決 (昭和二十五年電波監理委員会規則第 第三条第十五号に規定するローカル 無線設備規則 (昭和二十 な

78 及び79 略

が総務大臣と協議して定める書類により市町村長の証明がされた償却資のは、次に掲げる償却資産のいずれかであることについて国土交通大臣80 法附則第十五条第四十一項に規定する償却資産で総務省令で定めるも

産とする。

施設とする。十八条第一項第六号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる

70 5 72 略

掲げるものとする。 省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十一条の二各号に 法附則第十五条第四十項 に規定する滞在快適性等向上施設等で総務

75 略

76 に寄与するものに限る。)とする 十五号) 5Gの無線局 五年電波監理委員会規則第十八号) 寄与するものとして総務省令で定めるものは、 主体が開設することができる無線局であつて地域社会の諸課題の 法附則第十五条第四十一項に規定する地域における需要に応じ多様な 別表第一 (無線局免許手続規則 ||号第2注21 (11)に規定する地域社会の諸課題の解決 (昭和二十五年電波監理委員会規則第 第三条第十五号に規定するロ 無線設備規則 (昭和二十 解決に カル

77 及び 78 略

一及び二 略

定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。 省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するもの 法附則第十五条第四十二項第一号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するもの 法附則第十五条第四十二項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務

は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 85 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械装置等

ること。 一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであ

る。)に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なもので益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであるものに限計画(次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が策定した投資

及び二略

定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設とする。省令で定めるものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するものは、同号に規定する雨水貯留浸透施設に該当するもの後、活附則第十五条第四十三項第一号に規定する雨水貯留浸透施設で総務

のは、陸上電力供給設備とする。 | 法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産で総務省令で定めるも

あること。

価額の合計額
一価額の合計額
一価額の合計額
一価額の合計額
一価額の合計額
一の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。)を平均し
年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額 (設備の取得
日本のでは、
日本のでは、

、当該各号に定める金額とする。
ろにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じるにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じる。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

る場合には、その費用の額を加算した金額)入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある。当該固定資産の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購

当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

額一 構入以外の方法により取得した固定資産の取得のために通常要する価一 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

一 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が取得をする同に掲げる書類とする。 政令附則第十一条第四十八項に規定する総務省令で定める書類は、次

項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を

| 二|| 法附則第十五条第四十五項に規定する認定先端設備等導入計画の写

証する書類の写し

し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

- 面積に相当する土地とする。 ものは、同条第五十一項に規定する設備を設置するための台の水平投影 政令附則第十一条第五十項第一号に規定する土地で総務省令で定める
- 90 臣 税額に相当する額がその賃料から減額されていることにつき国土交通大 を受けたことにより減少した当該土地に係る固定資産税額及び都市 で借り受けたものである場合にあつては、 当する土地 た面積と著しく異なる場合にあつては、 の台数に三十八平方メートルを乗じて得た面積 十五条第四十六項に規定する電気自動車をいう。 する充電設備により同時に充電することができる電気自動車 て駐車するため必要な土地として総務省令で定めるものは (T) 政令附則第十一条第五十項第二号に規定する電気自動 証明を受けたものに限る。 (当該土地が法附則第十五条第四十六項に規定する者が有料 とする。 市町村長が調査した面積) 当該土地が同項の規定の適用 (当該面積が実際に要し 次項において同じ。 (車が充電に際 次項に規定 (法附則第 に相 計 画

91

政令附則第十一条第五十一項に規定する償却資産で総務省令で定める

電気自動車に動力源として用いる電気を充電するための充電設

(当該充電設備及び当該変電設備が法附則第十五条第四

ものは、

備及び変電設備

少した当該充電設備及び当該変電設備に係る固定資産税額に相当する額

·充電設備及び当該変電設備が同項の規定の適用を受けたことにより減

十六項に規定する者が有料で借り受けたものである場合にあつては、

当

ものに限る。) とする。がその賃料から減額されていることにつき国土交通大臣の証明を受けた

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 る部 居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対す 特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定 宅の床面積に対する割合、 け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住 向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向 専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者 係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用 者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に 付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢 床 外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の る非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以 る家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応す 項 部 宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供 分の 面積に対する割合、 (同条第十五項において準用する場合を含む。 分の 床面 第七条の三第一 床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住 積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、 項及び第二項の規定は、 同条第十三項に規定する区分所有に係るサー 同条第十六項に規定する区分所有に係る特定 政令附則第十二条第四)に規定する住宅であ 同条第十 ・ビス す 項

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 部分の 居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対す 特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は 宅の床面積に対する割合、 け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サー 向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高 専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高 係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者 者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に 付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高 床面積に対する割合、 外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部 る非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以 る家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対 項 宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する る部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住 (同条第十五項において準用する場合を含む。 床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、 第七条の三第一項及び第二項の規定は、 同条第十三項に規定する区分所有に係るサー 同条第十六項に規定する区分所有に係る特 -ビス付き高齢者向け 政令附則第十二条第)に規定する住宅であ 同条第十 向け 用に供 貸家住)貸家用 に係る住 齢者. ・ビス 齢 分 応 匹 向 項

用部 び第五十 面 対する割合 住用部分の 止改修等住宅の床面積に対する割合、 同 用に供する部分の する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居 住 係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居 等専有部分の床面積に対する割合、 条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止 用 修専有部分の床面積に対する割合、 条第二十 用専有部分の床 震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居 積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐 住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の に対する割合、 は る割合及び 近の用に 部 積 条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面 特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の 分の 分の の当該居住用専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十項及 床面 .供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対 九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改 床 項 床 面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、 区分所有に係る特定 同 面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の 積の当該熱損失防止改修等住宅の 条第四. 同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準 に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の 面積に対する割合、 床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、 + 項に規定する人の居住の用に供 特例適用住宅における特定居住用 同条第四十 同条第三十三項に規定する特定居 同条第二十六項に規定する特定居 同条第四十六項に規定する特定居 項に規定する区分所有に 床面積に対する割合、 積の当該特定熱損失防 公する部 床面 分 床 部 積に 適合 面積 分又 耐 \hat{O} 住 改 床 同 住 同 住 震 床 修 住 面

用部: 対する割 住用部分の 止改修等住宅の床面積に対する割合、 同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床 用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床 する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の 住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面 係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居 等専有部分の床面積に対する割合、 条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防 用部分の 修専有部分の床面積に対する割合、 条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居 用専有部分の床面積に対する割合、 震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の 積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る 住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部 に対する割合、 は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用 る割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅に 分の 床面積の当該熱損失防止改修等住宅の 床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合 合 床 面積の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の 同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準 同条第四十項に規定する区分所 同条第三十三項に規定する特定居 同条第二十六項に規定する特定居 同 条第四 十六項に規定する 面 床 おける特定居住 積の当該特定熱損失防 面積に対する割 面積に対する 床面積の当 住 宅の 闬 床 分の 積に |該居: 特 割 居 ĬĿ. 床 部 面 積に 定居 合 有に 住 改 住 床 適 分又 面 同 同 対 改 住 住 面 合 積

及び第四十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外

(T)

耐

並びに同条第四 1十七項

によって 基づいて補正を行うこととした場合においては、 に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分 十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用 準用する。 得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について 用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して 床 に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋 基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住 面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居 補正することを妨げない。 ただし、 市町村の条例で定めるところによつて、 当該条例で定める方法 法第三百 の用 八 住 \mathcal{O}

項第 事 兀 イ及びロ、 及びロ並びに第三号イ及びロ、 一号ロ及び第三号ロ、 項第 項は、 十九 政 令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、 号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、 項 一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める 仕上部分の程度とする 第二十六項、 第五十項 第 第十三項第一号ロ及び第二号、 号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十 第二十九項、 第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号 第三十三項、 第四十三項、 第十一項第一号口、 第三十六項、 第十六項第二号イ 第四十六項、 第四十 第 第

2

2

3 12 略

13 化 関する長期 政 推進に関する法律施行規則 令附 則 の計画で総務省令で定めるものは 第 + 一条第四十八項第 (平成十三年国土交通省令第百十号) 一号イに規定するマンショ マンションの管理 ンの 修繕に 0 適正 第

> によつて補正することを妨げない。 基づいて補正を行うこととした場合においては、 に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数 に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの 十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居 準用する。 得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正につ 用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して 床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居 に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋 基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の ただし、 市町村の条例で定めるところによつて、 床 当該条例で定める方法 面 積から人の 法第三百 居 住 住 値 部 0 0) 用 用 分 八 住

八項第 事 兀 項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、 イ及びロ、 及びロ並びに第三号イ及びロ、 二号ロ及び第三号ロ、 項は、 十七 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、 項第 一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める 仕上部分の程度とする。 第二十六項、 뭉 第十三項第一号ロ及び第二号、 第二十九項、 及びハ並びに第一 第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号 第三十三項、 第四十三項、 一号ロ及びハ並びに 第十一 第三十六項、 第十六項第二号 項第 第四十六項、 一号 第四 第四 口、 第 第 +

3 12 略

一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

- に係る部分とする。 分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額14 政令附則第十二条第四十八項第二号ロに規定する総務省令で定める部
- は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める工事とする。 ついて行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるもの15 法附則第十五条の九の三第一項に規定するマンションの建物の外壁に
- 次に掲げる書類とする。 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、
- る国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事が行われた旨を証す
- 通大臣が総務大臣と協議して定める書類 一 政令附則第十二条第四十八項第一号イに該当する旨を証する国土交
- 四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類三 政令附則第十二条第四十八項第一号ロに該当する旨を証する書類
- | 土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 | 第十二条第四十八項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国 | た同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション | 政令附則 | でンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律 |
- 関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書する管理計画認定マンション。マンションの管理の適正化の推進に回ってンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定

当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

17 及び 18 略

関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。いて、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に19 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用につ

面積を、これを共用すべき各人の	の床面積	項第二号
部分があるときは、その部分の床	に供する部分	二条第四十九
共同住宅等に共同の用に供される	人の居住の用	政令附則第十
面積に算入する。		
配分して、それぞれの各部分の床		
用専有部分の床面積の割合により		
面積を、これを共用すべき各居住		
部分があるときは、その部分の床	分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される	居住用専有部	
各部分の床面積に算入する。		
割合により配分して、それぞれの		
居住の用に供する部分の床面積の		
面積を、これを共用すべき各人の	の床面積	項第一号
部分があるときは、その部分の床	に供する部分	二条第四十九
共同住宅等に共同の用に供される	人の居住の用	政令附則第十
	略	

13 及び 14 略

いて、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に15 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用につ

略

同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

関しては、

第一号ハーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	政令附則第十																
部分の床面積	一の独立区画						分の床面積	居住用専有部					部分の床面積	居住専有独立			
分して、それぞれの各部分の床面 区画部分の床面積の割合により配 のまでは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される		面積に算入する。	配分して、それぞれの各部分の床	用専有部分の床面積の割合により	面積を、これを共用すべき各居住	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	床面積に算入する。	り配分して、それぞれの各部分の	専有独立部分の床面積の割合によ	面積を、これを共用すべき各居住	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	各部分の床面積に算入する。	割合により配分して、それぞれの	居住の用に供する部分の床面積の
項第一号ハニー	政令附則第十																
部分の床面積	一の独立区画																
労して、それぞれの各部分の床面 面積を、これを共用すべき各独立 のでは、その部分の床面積の割合により配	共同住宅等に共同の用に供される																

						第二号ハ	二条第五十項	政令附則第十										第二号口	二条第五十項	政令附則第十	
の床面積	に供する部分	人の居住の用					分の床面積	居住用専有部				の床面積	に供する部分	人の居住の用					分の床面積	居住用専有部	
居住の用に供する部分の床面積の面積を、これを共用すべき各人の	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	面積に算入する。	配分して、それぞれの各部分の床	用専有部分の床面積の割合により	面積を、これを共用すべき各居住	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	各部分の床面積に算入する。	割合により配分して、それぞれの	居住の用に供する部分の床面積の	面積を、これを共用すべき各人の	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	面積に算入する。	配分して、それぞれの各部分の床	用専有部分の床面積の割合により	面積を、これを共用すべき各居住	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	積に算入する。
						項第二号ハ	二条第四十七	政令附則第十										項第二号口	二条第四十七	政令附則第十	
の床面積	に供する部分	人の居住の用				項第二号ハ	二条第四十七 分の床面積	政令附則第十 居住用専有部				の床面積	に供する部分	人の居住の用				項第二号口	二条第四十七 分の床面積	政令附則第十 居住用専有部	

						項第二号口	二条第五十一	政令附則第十				項第一号ハ	二条第五十一	政令附則第十								
の床面積	に供する部分	人の居住の用					分の床面積	居住用専有部					部分の床面積	一の独立区画					部分の床面積	居住専有独立		
面積を、これを共用すべき各人の	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	面積に算入する。	配分して、それぞれの各部分の床	用専有部分の床面積の割合により	面積を、これを共用すべき各居住	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	積に算入する。	分して、それぞれの各部分の床面	区画部分の床面積の割合により配	面積を、これを共用すべき各独立	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	床面積に算入する。	り配分して、それぞれの各部分の	専有独立部分の床面積の割合によ	面積を、これを共用すべき各居住	部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される	各部分の床面積に算入する。	割合により配分して、それぞれの
						項第二号口	二条第四十八	政令附則第十				項第一号ハ	二条第四十八	政令附則第十								
一の床面積	に供する部分	人の居住の用				項第二号口	二条第四十八分の床面積	政令附則第十 居住用専有部				項第一号ハ	二条第四十八部分の床面積	政令附則第十 一の独立区画					部分の床面積	居住専有独立		

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

		床面積に算入する。		
		り配分して、それぞれの各部分の		
		専有独立部分の床面積の割合によ		
		面積を、これを共用すべき各居住		
部分の床面積		部分があるときは、その部分の床	部分の床面積	
居住専有独立		共同住宅等に共同の用に供される	居住専有独立	
		各部分の床面積に算入する。		
		割合により配分して、それぞれの		
		居住の用に供する部分の床面積の		
の床面積		面積を、これを共用すべき各人の	の床面積	
に供する部分		部分があるときは、その部分の床	に供する部分	
人の居住の用		共同住宅等に共同の用に供される	人の居住の用	
		面積に算入する。		
		配分して、それぞれの各部分の床		
		用専有部分の床面積の割合により		
	項第二号ハ	面積を、これを共用すべき各居住		項第二号ハ
分の床面積	二条第四十八	部分があるときは、その部分の床	分の床面積	二条第五十一
居住用専有部	政令附則第十	共同住宅等に共同の用に供される	居住用専有部	政令附則第十
		各部分の床面積に算入する。		
		割合により配分して、それぞれの		
		居住の用に供する部分の床面積の		

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

り配分して、それぞれの各部分の 専有独立部分の床面積の割合によ

床面積に算入する。

部分があるときは、その部分の床

面積を、これを共用すべき各居住

共同住宅等に共同の用に供される

各部分の床面積に算入する。

割合により配分して、それぞれの

居住の用に供する部分の床面積の

共同住宅等に共同の用に供される

面積に算入する。

用専有部分の床面積の割合により

面積を、これを共用すべき各居住

配分して、それぞれの各部分の床

部分があるときは、その部分の床共同住宅等に共同の用に供される

部分があるときは、その部分の床

面積を、これを共用すべき各人の

割合により配分して、それぞれの居住の用に供する部分の床面積の

各部分の床面積に算入する。

等)

第七条の三略

2及び3 略

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地(以下この条

掲げる場合とする。

いて「一般住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である地(以下この条において「小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地(以下この条にお地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下出の条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下出の条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下にの条におり記み替えて)が規模住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である。

割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の条において同じ。)の床面積の十倍の面積以下である場合における同項附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋(法

5

5

等

第七条の三略

2及び3 略

掲げる場合とする

4 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に

地以外の土地 みなされた土地」という。)である部分及び住宅用地とみなされた土 条第二項において準用する場合を含む。 を併せ有する土地である場合 により住宅用地とみなされた土地 ら第九項までにおいて「被災共用土地」という。 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地 (第九項において「非住宅用地」という。) である部 (以下この項において「住宅用 次号において同じ。)が同条第一 (以下この の規定 項 地と 項 同 カコ

場合 場合 場合 という。)である部分を併せ有する土地であるが、別様住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地であるが、別でこの条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条におい)がある部分を併せ有する土地が法所則第十六条の二第一項の規定により読み替えて二、被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて

割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この

式により計算した数値を乗じて行うものとする。から第七項までにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める算税義務者(同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項

いて同じ。)の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。)を平成二十八年四月十三日において所有していた	荘をいう。第三号にお条第二項に規定する別	が別荘(政令第三十六	分(その全部又は一部に供されていた専有部	の全部が人の居住の用	る武果明ヨこおいてそ イ 平成二十八年度に係	土地納税義務者	一次に掲げる各被災共用	区分	被災共用土地納税義務者の
	D 当該被災共用土地に係る小規模 住宅用地である部分の面積	C 当該被災共用土地の面積	住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額		A 当該被災共用土地に係る固定資産者の調益価準トなるべき額		$(1/A) \times ((B \times C)/D)$		算式
					イ	土.	_	区分	被災

式により計算した数値を乗じて行うものとする。から第七項までにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める算税義務者(同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項

	 区分	
	<u> </u>	
	一次に掲げる各被災共用	$(1/A) \times ((B \times C)/D)$
	土地納税義務者	(算式の符号)
定資	イ 平成二十八年度に係	A 当該被災共用土地に係る固定資
лшк	る賦課期日においてそ	産税の課税標準となるべき額
、規模	の全部が人の居住の用	B 当該被災共用土地に係る小規模
同定資	に供されていた専有部	住宅用地である部分に係る固定資
ншк	分(その全部又は一部	産税の課税標準に相当する額
	が別荘(政令第三十六	C 当該被災共用土地の面積
、規模	条第二項に規定する別	D 当該被災共用土地に係る小規模
	荘をいう。第三号にお	住宅用地である部分の面積
	いて同じ。)の用に供	
	されていたものを除く	
	。以下この号及び次号	
	において同じ。)を平	
	成二十八年四月十三日	
	において所有していた	
	者(以下この項におい	
	 て「特例対象者」とい	

分を有しているもの 以下となる当該共有持 次項において同じ。) する。以下この項及び 数を乗じて得た面積と 平方メートルに当該専 専有部分が二以上の部 百平方メートル(当該 おいて同じ。)の割合 を除く。以下このイに 用土地に係る共有持分 が取得した当該被災共 月十四日以後にその者 地に係る共有持分(同 の者の当該被災共用土 災共用土地の面積にそ 課期日において当該被 は令和六年度に係る賦 有部分に存した住居の ていた場合には、二百 分に独立的に区画され を乗じて得た面積が二 う。)で令和五年度又

平方メートルに当該専 専有部分が二以上の部 用土地に係る共有持分 が取得した当該被災共 月十四日以後にその者 の者の当該被災共用土 災共用土地の面積にそ 課期日において当該被 分を有しているもの 以下となる当該共有持 次項において同じ。) する。以下この項及び 数を乗じて得た面積と 有部分に存した住居の ていた場合には、二百 分に独立的に区画され 百平方メートル を乗じて得た面積が二 おいて同じ。)の割合 を除く。以下このイに 地に係る共有持分(同 は令和四年度に係る賦 う。)で令和三年度又 (当該

用土地の面積にその者日において当該被災共	和六年度に係る賦課期)で令和五年度又は令	うし	。以下この頃において得した相続人等を含む	から特定共有持分を取の規定により相続人等	三項第三号又は第五号	する相続人等(同条第第四項第一号イに規定	う。)を取得した同条	「特定共有持分」とい	の項及び次項において	係る共有持分(以下こ	た当該被災共用土地に	三日において有してい	が平成二十八年四月十	特例対象者からその者	五号までの規定により	四第三項第三号から第	ロー 政令所具第十二条の
----------------------	----------------------	----	----------------------	----------------------	------------	----------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------

用土地の面積にその者 得した相続人等を含む から特定共有持分を取 の規定により相続人等 三項第三号又は第五号 う。)を取得した同条 係る共有持分(以下こ た当該被災共用土地に 三日において有してい が平成二十八年四月十 特例対象者からその者 五号までの規定により 四第三項第三号から第 日において当該被災共 和四年度に係る賦課期)で令和三年度又は令 する相続人等(同条第 第四項第一号イに規定 の項及び次項において 「特定共有持分」とい 「相続人等」という。 以下この項において 政令附則第十二条の

口

当該被災共用土地の面係る賦課期日において	年度又は令和六年度に	イ 特例対象者で令和五	土地納税義務者	二 次に掲げる各被災共用	分を有しているもの	となる当該特定共有持	二百平方メートル以下)を乗じて得た面積が	持分の割合」という。	相続等に係る特定共有	以下この項において「	合算したものとする。	特定共有持分の割合を	該被災共用土地に係る	に係る各相続人等の当	には、当該特例対象者	続人等が複数ある場合	る特例対象者につき相	合(当該相続人等に係	係る特定共有持分の割	の当該被災共用土地に
K× ((E×G-C- (200平方 メートル×D-E×F) × ((E×	0平方メートル×I)))/J)+	$((E \times G - C) / (E \times H - 20)$	00平方メートル×D-E×F)×	\checkmark (1/A) × {B× ((C+ (2)																	
当該被災共用土地の面係る賦課期日において	年度又は令和四年度に	イ 特例対象者で令和三	土地納税義務者	二 次に掲げる各被災共用	分を有しているもの	となる当該特定共有持	二百平方メートル以下)を乗じて得た面積が	持分の割合」という。	相続等に係る特定共有	以下この項において「	合算したものとする。	特定共有持分の割合を	該被災共用土地に係る	に係る各相続人等の当	には、当該特例対象者	続人等が複数ある場合	る特例対象者につき相	合(当該相続人等に係	係る特定共有持分の割	の当該被災共用土地に

平方メートルを超える を有しているもの なる当該特定共有持分 得た面積が二百平方メ 有持分の割合を乗じて に相続等に係る特定共 該被災共用土地の面積 る賦課期日において当 度又は令和六年度に係 こととなる当該共有持 乗じて得た面積が二百 いて同じ。)の割合を 除く。以下このイにお 取得した当該被災共用 十四日以後にその者が 分を有しているもの 土地に係る共有持分を トルを超えることと 相続人等で令和五年 П \bigcirc \triangleright Ш

分(平成二十八年四月 共用土地に係る共有持 積にその者の当該被災 G G-C) / (E×H-200平方メ ートル×I)))/L)}×(1/ イの算式を用い、 $J \ge E \times (F + H)$ である場合にはロの算式を用いる $(1/A) \times ((B \times E) / J)$

(算式の符号)

分の従前所有者」という。)が所 特例対象者(Dにおいて「専有部 掲げる被災共用土地納税義務者又 産税の課税標準となるべき額 分に独立的に区画されていた場合 有していた専有部分が2以上の部 は同号ロに掲げる相続人等に係る 産税の課税標準に相当する額 住宅用地である部分に係る固定資 には、200平方メートルに当該 当該被災共用土地に係る固定資 当該被災共用土地に係る小規模 200平方メートル(前号イに

専有部分に存した住居の数(D及

口 平方メートルを超える 得た面積が二百平方メ 有持分の割合を乗じて に相続等に係る特定共 該被災共用土地の面積 る賦課期日において当 度又は令和四年度に係 こととなる当該共有持 乗じて得た面積が二百 除く。以下このイにお 取得した当該被災共用 分(平成二十八年四月 共用土地に係る共有持 を有しているもの なる当該特定共有持分 ートルを超えることと 分を有しているもの いて同じ。)の割合を 土地に係る共有持分を 十四日以後にその者が 積にその者の当該被災 相続人等で令和三年 П

産税の課税標準に相当する額

住宅用地である部分に係る固定資

142

(算式の符号) \triangleright Ш である場合にはロの算式を用いる 産税の課税標準となるべき額 当該被災共用土地に係る小規模 当該被災共用土地に係る固定資

 \bigcirc 専有部分に存した住居の数(D及 分の従前所有者」という。)が所 特例対象者(Dにおいて「専有部 は同号ロに掲げる相続人等に係る 掲げる被災共用土地納税義務者又 には、200平方メートルに当該 分に独立的に区画されていた場合 有していた専有部分が2以上の部 200平方メートル(前号イに

G-C) / (E×H-200平方メ ートル×I)))/L)}×(1/ $(1/A) \times ((B \times E) / J)$

J < E× (F+H) である場合には

9

び I において「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。)

- D 各専有部分の従前所有者が所有 していた専有部分の数(2以上の 部分に独立的に区画されていた専 有部分を所有していた専有部分の 従前所有者にあつては、その所有 していた当該専有部分の数に専有 部分の住居数を乗じたものとする 。)を合算したもの
- 当該被災共用土地の面積

Ţ

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の合和5年度又は令和6 生度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの

9

この号に掲げる各被災共用土地

納税義務者の合和5年度又は合和

持分又は特定共有持分の割合

該被災共用土地に係る同号の共有

6年度に係る賦課期日における当

びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積と

- D 各専有部分の従前所有者が所有 していた専有部分の数(2以上の 部分に独立的に区画されていた専 有部分を所有していた専有部分の 従前所有者にあつては、その所有 していた当該専有部分の数に専有 部分の住居数を乗じたものとする 。)を合算したもの
- 当該被災共用土地の面積
- 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の合和3年度又は令和4 年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの
- 3 この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の合和3年度又は令和 4年度に係る賦課期日における当 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合

- H この号に掲げる各被災共用土地 該被災共用土地に係る同号の共有 納税義務者の合和5年度又は合和 持分又は特定共有持分の割合を合 算したもの 6年度に係る賦課期日における当
- I この号イに掲げる被災共用土地 の従前所有者にあつては、その所 納税義務者又は同号ロ に掲げる 有していた当該専有部分の数に専 の部分に独立的に区画されていた 有していた専有部分の数 (2以上 所有者」という。)がそれぞれ所 る。)を合算したもの 有部分の住居数を乗じたものとす 専有部分を所有していた専有部分 このIにおいて「専有部分の従前 相続人等に係る特例対象者(以下

納税義務者の合和3年度又は合和 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合を合 算したもの 4年度に係る賦課期日における当 この号に掲げる各被災共用土地

工

- 所有者」という。) がそれぞれ所 納税義務者又は<u>この号口</u>に掲げる 有していた当該専有部分の数に専 の従前所有者にあつては、その所 の部分に独立的に区画されていた このIにおいて「専有部分の従前 相続人等に係る特例対象者(以下 る。)を合算したもの 有部分の住居数を乗じたものとす 専有部分を所有していた専有部分 有していた専有部分の数(2以上 この号イに掲げる被災共用土地
- 住宅用地である部分の面積 当該被災共用土地に係る小規模
- 税の課税標準に相当する額 宅用地である部分に係る固定資産 当該被災共用土地に係る一

 χ

当該被災共用土地に係る一般住

住宅用地である部分の面積

当該被災共用土地に係る小規模

宅用地である部分に係る固定資産

税の課税標準に相当する額

土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に	被災共用土地に係る被災区分	6	被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年度に	被災共用土地に係る被災区
割合を合算したもの			割合を合算したもの	
該被災共用土地に係る共有持分の	等を除く。)		該被災共用土地に係る共有持分の	等を除く。)
4年度に係る賦課期日における当	を取得した者(相続人		6年度に係る賦課期日における当	を取得した者(相続人
納税義務者の合和3年度又は令和	用土地に係る共有持分		納税義務者の合和5年度又は令和	用土地に係る共有持分
D この号に掲げる各被災共用土地	四日以後に当該被災共		D この号に掲げる各被災共用土地	四日以後に当該被災共
る固定資産税の額を合算したもの	ロ 平成二十八年四月十		る固定資産税の額を合算したもの	ロ 平成二十八年四月十
税義務者の当該被災共用土地に係	た者		税義務者の当該被災共用土地に係	た者
C 前号に掲げる各被災共用土地納	い専有部分を有してい		C 前号に掲げる各被災共用土地納	い専有部分を有してい
9	いて同じ。)を有しな		9	いて同じ。)を有しな
係る固定資産税の額を合算したも	部分を除く。次項にお		係る固定資産税の額を合算したも	部分を除く。次項にお
納税義務者の当該被災共用土地に	分(別荘の用に供する		納税義務者の当該被災共用土地に	分(別荘の用に供する
B 第1号に掲げる各被災共用土地	の居住の用に供する部		B 第1号に掲げる各被災共用土地	の居住の用に供する部
産税の額	る賦課期日において人		産税の額	る賦課期日において人
A 当該被災共用土地に係る固定資	イ 平成二十八年度に係		A 当該被災共用土地に係る固定資	イ 平成二十八年度に係
(算式の符号)	地納税義務者		(算式の符号)	地納税義務者
$(A-(B+C)) / (A \times D)$	三 次に掲げる被災共用土		$(A-(B+C)) / (A \times D)$	三 次に掲げる被災共用土
光用地 ぐめる部分の国積			毛用地である部分の国積	
1 三家教名末年日弟で祭る一家田一日日によってはなった年			1 国家教会共在日過で来の一覧年	
スタご年十田井汾雄峰形		_	スダイ時十田井汾群峰下	

て「併用専有部分」という。)を平成二十八年四月十三日において所有する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項及び次項におい

係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供

係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供

て「併用専有部分」という。)を平成二十八年四月十三日において所有する部分以外の部分を併せ有していたもの(以下この項及び次項におい

なし、 数値をもつて当該第一 各被災共用土地納税義務者とみなし、 係る被災共用 下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をも 数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メー 対する割合 割合を合算したものとする。 対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分 続 期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合 用 該 持分を取得した相続人等を含む。 有持分」という。 た当該被災共用土地に係る共有持分 第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有してい 土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号か て前項の表の第 していた者 (同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有 相続 に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面 人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、 土地納税義務者」という。)の令和五年度又は令和六年度に係る賦 当該面 がある場合には、 人等 (以下この項において (以下この項及び次項において (以下この項において 土地納税義務者をもつて同表の第一 積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に 号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみ)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等 号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者 当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当 以下この項において 以下この項において「相続人等」とい 「居住割合」という。 「特例対象者」という。 (以下この項において「特例適用 特定割合に居住割合を乗じて得た 「併用専有部分に係る被災共 一号及び第三 「特定割合」という。 を乗じて得た)で被災共用 一号に掲げる 当該特例 (当該相 ル以 積に 5 0 課 共

してい なし、 持分を取得した相続人等を含む。 数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者 各被災共用土地納税義務者とみなし、 係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第 て前項の表の第 下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をも 数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が一 対する割合 割合を合算したものとする。 対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持 続 期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合 用土地納税義務者」という。)の令和三年度又は令和四年度に係る賦 該相続人等 有持分」という。 た当該被災共用土地に係る共有持分 第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有して 土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号 (同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用 に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部 人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、 当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に 、 た 者 がある場合には、 (以下この項において「居住割合」という。 (以下この項及び次項において (以下この項において)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続 号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみ 当該被災共用土地納税義務者であるもの 以下この項において 以下この項において「相続 「特例対象者」という。 (以下この項におい 特定割合に居住割合を乗じて得た 「併用専有部分に係る被災 一号及び第三 「特定割合」という。 一百平方メー て「特例 を乗じて得た 分の で被災共 一号に掲げる 人等」 床面 当 (当 又は当 該 適 とい 積に 該 共有 特 用 ル 分 以 用 共

るべき数値とする。 ついては、 この場合において、 災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、 納税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被 する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地 居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対 に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、 0) る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ず 令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地 次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係 当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者に 同項の規定を適用する。 特定割合に当該 人の

算式

 $\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$

(算式の符号)

- 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値
- \mathbb{Z} 居住割合

7 5 10

11 次に掲げる書類とする。 政令附則第十二条の四第十五項に規定する総務省令で定める書類は、

被災家屋

在地

被災家屋

ていた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所 に代わるものとして法附則第十六条 を所有

> るべき数値とする。 る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ず ついては、 この場合において、 災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、 納税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被 する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地 居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対 に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、 の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地 次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係 当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者に 同項の規定を適用する。 特定割合に当 人の

算式

 $\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$

(算式の符号)

- 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値
- \times 居住割合

7 5 10

11 次に掲げる書類とする。 政令附則第十二条の四第十八項に規定する総務省令で定める書類は、

在地 ていた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所 償却資産 被災家屋又は政令附則第十二条の四第十五項第 被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条 (以下この項において 「被災償却資産」 という。 一号に規定する被災 を所有

の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか
て「相続人等」という。)が法附則第十六条の二第十項
(以下この号におい
三 政令附則第十二条の四第十一項第二号から第四号までに掲げる者
明らかにする書類
が存したことを証する書類及び代替家屋 の詳細を
固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋
二 被災家屋 が平成二十八年度分の固定資産税に係る
た旨を証する書類
が平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊し
の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋
二十八年熊本地震により被害を受けたことについて当該被災家屋
の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該被災家屋の方式を記載している。
の所在地)並びに当該被災家屋
者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
う。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない
の番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をい
個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するため
者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び
(以下この号及び次号において「代替家屋_」という。)の所有
の二第十項の規定の適用を受けようとする家屋の二第十項

戸籍の謄本又は法人

に係る登記事項証明書

相続人等に該当する旨を証する書類

その他のその適用を受けようとする者

が

(政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

第七条の四略

等)

2及び3略

掲げる場合とする。 4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に

| 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地(以下この条

において「被災共用土地」という。)が同条第一項

条第二項において準用する場合を含む。

次号において同じ。)

の規定

(同

地以外の土地(第九項において「非住宅用地」という。)である部分みなされた土地」という。)である部分及び住宅用地とみなされた土により住宅用地とみなされた土地(以下この項において「住宅用地と

を併せ有する土地である場合

場合 一般住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地であるが、以下この条において「小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である。

相続人等に該当する旨を証する書類災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者がに係る登記事項証明書、同条第十五項第二号に掲げる者にあつては被

(政令附則第十二条の五第四項第一号に規定する総務省令で定める面積

等)

第七条の四略

2及び3 略

掲げる場合とする。
4 法附則第十六条の三第三項に規定する総務省令で定める場合は、

次に

地以外の土地(第九項において「非住宅用地」という。)である部分 みなされた土地」という。)である部分及び住宅用地とみなされた土 により住宅用地とみなされた土地 を併せ有する土地である場合 条第二項において準用する場合を含む。 ら第九項までにおいて「被災共用土地」という。)が同条第 法附則第十六条の三第三項に規定する被災共用土地 (以下この項において「住宅用地と 次号において同じ。) (以下こ 一項 0) 0) 規定 項 (同 カン

場合 場合 場合 という。)である部分を併せ有する土地である がて「一般住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である が、以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及 が (以下にの条において「小規模住宅用地」という。)である部分及 が (以下にの条においまで) が (以下により読み替えて) 被災共用土地が法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて

5 式により計算した数値を乗じて行うものとする。 から第七項までにおいて同じ。 税義務者 割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納 の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、 条において同じ。 附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋 (同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。)の床面積の十倍の面積以下である場合における同項 の区分に応じ、 同表の下欄に定める算 当該持分の 以下この項 以下この (法

	4
被災共用土地納税義務者の	算式
区分	
一次に掲げる各被災共用	$(1/A) \times ((B \times C) /D)$
土地納税義務者	(算式の符号)
イ 平成三十年度に係る	A 当該被災共用土地に係る固定資
賦課期日においてその	産税の課税標準となるべき額
全部が人の居住の用に	B 当該被災共用土地に係る小規模
供されていた専有部分	住宅用地である部分に係る固定資
(その全部又は一部が	産税の課税標準に相当する額
別荘(政令第三十六条	C 当該被災共用土地の面積
第二項に規定する別荘	D 当該被災共用土地に係る小規模
をいう。第三号におい	住宅用地である部分の面積
て同じ。)の用に供さ	
れていたものを除く。	
以下この号及び次号に	

5 式により計算した数値を乗じて行うものとする。 から第七項までにおいて同じ。 税義務者 割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納 の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、 条において同じ。)の床面積の十倍の面積以下である場合における同項 附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋 (同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。)の区分に応じ、 同表の下欄に定める算 以下この項 当該持分の 以下この (法

	被災共用土地納税義務者の	算式
	区分	
	一次に掲げる各被災共用	$(1/A) \times ((B \times C)/D)$
	土地納税義務者	(算式の符号)
固定資	イ 平成三十年度に係る	A 当該被災共用土地に係る固定資
魚	賦課期日においてその	産税の課税標準となるべき額
小規模	全部が人の居住の用に	B 当該被災共用土地に係る小規模
固定資	供されていた専有部分	住宅用地である部分に係る固定資
頂	(その全部又は一部が	産税の課税標準に相当する額
	別荘(政令第三十六条	C 当該被災共用土地の面積
小規模	第二項に規定する別荘	D 当該被災共用土地に係る小規模
	をいう。第三号におい	住宅用地である部分の面積
	て同じ。)の用に供さ	
	れていたものを除く。	
	 以下この号及び次号に	

三十年六月二十七日に 有部分に存した住居の 平方メートルに当該専 ていた場合には、二百 分に独立的に区画され 専有部分が二以上の部 百平方メートル(当該 おいて同じ。)の割合 を除く。以下このイに 用土地に係る共有持分 が取得した当該被災共 二十八日以後にその者 者の当該被災共用土地 共用土地の面積にその 期日において当該被災 令和六年度に係る賦課 おいて所有していた者 おいて同じ。)を平成 を乗じて得た面積が二 に係る共有持分(同月 (以下この項において 「特例対象者」という)で令和五年度又は

平方メートルに当該専 専有部分が二以上の部 用土地に係る共有持分 が取得した当該被災共 者の当該被災共用土地 共用土地の面積にその 期日において当該被災 三十年六月二十七日に 有部分に存した住居の ていた場合には、二百 分に独立的に区画され 百平方メートル(当該 を乗じて得た面積が二 おいて同じ。)の割合 を除く。以下このイに 二十八日以後にその者 に係る共有持分 令和四年度に係る賦課 おいて所有していた者 おいて同じ。)を平成 (以下この項において)で令和三年度又は 「特例対象者」という (同月

する。以下この項及び 得した相続人等を含む から特定共有持分を取 の規定により相続人等 三項第三号又は第五号 する相続人等(同条第 第四項第一号イに規定 う。)を取得した同条 の項及び次項において 係る共有持分(以下こ た当該被災共用土地に 七日において有してい が平成三十年六月二十 特例対象者からその者 五号までの規定により 五第三項第三号から第 以下となる当該共有持 次項において同じ。) 数を乗じて得た面積と 分を有しているもの 「特定共有持分」とい 以下この項において 政令附則第十二条の

得した相続人等を含む 三項第三号又は第五号 う。)を取得した同条 係る共有持分(以下こ た当該被災共用土地に 七日において有してい 特例対象者からその者 五号までの規定により 以下となる当該共有持 次項において同じ。) する。以下この項及び 数を乗じて得た面積と から特定共有持分を取 の規定により相続人等 する相続人等(同条第 第四項第一号イに規定 の項及び次項において が平成三十年六月二十 五第三項第三号から第 分を有しているもの 「特定共有持分」とい 政令附則第十二条の 以下この項において

$\vec{-}$																						
次に掲げる各被災共用	分を有しているもの	となる当該特定共有持	二百平方メートル以下)を乗じて得た面積が	持分の割合」という。	相続等に係る特定共有	以下この項において「	合算したものとする。	特定共有持分の割合を	該被災共用土地に係る	に係る各相続人等の当	には、当該特例対象者	続人等が複数ある場合	る特例対象者につき相	合(当該相続人等に係	係る特定共有持分の割	の当該被災共用土地に	用土地の面積にその者	日において当該被災共	和六年度に係る賦課期)で令和五年度又は令	「相続人等」という。
$1/1$ (1/A) × {B× ((C+ (2))																						
二	分	とな	二百平)を乗じ	持分の割り	相続等に	以下この	合算した	特定共有	該被災世	に係る各	には、当	続人等が	る特例対	合(当該	係る特定	の当該被	用土地の	日におい	和四年度)で令和	「相続人
次に掲げる各被災共用	分を有しているもの	となる当該特定共有持	二百平方メートル以下	を乗じて得た面積が	持分の割合」という。	係る特定共有	項において「	合算したものとする。	特定共有持分の割合を	該被災共用土地に係る	に係る各相続人等の当	には、当該特例対象者	複数ある場合	る特例対象者につき相	合(当該相続人等に係	係る特定共有持分の割	の当該被災共用土地に	面積にその者	て当該被災共	和四年度に係る賦課期	で令和三年度又は令	「相続人等」という。

特例対象者 (Dにおいて「専有	有持分の割合を乗じて	特例対象者(Dにおいて「専有部	有持分の割合を乗じて
は同号ロに掲げる相続人等に係	に相続等に係る特定共	は同号ロに掲げる相続人等に係る	に相続等に係る特定共
掲げる被災共用土地納税義務者	該被災共用土地の面積	掲げる被災共用土地納税義務者又	該被災共用土地の面積
C 200平方メートル (前号イ	る賦課期日において当	C 200平方メートル (前号イに	る賦課期日において当
産税の課税標準に相当する額	度又は令和四年度に係	産税の課税標準に相当する額	度又は令和六年度に係
住宅用地である部分に係る固定	ロ相続人等で令和三年	住宅用地である部分に係る固定資	ロ相続人等で令和五年
B 当該被災共用土地に係る小規	分を有しているもの	B 当該被災共用土地に係る小規模	分を有しているもの
産税の課税標準となるべき額	こととなる当該共有持	産税の課税標準となるべき額	こととなる当該共有持
A 当該被災共用土地に係る固定	平方メートルを超える	A 当該被災共用土地に係る固定資	平方メートルを超える
(算式の符号)	乗じて得た面積が二百	(算式の符号)	乗じて得た面積が二百
0	いて同じ。)の割合を	0	いて同じ。)の割合を
)である場合にはロの算式を用い	除く。以下このイにお)である場合にはロの算式を用いる	除く。以下このイにお
イの算式を用い、J≧E×(F+	土地に係る共有持分を	イの算式を用い、J≧E×(F+H	土地に係る共有持分を
J <e×(f+h)である場合に< td=""><td>取得した当該被災共用</td><td>J < E× (F+H) である場合には</td><td>取得した当該被災共用</td></e×(f+h)である場合に<>	取得した当該被災共用	J < E× (F+H) である場合には	取得した当該被災共用
\square (1/A) × ((B×E) /J	十八日以後にその者が	\Box (1/A) × ((B×E) /J)	十八日以後にその者が
G)	分(平成三十年六月二	G)	分(平成三十年六月二
- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	共用土地に係る共有持	ートル×I)))/L)}×(1/	共用土地に係る共有持
G-C) / (E×H-200平法	積にその者の当該被災	G-C) / (E×H-200平方メ	積にその者の当該被災
メートル×D-E×F)×((E	当該被災共用土地の面		当該被災共用土地の面
K× ((E×G-C- (200平	係る賦課期日において	K× ((E×G-C-(200平方	係る賦課期日において
0 平方メートル×I)))/J)	年度又は令和四年度に	+ (I/ ((I×ルイー×4左上の	年度又は令和六年度に
$((E \times G - C) / (E \times H - 2)$	イ 特例対象者で令和三	$((E \times G - C) / (E \times H - 20)$	イ 特例対象者で令和五
00平方メートル×D-E×F)	土地納税義務者	OO平方メートル×D-E×F)×	土地納税義務者

平方メートル×I)))/J)+ \times ((E \times G-C-(200平方 ートル \times D-E \times F) \times ((E \times の算式を用い、 $J \ge E \times (F + H)$ トル×I)))/L)}×(1/ 0平方メートル×D-E×F)× である場合にはロの算式を用いる <E×(F+H)である場合には -C) / (E×H-200平方メ $(E \times G - C) / (E \times H - 2 0)$ $(1/A) \times ((B \times E) / J)$

住宅用地である部分に係る固定資 産税の課税標準となるべき額 当該被災共用土地に係る小規模 当該被災共用土地に係る固定資

は同号ロに掲げる相続人等に係る 掲げる被災共用土地納税義務者又 特例対象者(Dにおいて「専有部 200平方メートル (前号イに

を有しているもの なる当該特定共有持分 得た面積が二百平方メ ートルを超えることと

」という。)を乗じて得た面積と びIにおいて「専有部分の住居数 有していた専有部分が2以上の部 専有部分に存した住居の数(D及 には、200平方メートルに当該 分に独立的に区画されていた場合 分の従前所有者」という。)が所

D 各専有部分の従前所有者が所有 部分に独立的に区画されていた専 部分の住居数を乗じたものとする 有部分を所有していた専有部分の 従前所有者にあつては、その所有 していた当該専有部分の数に専有 していた専有部分の数 (2以上の)を合算したもの

なる当該特定共有持分 得た面積が二百平方メ ートルを超えることと

」という。)を乗じて得た面積と 分に独立的に区画されていた場合 有していた専有部分が2以上の部 びIにおいて「専有部分の住居数 専有部分に存した住居の数(D及 には、200平方メートルに当該 分の従前所有者」という。)が所

部分に独立的に区画されていた専 部分の住居数を乗じたものとする 従前所有者にあつては、その所有 有部分を所有していた専有部分の していた当該専有部分の数に専有 していた専有部分の数(2以上の 各専有部分の従前所有者が所有 を合算したもの

当該被災共用土地の面積

年度に係る賦課期日における当該 分又は特定共有持分の割合を合算 被災共用土地に係る同号の共有特 税義務者の<u>令和3年度又は令和4</u> したもの 前号に掲げる各被災共用土地終

当該被災共用土地の面積

Ħ Ħ

<u>年度</u>に係る賦課期日における当該 分又は特定共有持分の割合を合算 被災共用土地に係る同号の共有持 税義務者の<u>令和5年度又は令和6</u> したもの 前号に掲げる各被災共用土地終

- G この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の<u>令和5年度又は令和</u> <u>6年度</u>に係る賦課期日における当 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合
- 日 この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の<u>令和5年度又は令和</u> 6年度に係る賦課期日における当 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合を合 算したもの
- I この号イに掲げる被災共用土地 納税義務者又は同号ロ_に掲げる 相続人等に係る特例対象者(以下 このIにおいて「専有部分の従前 所有者」という。)がそれぞれ所 有していた専有部分の数(2以上 の部分に独立的に区画されていた 専有部分を所有していた専有部分 の従前所有者にあつては、その所 有していた当該専有部分の数に専 有いていた当該専有部分の数に専

る。)を合算したもの

- G この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の合和3年度又は令和 4年度に係る賦課期日における当 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合
- [この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の合和3年度又は合和4年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの
- (この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は<u>この号ロ</u>に掲げる 相続人等に係る特例対象者(以下このIにおいて「専有部分の従前所有者」という。)がそれぞれ所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分 の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の後に要数を乗じたものとす有部分の住居数を乗じたものとする。)を合算したもの

割合を合算したもの		割合を合算したもの	
該被災共用土地に係る共有持分の	等を除く。)	該被災共用土地に係る共有持分の	等を除く。)
4年度に係る賦課期日における当	を取得した者(相続人	6年度に係る賦課期日における当	を取得した者(相続人
納税義務者の合和3年度又は令和	用土地に係る共有持分	納税義務者の合和5年度又は令和	用土地に係る共有持分
D この号に掲げる各被災共用土地	八日以後に当該被災共	D この号に掲げる各被災共用土地	八日以後に当該被災共
る固定資産税の額を合算したもの	ロ 平成三十年六月二十	る固定資産税の額を合算したもの	ロ 平成三十年六月二十
税義務者の当該被災共用土地に係	者	税義務者の当該被災共用土地に係	者
C 前号に掲げる各被災共用土地納	専有部分を有していた	C 前号に掲げる各被災共用土地納	専有部分を有していた
9	て同じ。)を有しない	9	て同じ。)を有しない
係る固定資産税の額を合算したも	分を除く。次項におい	係る固定資産税の額を合算したも	分を除く。次項におい
納税義務者の当該被災共用土地に	(別荘の用に供する部	納税義務者の当該被災共用土地に	(別荘の用に供する部
B 第1号に掲げる各被災共用土地	居住の用に供する部分	B 第1号に掲げる各被災共用土地	居住の用に供する部分
産税の額	賦課期日において人の	産税の額	賦課期日において人の
A 当該被災共用土地に係る固定資	イ 平成三十年度に係る	A 当該被災共用土地に係る固定資	イ 平成三十年度に係る
(算式の符号)	地納税義務者	(算式の符号)	地納税義務者
$(A-(B+C)) / (A\times D)$	三 次に掲げる被災共用土	$(A-(B+C)) / (A\times D)$	三 次に掲げる被災共用土
宅用地である部分の面積		宅用地である部分の面積	
L 当該被災共用土地に係る一般住		L 当該被災共用土地に係る一般住	
税の課税標準に相当する額		税の課税標準に相当する額	
宅用地である部分に係る固定資産		宅用地である部分に係る固定資産	
K 当該被災共用土地に係る一般住		K 当該被災共用土地に係る一般住	
住宅用地である部分の面積		住宅用地である部分の面積	
J 当該被災共用土地に係る小規模		」 当該被災共用土地に係る小規模	

前 であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて 値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メート する割合 に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対 合を合算したものとする。 象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の 日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合 土地納税義務者」という。 相 分を取得した相続人等を含む。 同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持 持分」という。 当該被災共用土地に係る共有持分 五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた 地 ていた者 る部分以外の部分を併せ有していたもの る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供 人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、 「併用専有部分」 項 続 納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第 被災共用 人等 がある場合には、 表の第 (以下この項において「特例対象者」という。 (以下この項において (以下この項及び次項において 土 地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十年 号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみな という。 を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等 当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該)の令和五年度又は令和六年度に係る賦課 以下この項において を平成三十年六月二十七日において所 以下この項において 「居住割合」という。 (以下この項において「特例適用共 (以下この項及び次項において 「併用専有部分に係る被災共用 「特定割合」という。 「相続人等」 を乗じて得た数)で被災共用 当該特例 (当該相 という -度に係 ル 以下 有 割 期 対 続 有 土 す 6

6

前項の 当該被災共用土地に係る共有持分 であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて 値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が一 する割合 に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面 合を合算したものとする。 象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持 日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合 土地納税義務者」という。 相続人等 分を取得した相続人等を含む。 同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持 持分」という。 五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有して 地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の五第三項第三号から第 ていた者 る部分以外の部分を併せ有していたもの る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住 人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、 「併用専有部分」 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成三十 がある場合には、 表の第 (以下この項において「特例対象者」という。 (以下この項において (以下この項及び次項において 号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみな)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等 という。 当該被災共用土地納税義務者であるもの)の令和三年度又は令和四年度に係る賦 以下この項において を平成三十年六月二十七日において 以下この項において 「居住割合」という。 (以下この項におい 「併用専有部分に係る被災共 (以下この項及び次項に 「特定割合」という。 一百平方メー 「相続 · _ を乗じて得た数)で被災共用 「特例適用 人等」 当 (当 又は 該 用に供 车 という 間積に対 おい 度に 分 該 所 ル 特 当該 以下 0 例 相 課 共 有 用 て 続

べき数値とする。 被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずる 0 共用土地に係る共有持分の割合とみなして、 税義務者の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災 る割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納 住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対す 係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、 令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に 値をもつて当該第一 被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数 る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各 ては、 場合において、 当該面 次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る 積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係 当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者につ 号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の 同項の規定を適用する。 特定割合に当該人の居

算式

 $\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$

(算式の符号)

- α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 9 略

屋

(同条第十一項第

10 政令附則第十二条の五第十三項の規定の適用について、同項中被災家

号に規定する被災家屋をいう。

次項第一号及び第

の場合において、 べき数値とする。 被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずる 11 共用土地に係る共有持分の割合とみなして、 税義務者の令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災 る割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納 住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に 係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、 令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に 値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者 被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数 る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各 ては、 当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係 次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る 当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者につ 同項の規定を適用する。 特定割合に当該人の居 . 対 す

算式

 $\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$

(算式の符号)

- 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

7 9 略

(情に算入するものとする。) で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十三 「一号において同じ。) で区分所有に係る家屋であるものとする。

次に掲げる書類とする。 11 政令附則第十二条の五第十八項に規定する総務省令で定める書類は、

資産 在地、 災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該被災家屋又 三十年七月豪雨により被害を受けたことについて当該被災家屋又は被 の所在地) 者にあつては、 の番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をい 個人番号又は法人番号 者の氏名又は名称、 の三第十項又は第十一 償却資産 所在地を記載した書類並びに当該被災家屋又は被災償却資産が平成 いた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の 被災家屋又は政令附則第十二条の五第十五項第 以下この号において同じ。) (以下この号及び次号において「代替家屋等」という。 被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条 (以下この項において「被災償却資産」という。 並びに当該被災家屋又は被災償却資産及び当該代替家屋等 氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地 項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却 (行政手続における特定の個人を識別するため (個人番号又は法人番号を有しない 一号に規定する被災)を所有し の所有 及び 所

を証する書類は被災償却資産が平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した旨

- らかにする書類 は被災償却資産が存したことを証する書類及び代替家屋等の詳細を明定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋又 被災家屋又は被災償却資産が平成三十年度分の固定資産税に係る固
- 三 政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項第二号から第四号までに掲げる者のほかの規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令附則第十二条の五第十一項第二号から第四号まで又は同条第十五項第二号から第四号まで又は同条第十五項第二号から第四号まで又は同条第十三項に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に該当する旨を証する書類

等) (政令附則第十二条の六第四項第一号に規定する総務省令で定める面積)

下この項及び次項において「被災住宅用地」という。)の全部又は一部分を有していた法附則第十六条の四第一項に規定する被災住宅用地(以定める面積は、同号イに規定する従前所有者等(以下この項及び次項に定める面積は、同号イに規定する従前所有者等(以下この項及び次項に

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、次の各

宅用地 用地の 条第四 は 宅用地の全部若しくは一 人等」という。 政令附則第十二条の六第三項第三号から第五号までの規定により同 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の]項第 の 部等」 部の 号イに規定する相続人等 という。) 面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しく が従前所有者等から被災住宅用地の一 部に係る共有持分 を取得した場合 (次号及び次項において (次号において「被災住宅 その取得した当該被災住 面積 部又は被災住 相続

用地の 政令附則第十二条の六第四項第 全部若しくは より当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用 た前相続人等に係る前相続人等を含む。 同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等 前相続人等」という。 人等から取得した当該被災住宅用地の一 (これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地 がこれらの規定に掲げる者 政令附則第十二条の六第三項第三号又は第五号の規定により相続人 部等を取得した場合における当該被災住宅用地の 部等のうち、 一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の これらの規定により当該相続人等が当該前相 から被災住宅用地の (以下この号及び次項第三 一号ロ及びハに規定する総務省令で定 部の面積又はこれらの規定に から取得した当該被災住宅 部等を取得した場合 一号において 部等を取得し 地の 面 積

2

める面積は

従前所有者等が令和る

二年七月二日において所有していた被

災住宅用地の全部若しくは一部の面積又は共有持分を有していた被災住

める面積とする。用地の面積のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定宅用地の全部若しくは一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅

二| 該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係 規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用 規定により前相続人等が従前所有者等 る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 の全部若しくは を含む。 る当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等 等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合におけ 等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合 政令附則第十二 から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、 一条の六第 部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当 三項第一 三号又は第五号の規定により (これらの規定により前相続人 これらの これらの 相 続人 地

うち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋の政令附則第十二条の六第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、

3

であつた場合には、当該部分の数による。

- 場合 場合 場合 場合 場合 「一般住宅用地」という。)である部分を併せ有する土地である が小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地(以下この条にお が小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地(以下この条にお が小規模住宅用地」という。)である部分及 地(以下この条において「小規模住宅用地」という。)である部分及 である部分及
- から第七項までにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に定める算条において同じ。)の床面積の十倍の面積以下である場合における同項の規定による当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納制合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納利義務者(同項に規定する被災以分所有家屋をいう。以下この機能の大力である場合における同項をにおいて同じ。)の床面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋(法

5

士
17
(L
7
9
式により計算
算
ĺĺ.
7-
/ _ \\\
釵
値
を
乗
1
7
①
う
ŧ,
σ
Ĺ
4
がした数値を乗じて行うものとする。
ر ک
0

被災共用土地納税義務者の	算式
一 欠こ掲げる各波災共用	\A) × ((B×
土地納税義務者	/ ^ ((B ^ C) / / 符号)_
イ 令和二年度に係る賦	A 当該被災共用土地に係る固定資
課期日においてその全	産税の課税標準となるべき額
部が人の居住の用に供	B 当該被災共用土地に係る小規模
されていた専有部分(住宅用地である部分に係る固定資
その全部又は一部が別	産税の課税標準に相当する額
荘(政令第三十六条第	C 当該被災共用土地の面積
二項に規定する別荘を	D 当該被災共用土地に係る小規模
いう。第三号において	住宅用地である部分の面積
同じ。)の用に供され	
ていたものを除く。以	
下この号及び次号にお	
いて同じ。)を令和二	
年七月二日において所	
有していた者(以下こ	
の項において「特例対	
象者」という。)で令	
和五年度又は令和六年	
度に係る賦課期日にお	

2141 421	六第三項第三号から第 政令附則第十二条の	
	るもの	
• 1	該共有持分を有してい	
<u> </u>	同じ。)以下となる当	
~1	の項及び次項において	
<u> </u>	た面積とする。以下こ	
191	た住居の数を乗じて得	
<u> </u>	に当該専有部分に存し	
· · I	は、二百平方メートル	
,-	区画されていた場合に	
,-	以上の部分に独立的に	
<u> </u>	ル(当該専有部分が一	
- 1	面積が二百平方メート	
, =)の割合を乗じて得た	
Į	このイにおいて同じ。	
1	共有持分を除く。以下	
۵۱	該被災共用土地に係る	
<u> </u>	にその者が取得した当	
	有持分(同月三日以後	
	被災共用土地に係る共	
F∧[の面積にその者の当該	
	いて当該被災共用土地	

	定共有持分の割合(当被災共用土地に係る特
	に係る賦課期に係る賦課期
	和五年度又は令和六年人等」という。)で令
	この項において「相続相続人等を含む。以下
	定共有持分を取得したにより相続人等から特
	三号又は第五号の規定続人等(同条第三項第
	第一号イに規定する相を取得した同条第四項
	共有持分」という。) び次項において「特定
	有持分(以下この項及被災共用土地に係る共
	おいて有していた当該
	例 号対 ま
_	での規定こよ

共用土地に係る共有持積にその者の当該被災	当該被災共用土地の面	係る賦課期日において	年度又は令和六年度に	イ 特例対象者で令和五	土地納税義務者	二次に掲げる各被災共用	しているもの	当該特定共有持分を有	方メートル以下となる	じて得た面積が二百平	割合」という。)を乗	に係る特定共有持分の	の項において「相続等	たものとする。以下こ	有持分の割合を合算し	共用土地に係る特定共	各相続人等の当該被災	当該特例対象者に係る	が複数ある場合には、	対象者につき相続人等	該相続人等に係る特例
G-C) / (E×H-200平方メ ートル×I)))/L)}×(1/	\mathcal{X} — \mathcal{Y} Y	<u>K</u> × ((E×G-C-(200平方	<u>0平方メートル×1)))/J)+</u>	$((E \times G - C) / (E \times H - 20)$	<u>00平方メートル×D-E×F)×</u>	\underline{A}															

口 得た面積が二百平方メ 度又は令和六年度に係 得た面積が二百平方メ 係る共有持分を除く。 以後にその者が取得し を有しているもの なる当該特定共有持分 有持分の割合を乗じて 該被災共用土地の面積 る賦課期日において当 しているもの なる当該共有持分を有 ートルを超えることと 以下このイにおいて同 た当該被災共用土地に 分 ートルを超えることと に相続等に係る特定共 相続人等で令和五年 (令和二年七月三日 の割合を乗じて П (算式の符号) G) \bigcirc \triangleright В イの算式を用い、 m J < E imes (F + H) である場合には である場合にはロの算式を用いる 特例対象者(Dにおいて「専有部 は同号ロに掲げる相続人等に係る 掲げる被災共用土地納税義務者又 産税の課税標準となるべき額 専有部分に存した住居の数(D及 には、 分の従前所有者」 住宅用地である部分に係る固定資 びIにおいて「専有部分の住居数 分に独立的に区画されていた場合 有していた専有部分が2以上の部 産税の課税標準に相当する額 $(1/A) \times ((B \times E) / J)$ 当該被災共用土地に係る固定資 当該被災共用土地に係る小規模 200平方メートル(前号イに 200平方メートルに当該)を乗じて得た面積と $J \ge E \times (F + H)$ という。 が所

する。)

D 各専有部分の従前所有者が所有 していた専有部分の数(2以上の 部分に独立的に区画されていた専 有部分を所有していた専有部分の 従前所有者にあつては、その所有 していた当該専有部分の数に専有 部分の住居数を乗じたものとする 。)を合算したもの

当該被災共用土地の面積

Ħ

- 前号に掲げる各被災共用土地納 税義務者の令和5年度又は令和6 年度に係る賦課期日における当該 被災共用土地に係る同号の共有持 分又は特定共有持分の割合を合算 したもの
- G この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の令和5年度又は令和 6年度に係る賦課期日における当 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合
 H この号に掲げる各被災共用土地 納税義務者の令和5年度又は令和

6年度に係る賦課期日における当 該被災共用土地に係る同号の共有 持分又は特定共有持分の割合を合 算したもの

1 二の号イに掲げる被災共用土地 納税義務者又は同号ロに掲げる相 続人等に係る特例対象者(以下こ のIにおいて「専有部分の従前所 有者」という。)がそれぞれ所有 していた専有部分の数(2以上の 部分に独立的に区画されていた専 有部分を所有していた専有部分の 従前所有者にあつては、その所有 していた当該専有部分の数に専有 していた当該専有部分の数に専有 していた当該専有部分の数に専有 かつ住居数を乗じたものとする 。)を合算したもの

当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積

税の課税標準に相当する額

宅用地である部分に係る固定資産

当該被災共用土地に係る一般住

住宅用地である部分の面積

当該被災共用土地に係る小規模

 															
		< <u>°</u>	した者(相続人等を除	に係る共有持分を取得	後に当該被災共用土地	口 令和二年七月三日以	有部分を有していた者	同じ。)を有しない専	を除く。次項において	別荘の用に供する部分	住の用に供する部分(課期日において人の居	イ 令和二年度に係る賦	地納税義務者	三 次に掲げる被災共用土
割合を合算したもの	該被災共用土地に係る共有持分の	6年度に係る賦課期日における当	納税義務者の令和5年度又は令和	D この号に掲げる各被災共用土地	る固定資産税の額を合算したもの	税義務者の当該被災共用土地に係	<u>C</u> 前号に掲げる各被災共用土地納	9	係る固定資産税の額を合算したも	納税義務者の当該被災共用土地に	B 第1号に掲げる各被災共用土地	産税の額	A 当該被災共用土地に係る固定資	(算式の符号)	$(A-(B+C)) / (A\times D)$

の第 いう。 供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を 持分又は特定共有持分の割合とみなし、 度又は令和六年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有 用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用 面 きは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項 被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であると の居住の 義務者」という。 る場合には、 した相続人等を含む。 項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得 共用土地に係る共有持分 て当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の令和 土地納税義務者とみなし、 したものとする。 る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算 る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、 る当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合 (以下この項において「居住割合」という。 (以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税 .積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共 号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし 用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合 を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等 当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等 以下この の令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日におけ 以下この項において (以下この項において 項において 特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつ 「特定割合」 特定割合に当該人の居住の用に) を乗じて得た数値を当 「相続人等」 「特例適用共有持分」 という。 当該特例対象者に係 (当該相続人等に係 という。 (同条第三 に当該 当該 五年 の表 が لح 該 あ

乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、大の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

 $\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$

(算式の符号)

- α 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値
- 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

<u>K</u> 居住割合

β

7

者の 用土地に係る共有持分の割合とみなして、 積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共 用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務 当該新たな共有持分については、 下この項において「新たな共有持分」という。)を取得した場合には、 三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。 後に当該被災共用土地に係る共有持分 又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が令和一 第五項の表の第 一人とみなし、 一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者 当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の 当該新たな共有持分を取得した被災共 (政令附則第十二条の六第三項第 第五項の規定を適用する。 一年七月三日以 以 面

	<u>ロ 国際阪火共用上地で</u>	D 1	第一号 当該被災共用土地の面積	算式に読み替えるものとする。の中欄に掲げる字句又は算式は、それど	ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表条の四第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正に区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災
正 当該被災共用土地に係る 被災区分所有家屋の床面積 の10倍の面積 下 当該被災共用土地に係る 非住宅用地である部分に係る る固定資産税の課税標準に相当する額 個当する額 公当該被災共用土地に係る	り 国家家名共和工地で深る 小規模住宅用地である部分 の面積		の面積区分所有家屋の床面積の十倍区分所有家屋の床面積の十倍	それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は	の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正に1積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六減災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災

																		第二号	の表の	第五項		
分の面積	る一般住宅用地である部	L 当該被災共用土地に係	$E \times (F + H)$		<u>/J)</u>	$(1/A) \times ((B \times E)$	L) } × (1/G)	平方メートル×I)))/	$-C)$ / $(E \times H - 200$	$D-E\times F) \times ((E\times G))$	- (200平方メートル×	$J) + K \times ((E \times G - C))$	平方メートル×I)))/	$-C)$ / $(E \times H - 200$	$D-E\times F) \times ((E\times G))$	+ (200平方メートル×	$(1/A) \times \{B \times (C)\}$			当該被災共用土地の面積		
面積	一般住宅用地である部分の	<u>L</u> 当該被災共用土地に係る	$\underline{M} \times (F + H)$	0))	$/J) + N \times ((E-M) /$	$(1/A) \times ((B \times M))$	+N× ((E-M) /O)])))/L)} × (1/G)	<u>H-200平方メートル×I</u>	\times ((M×G-C) $/$ (M×	平方メートル×D-M×F)	\times ((M×G-C- (200	<u>ートル×I)))/J)+K</u>	<u>)</u> / (M×H-200平方メ	$-M \times F) \times (M \times G - C)$	+ (200平方メートル×D	$(1/A) \times [B \times (C)]$	の面積	区分所有家屋の床面積の十倍	当該被災共用土地に係る被災	<u>横</u>	非住宅用地である部分の面

第四項	の部分	記以外	各号列	第四項	に掲げる字	の上欄に担	税義務者」	ら前項まで	9 法附則第			第六項										
附則第十六条の四第三項				附則第十六条の四第三項	に掲げる字句とする。	の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	とあるのは「特定仮換地等納税義務者」	ら前項までの規定の適用については、	附則第十六条の四第八項の規定の			当該被災共用土地の面積										
附則第十六条の四第八項の規		る同条第三項	定により読み替えて適用され	附則第十六条の四第八項の規		げる字句は、それぞれ同表の下欄	納税義務者」とするほか、次の表	これらの規定中「被災共用土地納	四第八項の規定の適用がある場合における第四項か	の面積	区分所有家屋の床面積の十倍	当該被災共用土地に係る被災	積	非住宅用地である部分の面	O 当該被災共用土地に係る	相当する額	る固定資産税の課税標準に	非住宅用地である部分に係	N 当該被災共用土地に係る	の10倍の面積	被災区分所有家屋の床面積	M 当該被災共用土地に係る

							分	外の部	の表以	第五項			第二号	第四項								第一号
被災共用土地に係る持分の			同項の			附則第十六条の四第三項		分所有家屋	被災共用土地に係る被災区	被災共用土地の面積			附則第十六条の四第一項	被災共用土地			。次号において同じ。)	おいて準用する場合を含む	同条第一項(同条第二項に	被災共用土地		
特定仮換地等に対応する従前	0	替えて適用される同条第三項	同条第八項の規定により読み	る同条第三項	定により読み替えて適用され	附則第十六条の四第八項の規	係る被災区分所有家屋	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	特定仮換地等の面積	る同条第一項	定により読み替えて適用され	附則第十六条の四第六項の規	特定仮換地等	条第一項	より読み替えて適用される同	号において同じ。)の規定に	いて準用する場合を含む。次	同条第六項(同条第七項にお	特定仮換地等	る同条第三項	定により読み替えて適用され

					第二号	の 表 の	第五項										第一号	の表の	第五項			
住宅用地	被災共用土地に係る小規模	産税	被災共用土地に係る固定資		分	被災共用土地に係る共有持	被災共用土地の面積	被災共用土地の面積	住宅用地	被災共用土地に係る小規模	産税	被災共用土地に係る固定資		有持分	被災共用土地に係る特定共		分	被災共用土地に係る共有持	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る次の		割合
宅用地	特定仮換地等に係る小規模住	兝	特定仮換地等に係る固定資産	係る共有持分	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	特定仮換地等の面積	特定仮換地等の面積	宅用地	特定仮換地等に係る小規模住	税	特定仮換地等に係る固定資産	係る特定共有持分	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	係る共有持分	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	特定仮換地等の面積	特定仮換地等に係る次の	係る持分の割合	の土地である被災共用土地に

						,									1							
					第六項							第三号	の 表 の	第五項								
	分	被災共用土地に係る共有持		分所有家屋	被災共用土地に係る被災区		<u></u>	被災共用土地に係る共有持	被災共用土地納税義務者	産税	被災共用土地に係る固定資		分	被災共用土地に係る共有持	- 宅用地	被災共用土地に係る一般住		の割合	共有持分又は特定共有持分	被災共用土地に係る同号の	被災共用土地の面積	被災共用土地納税義務者
係る共有持分	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	係る被災区分所有家屋	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	係る共有持分	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	特定仮換地等納税義務者	范	特定仮換地等に係る固定資産	係る共有持分	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	用塔	特定仮換地等に係る一般住宅	共有持分の割合	係る同号の共有持分又は特定	の土地である被災共用土地に	特定仮換地等に対応する従前	特定仮換地等の面積	特定仮換地等納税義務者

特定仮換地等に係る小規模住	被災共用土地に係る小規模	一 号 の
係る被災区分所有家屋		表の第
の土地である被災共用土地	分所有家屋	五項の
特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る被災区	表の第
特定仮換地等の面	被災共用土地の面積	前項の
係る持分の割合		
の土地である被災共用土地に	割合	
特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る持分の	
係る被災区分所有家屋		
の土地である被災共用土地に	分所有家屋	の部分
特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る被災区	表以外
特定仮換地等の面積	被災共用土地の面積	前項の
特定仮換地等の面	被災共用土地の面積	
係る共有持分		
の土地である被災共用土地に	分	
特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る共有持	第七項
係る持分の割合		
の土地である被災共用土地に	割合	
特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る持分の	
特定仮換地等の面	被災共用土地の面積	
係る特例適用共有持分		
の土地である被災共用土地に	用共有持分	
特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る特例適	

| (法附則第三十条第二項第二号の基準等)

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

住宅用地 被災共用土地に係る被災区 分所有家屋 分所有家屋 検災共用土地に係る非住宅 機災共用土地に係る非住宅
活用地 特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋 特定仮換地等に係る非住宅用 地 地

略

2

第八条の三の五 略

2 略

3 法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で

次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

定めるものは、

- の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ カゝ
- 口 ①の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一 項第三号イの表

低排出ガス車認定を受けたものであること。

- 二| 第十五条の九第五項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベ かつ、 低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自 (以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。
- 4 で定めるものは、 法附則第三十条第三項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令 次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。
- 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- イ の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 室素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 低排出ガス車認定を受けたものであること。 項第三 一号の 表のニ か
- 口 の4の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

」という。)が百三十五以上である軽自動車であること及び当該軽自レベル (第六項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル二 第十五条の九第八項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成

定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で

動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、か不 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。の①の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で四 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表

明らかにされていること。
車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が一一の一の一の一の一の一の一のであること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。 法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令

一次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かイ・窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニー

4 3 自動車とする 省令で定めるものは、 三 自動車とする。 省令で定めるものは、 検査証においてその旨が明らかにされていること。 法附則第三十条第四項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務) が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車 口 法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務 略 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 第十五条の九第五項第三号に規定する令和 か ①の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 次に掲げる要件のいずれかに該当すること (次項第三号において つ、 つ、 略 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 低排出ガス車認定を受けたものであること。 次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽 次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽 「令和二年度燃費基準達成レベル」という。 二年度燃費基準達成レベ 項第三 一号イ Ö 表の 8 7 自動車とする。 省令で定めるものは、 省令で定めるものは、 三 自動車とする。 _ 検査証においてその旨が明らかにされていること。 が百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車 口 1 法附則第三十条第七項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務 その旨が明らかにされていること。 口 法附則第三十条第八項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務 る軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証において 令和1 略 かつ、 次に掲げる要件のいずれかに該当すること 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 の似の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第 略 の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第 二年度燃費基準達成レベ 低排出ガス車認定を受けたものであること。 低排出ガス車認定を受けたものであること。 次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽 次に掲げる要件に該当する三輪以上のガソリン軽 ル 一を超えない軽自 項第三 項第三号イの表 一号の ロ動車で 表のイ

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 ①の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

口略

二及び三略

5

アイル アイル」と読み替えるものとする。 あるのは 用については、 間においては、 定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの なつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査フ 通大臣の認定等を取り消した場合であつて、 交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交 接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。 偽りその他不正の手段 通大臣の認定等をいう。 ルをいう。 国土交通大臣の認定等 (道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファ 「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査)に記録されてから、 これらの規定中 当該軽自動車に対する前 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直 以下この項において同じ。 (法附則第三十条の二第一項に規定する国土交 「当該軽自動車に係る自動 当該新たに受けた国土交通大臣の認 項 当該取消し後にその対象と)の申請をした者が)により国土 車検査証」 の規定の適 と 9

(福島県双葉郡楢葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例)

、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第十六条の四の三の規第八条の四の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町

かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 一の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

口略

二及び三略

アイル アイル」と読み替えるものとする。 あるのは 用については、 間においては、 定等が当該軽自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの なつた軽自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が軽自動車検査 通大臣の認定等を取り消した場合であつて、 交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交 接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。 偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直 通大臣の認定等をいう。 イルをいう。)に記録されてから、 国土交通大臣の認定等 (道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファ 「道路運送車両法第七十二条第一項に規定する軽自動車検 これらの規定中 当該軽自動車に対する第三項から第八項までの規定の適 以下この項において同じ。 (法附則第三十条の二第一項に規定する国土交 「当該軽自動車に係る自動車検査証. 当該新たに受けた国土交通大臣 当該取消し後にその)の申請をした者 により 対象と 一の認 査 国 لح

(福島県双葉郡楢葉町等に係るたばこ消費基礎人口の算定の特例

、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第十六条の四の三の規第八条の四の二 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町

業 地 別人口 表頭 国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表 又は従業地 る人口・ 成二十二 平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三—二表 年齢別] 国勢調査人口等基本集計第二—七表 月 得た数」 に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同 計数に令和 した数の合計数」とあるのは 定の適用については、 十九歳」」 が (再掲) 「五~九歳」 日 国籍総数か日本人別人口 一総数 通学地」 「総数」 現 在 就業状態等集計第一— 年十月 年 と 五~九歳」 0 齢別割合、 二年九月三十日 (年齢) とあるのは 表側 通学地別人口及び昼夜間人口比率) のうち が 同条第二号中 日現在」 「県内他市町村に常住」」とあるのは 「十~十四歳」 国籍総数か日本人」 当分の間、 平均 表頭が のうち総数の欄の数から 「平成二十 ٢, 年 (再掲) 齢及び年齢中位数 「令和二年十月 「第一号及び第二号により算出した数の合 「総数」 平均年齢 において住民基本台帳法に基づき住民基 表 令和 及び 同条中「第一号及び第二号により算出 (男女、 (男女 一年十月 の欄の 「十五~十九歳」」 一年国勢調査従業地・ 十四歳」 が 年 年齢 同条第 年齢 数から表頭が 国 -齢中位数及び人口構成比 一日現在」 日現在」 [籍総数] の表頭 及び (総数及び日本人) (再掲) 年齢 (五歳階級) (五歳階級及び三区 号中 とあるのは と、 か (再掲) 「平成二十二年 (各歳) (常住地又は従 「常住地又は従 つ表側 とあるのは 「〇~四歳 「令和二年 通学地によ 「令和二年 常住地 歳 十 五 男 男 平 0) 女 法 女 分 + 七区分) あるの 七年国 得た数」と、 国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表 による人口・ 平成二十 に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて 本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法 計数に平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基 した数の合計数」とあるのは 定の適用については、当分の間、 勢 は 調 による年齢 |年国勢調査人口等基本集計第三| 「平成」 ٢ 査 就業状態等集計第 同条第一 人口 同条第二号中 一十二年十月一日現在」 [等基 (五歳階級 号及び第二号中 本集計第三— 「第一号及び第二号により算出した数の合 二表 平成 同条中「第一号及び第二号により算出 男女別人口 (常住地又は従業地・ 表 「平成二十七年十月一 ٢ 一十七年国勢調査 とあるのは 同条第一号 二表 就業者数及び通学者 従業地 「平成二十二年 (常住地又は従 通学地 とある

0

は

通

学地 日現

在

لح

平成二十

第十三条の三 業 地 する。 のは の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡と 号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項 ŋ 課税の特例 あるのは 頭 「十五~十九歳」」とあるのは (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の ٢ ح りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建 証明がされた土地等の譲渡は、 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところによ 1 設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人(以下この号において 係る土地等の譲渡 「従業地 「土地等の買取りをする者」という。)から交付を受けた次に掲げる 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに 「「うち他県に常住」」 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第一号イ及びロに掲 通学地による年齢 「うち表側 表頭 表側 通学地による人口」 「常住地又は従業地・ 一総数 「男女」 (次号に掲げるものを除く。) (男女別) (五歳階級)、男女別人口及び就業者数) が 「総数」 「十五歳未満」 同項に規定する土地等の譲渡の次の各 のうち 通学地」 かつ表側 ٢ 「うち県内他市区町村に常住」 表側が が とする。 「年齢 及び 「他県に常住」」 当該土地等の買取 一十五歳未満」 「十五~十九歳」 が 「総数」 とある 及び の 表 2 第十三条の三 業地・ する。 の規定による申告書に添付することにより証明がされた土地等の譲渡と 号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を法第四十五条の二第一項 り証明がされた土地等の譲渡は、 課税の特例 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 書類 法附則第三十四条の二第二項に規定する総務省令で定めるところによ イ 設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人(以下この号において りをする同項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号の建 係る土地等の譲渡(次号に掲げるものを除く。 「土地等の買取りをする者」という。)から交付を受けた次に掲げる 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第 通学地による年齢 (五歳階級)、 と読み替えるものとする。 同項に規定する土地等の譲渡の次の各 男女別人口及び就業者数) 当該土地等の買取 一号イ及びロに掲

げる書類

口 び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。)) いる場合」という。)には、当該通知に係る文書の写し(次号ロ及 場合を含む。 則第十七条の二第一 中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類 くは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは + 四条の二第一 二十四項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知を受けている 二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は第 第二十条の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第 村長が認定した日の通知を受けている場合(租税特別措置法施行令 しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市 一日までに、 地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十 一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三 次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けて 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若し 項に規定する市町村長の同項又は同条第三項 (既に政令附 町 若

人又は法人(以下この号において「土地等の買取りをする者」という。) 当該土地等の買取りをする当該一団の宅地の造成を行う当該個として行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限るに同号の一団の宅地の造成を土地区画整理法による土地区画整理事業一 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡

に掲げる書類 イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第二号イからハまで

から交付を受けた次に掲げる書類

げる書類

口

場合を含む。 び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。)) いる場合」という。)には、当該通知に係る文書の写し 第二十条の二第二十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第 則第十七条の二第一 中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類(既に政令附 くは第十四号の一団の宅地又は同項第十五号の一団の住宅若しくは 十一日までに、 四条の二第一 二十四項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている 二十四項若しくは第二十五項の承認を受けて同条第二十三項又は 村長の認定した日の通知を受けている場合 しくは第四項の承認を受けて同条第二項又は第三項に規定する市 地等の買取りをする者の当該買い取つた土地等を法附則第三十 一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三 次号ロ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けて 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号若し 項に規定する市町村長の同項又は同条第三項 (租税特別措置法施行令 (次号口及 若

。)から交付を受けた次に掲げる書類

人又は法人(以下この号において「土地等の買取りをする者」というとして行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限るとして行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限るとして行うこれらの規定に規定する個人又は法人に対するものに限る一種、
一種税特別措置法第三十一条の二第二項第十四号に係る土地等の譲渡

に掲げる書類
イ 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第二号イからハまで

口 略

三 建設を行う同号に規定する個人又は法人(以下この号において「土地 等の買取りをする者」という。 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の |該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同住宅の)から交付を受けた次に掲げる書類 譲渡

口 略

げる書類

1

租税特別措置法施行規則第十三条の三第八項第三号イ及びハに掲

3 5 略

6 第一 事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、 する年の末日) 以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。 (同条第三項の承認にあつては、 を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、 同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業 項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には の翌日から十五日を経過する日までに、 同条第二項に規定する当初認定日の属 第一号に掲げる 市町村長に提 同条

出

しなければならない。

7 政 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十項第二号 令附則第十七条の

二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令 に掲げる書類

で定める事情は、 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第一号及び第二号に 次に掲げる事情とする。

口

略

三 1 等の買取りをする者」という。 建設を行う同号に規定する個人又は法人(以下この号において 租税特別措置法第三十一条の二第二項第十六号に係る土地等の 当該土地等の買取りをする同号の住宅又は中高層の耐火共同 租税特別措置法施行規則第十三条の三第九項第三号イ及びハに掲 から交付を受けた次に掲げる書類 住宅の 土地 譲 渡

げる書類

口 略

3 5

略

6 第一 する年の末日) 出しなければならない。 事項を記載した申請書に第二号に掲げる書類を添付して、 以下この項及び第十項において「確定優良住宅地造成等事業」という。 (同条第三項の承認にあつては、 を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、 同条第一項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日 政令附則第十七条の二第一項に規定する確定優良住宅地造成等事業 項又は第三項に規定する市町村長の承認を受けようとする場合には の翌日から十五日を経過する日までに、 同条第二項に規定する当初認定日の属 第一号に掲げる 市町村長に提 同

7 _ で定める事情は、 政令附則第十七条の二第一項第二号に規定する災害その他の総務省令 租税特別措置法施行規則第十三条の三第十一項第1 次に掲げる事情とする。 一号に掲げる書類

租税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項第一号及び第二号に

掲げる事情

略

8 税特別措置法施行規則第十三条の三第十二項に規定する書類とする。 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、 租

9 村長に提出しなければならない。 項の規定による申告書に添付しているものを除く。)を添付して、 交付を受けた書類 いる者に限る。)は、 又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けて 前項に規定する書類の交付を受けた者 (法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一 遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した書類に当該 (法附則第三十四条の二第二項 市町

及び二

を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号 から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたもの 第一号に規定する譲渡に係る土地等のうち、当該交付を受けた書類 面積及び所在地

兀 略

0)

10 \(\) 12 略

(政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等

第十五条 略

2 施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。 第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられた同 租税特別措置法 条

掲げる事情

8

9

税特別措置法施行規則第十三条の三第十三項に規定する書類とする。 法附則第三十四条の二第七項に規定する総務省令で定める書類は、 租

村長に提出しなければならない。 項の規定による申告書に添付しているものを除く。 交付を受けた書類 いる者に限る。)は、 又は第五項に規定する土地等の譲渡につきこれらの規定の適用を受けて 前項に規定する書類の交付を受けた者 (法第四十五条の二第一項又は第三百十七条の二第一 遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した書類に当該 (法附則第三十四条の二第二項)を添付して、 市

一及び二 略

三 の面積及び所在地 から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつたもの を提出することにより租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号 第一号に掲げる譲渡 に係る土地等のうち、 当該交付を受けた書類

兀 略

10 \(\) 12 略

〈政令附則第十八条第二項又は第六項の明細書等

第十五条 略

2 施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。 第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、 政令附則第十八条第三項又は第七項の規定により読み替えられ 租税特別措置法 た同 条

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等

第十六条 略

置法施行規則第十一条の三第七項各号に掲げる事項とする。同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措と、政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

得等の課税の特例

五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式(法附則第三十第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定

)の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一及び二 略

- 合におけるその判定の方法とする。
 次項において「同族会社」という。)に該当するかどうかを判定する場務省令で定める方法は、会社が法人税法第二条第十号に規定する会社(2 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総
- 同項第四号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。 和四十年政令第九十七号)第七十一条第一項の役員であるとした場合に該当するものに限る。)の株主のうち、その者を法人税法施行令(昭 務省令で定める者は、当該特定株式を発行した特定中小会社(同族会社 3 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十八項第一号に規定する総

(政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等

第十六条 略

置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

得等の課税の特例

)の区分に応じ当該各号に定める日とする。 五条の三第一項に規定する特定株式をいう。以下この条において同じ。 する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる特定株式(法附則第三十第二十条 政令附則第十八条の六第一項第一号又は第十七項第一号に規定

一及び二 略

資に関する契約に該当するものとする。十一年通商産業省令第七十四号)第十一条第二項第三号口に規定する投投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則(平成投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則(平成金)政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十八項第八号に規定する総

5

5

は、 金額 金額 のとする。 該 的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当 金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理 の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた 得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式 した日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所 又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損失の 所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の金額 事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業 総務省令で定めるところにより計算した金額は、 特定株式以外の 政令附則第十八条の六第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する 当該共通必要経費の額は、 に相当する金額とする。 (以下この項において「共通必要経費の額」という。)があるとき 般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するも この場合において、 これらの所得を生ずべき業務に係る収入 当該特定株式の譲渡を 特定株式の譲渡による

6~8略

第十七号様式別表(用紙日本産業規格A5)(第十条関係

資に関する契約に該当するものとする。十一年通商産業省令第七十四号)第十一条第二項第三号二に規定する投投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則(平成投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則(平成務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る4 政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総

は、 金額 のとする。 該特定株式以外の一 的と認められるものにより当該特定株式の譲渡に係る必要経費の額と当 金額その他の基準のうち当該業務の内容及び費用の性質に照らして合理 の譲渡と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡の双方に関連して生じた 得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに当該特定株式 した日の属する年分の一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は 金額に相当する金額とする。この場合において、 又は雑所得の金額を計算した場合にこれらの金額の計算上生ずる損 所得又は雑所得とを区分して当該特定株式の譲渡に係る事業所得の 事業所得又は雑所得と当該特定株式以外の一般株式等の譲渡による事業 総務省令で定めるところにより計算した金額は、 政令附則第十八条の六第五項第一号又は第二十 当該共通必要経費の額は、 (以下この項において「共通必要経費の額」という。 般株式等の譲渡に係る必要経費の額とに配分するも これらの所得を生ずべき業務に係る収入 当該特定株式の 特定株式の譲渡による 一項第一号に規定する があるとき 譲 失の 金 雑 渡 所

6 8 略

第十七号様式別表 (用紙日本産業規格A5) (第十条関係)

第17号様式別表記載要領

$1\sim9$ 昂

10 の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。 規定」という。)の適用がある場合には、 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定(以下10において「特例 「住宅借入金等特別控除の額

昂

該年月日) の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大 合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、特例規定 をいう。 6条の2第2項に規定する特別特例取得を含む。 の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得及び同法第 条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。 3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をい 取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当 2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律 特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をいい 又は特例特別特例取得(同条第10項に規定する特例特別特例取得 (ハ) において同じ。)が特定取得(同法第41条第5項又は第41 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場 (ハ)において同じ。) に該当する場合には、その旨を記載 及びその者の住宅の取得等 (同条第1項に規定する住宅の (/\) において同じ

第17号様式別表記載要領

$1 \sim 9$ 郡

10

規定」という。)の適用がある場合には、 の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。 租税特別措置法第41条の2の2第1項の規定(以下10において「特例 「住宅借入金等特別控除の額

\mathcal{L} 昂

- (\Box) 該年月日)及びその者の住宅の取得等 の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大 条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。 3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をい を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の 合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、特例規定 う。(ハ)において同じ。)が特定取得(同法第41条第5項又は第4: 取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の 2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋 又は特別特定取得(同法第41条第14項に規定する特別特定取得をい 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場 (同条第1項に規定する住宅の
- (ハ) において同じ。

に該当する場合には、 その旨を記載

してください。

<u>}</u> 41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又 びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取 屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並 の特例規定の適用を受けた旨 <u>得</u>に該当する場合には、 例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家 の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごと ついて特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等 増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)に 額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金 借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等 規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等 額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に 年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下 は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住 (ハ) において同じ。) に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第 その旨を記載してください。 (同条第1項又は第5項の規定により特

(川) 器

11~21 器

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係

してください。

5 41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又 びに当該住宅の取得等が特定取得又は特別特定取得 屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並 の特例規定の適用を受けた旨(同条第1項又は第5項の規定により特 の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ご 増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)に 額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する の金額若しくは同条第16項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金 借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別特定住宅借入金等 規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等 額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に 年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下 は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住 例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家 ついて特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金 (ハ) において同じ。) に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年 (租税特別措置法第

__に該当する場合には、その旨を記載してください。

(二) 器

11~21 器

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係

記載要領

- 1 器
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税、道府県民税及び森林環境税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3~13 器

第十九号様式(第十条の二の三関係)

第19号様式記載要領

- 1 この申請書は法<u>第44条の2、第321条の7の13第1項及び森林環境</u> 税及び森林環境護与税に関する法律第10条の規定に基づき徴収の猶予 を申請する場合に使用すること。
- 2 器

第四十四号様式別表二(第二十四条の二十九関係)

第44号様式別表 2 記載要領

1 この明細書は、地方税法(以下「法」という。)第701条の34<u>又は</u>

記載要領

- 器
- 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

0

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税_____をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3~13 黙

第十九号様式(第十条の二の三関係)

第19号様式記載要領

この申請書は法<u>第321条の7の13第1項</u>

の規定に基づき徴収の猶予

2 器

を申請する場合に使用するこ

第四十四号様式別表二(第二十四条の二十九関係

第44号様式別表 2 記載要領

この明細書は、地方税法(以下「法」という。)第701条の34__

グ 1 人	から除かれる者がある場合を含む。)に第44号様式の申告書に添付す	規定の適用がある場合(法第701条の31第1項第5号において従業者	法附則第32条の3若しくは第32条の4(事業所税の非課税の範囲)の
И	3	栽	拼

_ (事業所税の非課税の範囲)の

規定の適用がある場合(法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。)に第44号様式の申告書に添付す

ر ا ا ا ا

2~7 略

 $2 \sim 7$

器

人口 (大口 (上年九月三十日において 住民基本台帳法(昭和四年民基本台帳と) (日本1月三十日において に基づき住民基本台帳に (日本1月三十日において (日本1月三十日において (日本1月日本1月三十日において (日本1月三十日において (日本1月日本1月日本1月日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日本1日	第一項	項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。	る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において に 当父の間 次の妻の玉欄に掲げる第王条の規定中同妻の中欄に掲げ	(1) かり、こりそり (1) にいっちにいります 引きりょうに帰知条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。) の適用につい	葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定	5 福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び	2~4 略	(経過措置)	1 略	(施行期日)	附則	改 正 後
	第一項		る字句は、それ	名四条第三	葛尾村並びに相	5 福島県双葉郡	2 4 略	(経過措置)	1 略	(施行期日)	附則	
人 口 人口	示された国勢調査のうち前年度末までに官報で公	項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。	れぞれ同表の下欄に掲げる。	び第五項の	相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の	郡楢葉町、富岡町、川内村、						改 正
よる の人口の確定数に、令和 住民基本台帳法(昭和四 十二年法律第八十一号) に基づき住民基本台帳に	のうち の結果による当該市 報で公 平成二十二年の国勢	定は、適用・	の下欄に掲げる字句とする。この場上欄に掲げる第五条の規定中同表の	項の人口に係る部分に限る。	五条第一項太	1村、大熊町、双葉町、						前

て得た率(以下この項に					
されている者の数で除し					
づき住民基本台帳に記載					
三十日において同法に基					
の数を平成二十二年九月					
台帳に記載されている者					
台帳法に基づき住民基本					
三十日において住民基本					
口に、平成二十七年九月	の条		口に特例率	の条	
従業地、通学地による人	当該人口をいう。以下こ		従業地、通学地による人	当該人口をいう。以下こ	
	D			0	
平成二十二年の国勢調査	国勢調査のうち最近のも		平成二十二年の国勢調査	国勢調査のうち最近のも	
により	により前年度末までに		により	により前年度末までに	
	地による人口が			地による人口が	
特例昼間人口(昼間人口(従業地、通学	第二項	特例昼間人口(昼間人口(従業地、通学	第二項
「特例人口」という。)			「特例人口」という。)		
得た人口(次項において			得た人口(次項において		
を乗じて			率」という。)を乗じて		
率			率(次項において「特例		
いる者の数で除して得た			いる者の数で除して得た		
民基本台帳に記載されて			民基本台帳に記載されて		
において同法に基づき住			において同法に基づき住		
平成二十二年九月三十日			平成二十二年九月三十日		

	昼間人口から常住人口		いて同じ。)	をいう。以下この条にお	る官報で公示された人口	当該国勢調査の結果によ	常住人口(
	特例昼間人口から特例人						特例人口	いう。以下この項	を乗じて得た人口を	
	昼間人口から常住人口		いて同じ。)	をいう。以下この条にお	る官報で公示された人口	当該国勢調査の結果によ	当該市町村の常住人口(
例人口	特例昼間人口から特定特	人口という。)	この項において特定特例	を乗じて得た人口(以下	の人口の確定数に特例率	の結果による当該市町村	平成二十二年の国勢調査	いう。以下この項	。)を乗じて得た人口を	おいて「特例率」という
		中 日 上 昼間人口から特例人 昼間人口から常住人口	中 中 日 日 日 日 日 日 日 日	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	つ常住人口 特例昼間人口から特例人 口 をいう。以下この条にお	つ常住人口 特例昼間人口から特例人 口 昼間人口から常住人口 日 昼間人口から常住人口	当該国勢調査の結果によりによりでは、	特例人口 当該市町村の常住人口 と 当該国勢調査の結果によ	特例人口 当該市町村の常住人口 (・

最近のものの結果による の人口の確定数に、 大口 に基づき住民基本台帳法(昭生民基本台帳法(昭本台) に基づき住民基本台帳法(昭本台) で基づき住民基本台	第六項 示された国勢調査のうち の結果による当該市場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用-	目) 一日) 一日) 一日) 一日) 一日) 一日) 一日) 一日	改正後
平成二十二年九月三十日 平成二十二年九月三十日 平成二十二年十二年法律第八十一号) に基づき住民基本台帳に に基づき住民基本台帳に	る当該市町村年の国勢調査	a ° 中 の 町 、こ 同 規 及 ° の 表 定 び	
	第合	5 2 1 易のの葛 ((() () () () () () () () (
	場合において、同条第	R 福 4 経 略 施 附	改
人口 人口	いて、日	R 福 4 経 略 施 附	改正

の数を平成二十二年九月 で得た率(以下この項に されている者の数で除し されている者の数で除し				
9万人口をいう。以下こ		口に特例率 日におる人	当該人口をいう。以下こ	
の 国勢調査のうち最近のも により前年度末までに		平成二十二年の国勢調査	の 国勢調査のうち最近のも	
地による人口が昼間人口(従業地、通学	第七項	特例昼間人口(地による人口が昼間人口(従業地、通学	第七項
		「特例人口」という。)		
		率」という。)を乗じて率(次項において「特例		
		民基本台帳に記載されて		
		において同法に基づき住		

		を乗じて得た人口を				。) を乗じて得た人口を	
		いう。以下この項				いう。以下この項	
	常住人口(特例人口			当該市町村の常住人口(平成二十二年の国勢調査	
	当該国勢調査の結果によ				当該国勢調査の結果によ	の結果による当該市町村	
	る官報で公示された人口				る官報で公示された人口	の人口の確定数に特例率	
	をいう。以下この項及び				をいう。以下この項及び	を乗じて得た人口(以下	
	次項において同じ。)				次項において同じ。)	この項において特定特例	
						人口という。)	
	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人			昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特定特	
		П				例人口	
	同項の人口	特例人口			同項の人口	特例人口	
略			6	略			

第一条の二の略の私有林人工林の面積の算定)の法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定)の法第二十八条第一項の私有本人工林の面積の算定)の私有	(政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等) 第一条 森林環境税及び森林環境議与税に関する法律施行令(令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。)第一条第一号に規定する。 二 借家に居住する世帯であること。 三 収入のない世帯であること。 三 収入のない世帯であること。 三 収入のない世帯であること。 1 付家に居住する世帯であること。 三 収入のない世帯であること。 三 収入のない世帯であること。 二 一級地 ○・九 1 一級地 ○・九 三 三級地 ○・九	
項の私有林人工林の面積の算定)		正

〇森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則(平成三十一年総務省令第四十号)

(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正)

第 条の三 略

(端数計算

第四条 あるときは、 同条の規定により補正された後の数に一へクタール未満の端数が 第一条の三の規定により私有林人工林の面積を補正する場合にお その端数を四捨五入する。

附 則

林の面積) (令和元年度及び令和二年度における法第二十八条第一項の私有林人工

第三条 条の二の規定にかかわらず、前条に規定する調査の結果による平成二十 令和元年度及び令和二年度における私有林人工林の面積は、

第一

林の面積)

九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積(以下この条に

有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面 工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私 務大臣が必要と認める場合に限り、 工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、 おいて「私有林人工林面積」という。)とする。ただし、当該私有林人 当該廃置分合に係る区域の私有林人 総

積とすることができる。

(法第二十八条第一 項の私有林人工林の面積の補正)

第 条の二 略

、端数計算)

第四条 いて、 あるときは、 同条の規定により補正された後の数に一ヘクタール未満の端数が 第一条の二の規定により私有林人工林の面積を補正する場合にお その端数を四捨五入する。

附 則

(令和元年度及び令和二年度における法第二十八条第一項の私有林人工

第三条 令和元年度及び令和二年度における私有林人工林の面積は、 条 積とすることができる。 有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林 工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私 務大臣が必要と認める場合に限り、 工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、 おいて「私有林人工林面積」という。)とする。ただし、当該私有林人 九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積(以下この条に の規定にかかわらず、前条に規定する調査の結果による平成二十 当該廃置分合に係る区域の私有林人 第一 総 面

(附則第九条関係)

	2 地方譲与税	1 略	款		4~15 略						3 地方議与税	1及び2 略	蒸		痰	歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分	改
1及び2 略			項	市町村			5 森林環境讓与税			1~4 略			項	都 道 府 県			正
			Ш			1 森林環境讓与税							ш		入	(第十五条関係)	後
	2 地方讓与税	1 略	款		4~15 略						3 地方讓与税	1及び2 略	蒸		爽	歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分	改
1 及び 2 略 <u>3</u> 地方道路譲与税			項	市町村			6 森林環境護与税		5 地方道路讓与税	1~4 略			項	都 道 府 県		医分及び目の区分(第十五	正
						1 森林環境譲与税		1 地方道路讓与税					ш		入	(第十五条関係)	前

1 ~ 4 略 5 森林環境護与税 6 航空機燃料護与税	1~4 略 5 森林環境護与税 1 森林環境議与税	3
3 地方讓与稅		1 名 本 で か 大
税 1~4 略 5 地方道路讓与税 6 森林環境讓与税 7 航空機燃料讓与税	1~4 略5 地方道路讓与稅6 森林環境讓与稅	1 地方道路譲与税 4 森林環境譲与税 1 森林環境譲与税 1 森林環境譲与税 1 森林環境譲与税 1 森林環境譲与税 1 森林環境譲与税 1

「 2 地方譲与税 1及び2 略	1及び2 略 3 森林環境譲与税 3~8 略	「 2地方譲与税	」とし、以下順次4号ずつ繰り下げ、	2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第 1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、 道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定する ゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関す る法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「9 地方特例を付金」を「13 地方特例を付金	すること。	4 器
「2	1		」とい			1 略
地方譲与税 1及び2 略 <u>3</u> 地方道路譲与税	1及び2 略 3 地方道路譲与税 1 4 森林環境譲与税 4 森林環境譲与税	地方譲与税	、以下順次4号ずつ繰り下げ、	ん譲与税法第1条 港関係市町村、地 7条第3項に規定 7条第3項に規定 所在市町村又は国 1項の規定の適用 の熱の欄中「9	するにと。	
	地方道路譲与税 を森林環境譲与税			《の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第 业方自治法第252条の19第1項の指定都市、 三する指定市、地方税法第103条に規定する 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関す 引を受けることとなる市町村にあつては、市 地方特例を付金」を「13 地方特例を付金		

すること。	3~12 略 3~12 略	1 略	6 石油ガス譲与税	1 略	5 航空機燃料讓与税	1 略	4 特別とん譲与税 と	<u>1</u> 森林環境護与税	3 森林環境譲与税	
\$ 11 C.	2 略		7 石油ガス譲与税	1	6 航空機燃料讓与税	1	5 特別とん譲与税		4 森林環境讓与税	
		1 器		1 略		1 略	(\	1 森林環境讓与税		